

平成 21 年 12 月 25 日

各 位

日 本 貸 金 業 協 会
会 長 小 杉 俊 二
問 合 先 企 画 調 査 部 広 報 CSR 課
電 話 番 号 03-5739-3013
FAX 番 号 03-5739-3027

「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」座長宛

意見書の提出について

日本貸金業協会は、12月22日、金融庁の「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」座長大塚耕平内閣府副大臣（金融担当）宛に、別添の「改正貸金業法の完全施行に向けて」と題する意見書を提出いたしましたのでお知らせいたします。

以 上

改正貸金業法の完全施行に向けて

平成 21 年 12 月 22 日

日本貸金業協会

日金協(企)第21-107号
平成21年12月22日

貸金業制度に関するプロジェクトチーム

座長 大塚耕平殿

日本貸金業協会

会長 小杉俊二

改正貸金業法の完全施行に向けて

1. はじめに
2. 日本貸金業協会の設立
3. 改正貸金業法の国民への周知徹底の必要性
4. 完全施行に伴い借入が困難になる国民への対応
5. 預金取扱金融機関にできない貸金業の資金供給機能の確保

資料：「貸金業界の現状について」

照会先

東京都港区高輪3-19-15 二葉高輪ビル

日本貸金業協会 企画調査部

電話番号 03-5739-3013

担当 水落（ミズノ）・英（エビサ）

政府においては、改正貸金業法の完全施行に向けての「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」を設置し、平成21年11月30日より、政務三役を中心とした事務局会議が開始されました。日本貸金業協会は、貸金業界唯一の自主規制機関として第1回事務局会議に招集され、発言の機会をいただきました。

その会議において、「貸金業界の現状について」のアンケート調査結果に基づき、完全施行に向けていくつかの検討課題を提起いたしましたが、改めて下記の通り文書で提出いたします。

記

1. はじめに

戦後の復興期から高度経済成長期を通じ現在に至るまで、日本経済における金融機能は、銀行を代表とする産業金融を中心に発展を遂げてきた。政府系金融機関、長信銀、都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、それぞれ各業態・規模に応じて金融機関として資金の供給機能を果たしてきたものの、いずれも預金者保護の観点から、無担保、無保証という、リスクの高い庶民金融の分野は融資の対象とはなり得なかった。

消費者（個人）、個人事業主、中小零細企業、ベンチャー企業などに対する無担保、無保証、小口、短期（つなぎ）という従来預金取扱金融機関が、そのリスクと採算性から融資の対象としてこなかった分野に、自らのリスクで資金を供給し、金融機能の役割を担ってきたのがノンバンクと称される貸金業界である。しかしながら、業界の急拡大に伴い、度重なる社会問題の発生を契機として法改正が行われ、貸金業規制法として規制の強化が図られてきた。

今回の、貸金業規制法から貸金業法への最大の改正点は、従来の規制法を抜本的に見直し、業法として貸金業を国民経済に資する金融機能の役割を担う業界として位置づけたことにある。

昨秋のリーマンショックを契機とした日本経済の激変により、消費者（家計）のやりくり、個人事業主、中小零細企業の資金繰りは大きな影響を受けており、貸金業界の金融機能としての資金供給の役割は飛躍的に高まっている。完全施行に伴い、国民の間に混乱が生じることがないように、予想される事態に対し検討を求めるものである。

2. 日本貸金業協会の設立

日本貸金業協会は、平成 19 年 12 月 19 日改正貸金業法の本体施行により、貸金業界の自主規制機関として設立された。

「貸金業者の業務の適正な運営の確保と、資金需要者等の利益の保護」という設立目的に沿い、設立後協会員に対し、金融機関として求められる法令及び自主規制基本規則の遵守やモラルある業務の運営を指導してきた。設立時 4,063 社（者）であった会員数は、廃業、登録不更新、退会等で激減し、平成 21 年 10 月末現在 2,462 社（者）となっている。また、会員数の減少以上に貸金業登録業者数の減少は大きく、設立時 40.2%だった加入率は現在 51.8%と法で求められる 50%を若干超える状況にある（資料 20～21 ページ参照）。

当協会は、協会員の法令及び自主規制基本規則の遵守状況を点検するため、年 1 回の全協会員を対象とした書類監査と、年間 50 社（者）を目途とした実地監査を行ってきた。監査に従わない協会員、法令及び規則の遵守状況に不備のある協会員に対しては、定款に則り処分を下してきたが（資料 35 ページ参照）、行政との連携も深まり、会員権停止処分中の協会員に対し、登録取消しの行政処分が発令されるなど、自主規制機能の実効性は高まりつつある。また、業務運営の細部にわたる点検・指導により、協会員の法令及び規則に対する意識改革は急速に浸透しつつある。

一方、当協会は資金需要者等の利益の保護の観点から、利用者の苦情・相談にも積極的に取組んでおり、年間約 42,000 件に及ぶ対応を行い、その解決に当たっている（資料 34 ページ参照）。苦情・相談への対応、カウンセリング、そして将来的には「裁判外紛争解決機関（金融ADR）」の設置も見据え、中立的な立場で資金需要者等の利益の保護に取り組んでいくこととしている。また、当協会では、設立以来貸金業界の実態把握のため、各種統計資料の整備を始めとして様々なアンケート調査を実施してきた。これらの当協会が行った資金需要者及び貸金業者双方に対するアンケート調査結果から、改正貸金業法の完全施行に向けて検討すべきいくつかの課題が浮かび上がった。

完全施行にあたり、資金需要者、貸金業者はもとより、国民経済に混乱が生じないよう、以下の課題について検討を願うものである。

3. 改正貸金業法の国民への周知徹底の必要性

当協会では、貸金業法改正について、国民への周知徹底を図るべく、今年度約4億円の特別予算を計上し、平成21年3月から8月にかけて、新聞、雑誌、交通機関、インターネット等に改正内容の広告を掲載し、併せて、協会員に対して、自社の利用顧客に対して改正内容の告知対応を要請するなど、告知活動に取り組んできた。この結果、平成21年8～9月当協会が実施したアンケート調査によれば、認知率は一般消費者34.1%、借入利用者で49.5%となった(資料51ページ)。これは、昨年12月当協会が実施した同様の調査に比べ、それぞれ20%と39%から10ポイント以上改善し、その効果は一部認められるものの、一般消費者の約3分の1、借入利用者の約2分の1しか認知されていないのも実態である。また、認知率を年収別に見ると借入利用が多いと思われる低年収の層ほど認知率は低く(資料52ページ参照)、幅広く国民全体に周知徹底を図る必要がある。

なお、貸金業法改正の認知媒体についての調査によれば、一般消費者、借入利用者とも「新聞、雑誌、テレビ、ラジオ、インターネット」のニュース記事、及び「新聞広告」が圧倒的に多い(資料53ページ参照)。完全施行までに残された時間は少なく、国民経済の混乱を防ぐため、あらゆる媒体を利用して政府による徹底した広報活動が必要と思われる。

4. 完全施行に伴い借入が困難になる国民への対応

借入額を年収の3分の1以内とする総量規制について、現在の消費者金融の借入利用者が該当しているかアンケート調査を実施したところ、50.2%が年収の3分の1を超えていた(資料49ページ参照)。消費者金融会社が加盟する信用情報機関に登録された残高のある利用者が1,000万人を超えていることから(資料32ページ参照)、数百万人の借入利用者が新たに借入することが困難になる可能性がある。昨秋のリーマンショック以降の景気動向により、賞与はもとより所得は減少傾向にあることから、総量規制該当者はさらに増加する恐れがある。

なお、多重債務者とされてきた借入件数5件以上の利用者は、平成19年2月の177万人から平成21年5月には59万人へと7割近く減少しており(資料32ページ参照)、多重債務者以外の多くの健全な利用者が借入困難になることにより、消費需要の減退を招き、我国経済に与える影響も無視できないものと思われる。

また、希望通り借入ができなかった資金需要者のその後の行動調査によれば、「支出を抑えた」が57.1%で最も多いものの、「家族や親族に借りた」「友人・知人に借りた」が計で32.6%と約3分の1にのぼる（資料46ページ参照）。中にはヤミ金融を探すケースも7.1%あった。さらにヤミ金融との接触状況についての調査では、借入利用者の内、「借りたことがある」との回答が12.2%あり、その資金使途は「生活費の補てん」が最も多く、利用理由は「緊急に資金が必要となったから」であった（資料47ページ参照）。このように日常生活において、緊急に資金が必要となるケースは多くあり、無担保・無保証で緊急な資金ニーズに応えられる、健全なノンバンクの存在は不可欠である。

また、総量規制には除外、例外規定があるが、専業主婦(主夫)を対象とした配偶者の同意書等必要書類の提出、個人事業主を対象とした返済能力の根拠となる書類の提出については、いずれも約半数の利用者が対応困難と回答しており（資料56・67ページ参照）、これらの資金需要者にとって借入に必要な手続きが負担となることが懸念される。

完全施行にあたり、政府及び都道府県等地方公共団体による融資制度の創設、整備といった公的支援と共に、ヤミ金融被害防止のため、早急により強固な対策を講ずる必要があると考える。

5. 預金取扱金融機関にできない貸金業の資金供給機能の確保

現在、貸金業登録業者数は大幅に減少している（資料20ページ参照）。改正貸金業法が公布された平成18年は14,236社（者）、直近の平成21年10月末では4,752社（者）と9,484社（者）減少した。貸付残高も1年半（平成19年9月～平成21年3月）の間に16.6兆円から13.8兆円に約2.8兆円減少している（資料10ページ参照）。

業界を見れば、上限金利引下げへの対応は進んでおり、20%超～29.2%の貸付残高割合は、消費者向無担保貸付で53%から41%へ低下、事業者向貸付で41%から9%へ急減している（資料11・12ページ参照）。また、成約率も約37%から約27%に低下し、4件に3件は融資を断る状況になっている（資料44ページ参照）。このように貸金業者は、法改正を視野に入れビジネスモデルを見直ししているものの、貸金業者の経営状況は極めて厳しいものとなっている。業界平均では、平成20年度は過払利息返還費用を除いた営業費用は利息収入を上回っている。（資

料 24 ページ参照)。零細・中小の貸金業者では廃業、登録不更新、倒産が相次ぎ、大手の貸金業者といえども大幅な人員削減、店舗閉鎖といったリストラを余儀なくされている。また、報道によれば、銀行等金融機関の厳しい融資姿勢等により、資金調達環境が悪化し、大手の貸金業者であっても新規貸出しの停止、貸付金の回収で自らの返済原資を確保しようとする動きがあり、貸金業者の金融機能は急速に低下している。

その中で特に、改正貸金業法の完全施行へ向け、ビジネスモデルの見直しを図ろうとしている貸金業者に多大な影響を与えているのが、高止まりしている過払利息返還である。過払利息返還の対応コストは、3年間で4兆円を超え(資料 26 ページ参照)、財務面、収益面、資金面等貸金業者の経営が極めて不安定なものとなり、資金供給機能が低下し、事業の継続に支障をきたしている。

過払利息返還は多重債務者の救済に効果があったが、過払利息返還請求者の半数以上は完済し残高のない先や正常な返済先であり(資料 26 ページ参照)、返還された過払金のすべてが必ずしも多重債務者に届いていないのが実態である。貸金業者が社会から支持される健全な庶民金融として、預金取扱金融機関にできない資金供給機能を果たしていくためにも、過払利息返還のあり方については冷静な検討を行う時期にあると考える。

以上

貸金業界の現状について

平成21年12月

日本貸金業協会

目次

はじめに

- 貸金業(ノンバンク)の総貸付残高・利用者層の特徴
- 貸金業法改正の背景・枠組み
- ＜参考＞ノンバンクと国内銀行の市場規模の推移
- 貸金業者(協会員)の業種別構成
- 協会員の規模別構成

I. 貸金マーケットの状況

- I-1. 貸金市場の規模—残高・件数・単価
- I-2. 貸金市場の規模—金利帯別貸付残高(消費者向貸付)
- I-3. 貸金市場の規模—金利帯別貸付残高(事業者向貸付)
- I-4. 月間貸付金額(供与額)の推移
- I-5. 貸付残高の見通し
- I-6. 貸付残高の減少要因

II. 貸金業者の現状

- II-1. 貸金業登録事業者数の推移
- II-2. 協会員数の推移
- II-3. 貸金業者の経営状況—収益の推移
- II-4. 貸金業者の経営状況—コスト削減
- II-5. 貸金業者の経営状況—コスト構造
- II-6. 貸金業者の経営状況—資金調達
- II-7. 貸金業者の経営状況—利息返還請求
- II-8. 貸金業者の経営状況—事業継続の可能性
- ＜参考＞法改正に対する貸金業者の声

III. 貸金業法改正の効果

- III-1. 業法改正効果
- III-2. 多重債務者数の推移
- III-3. 相談窓口の整備状況
- III-4. 貸金業者のガバナンス強化
- III-5. 貸金業務取扱主任者の国家試験化

IV. マクロ経済環境の悪化

- IV-1. 雇用情勢と消費活動の動向
- IV-2. 中小企業の景況感
- IV-3. 金融市場(金利動向)の変化

V. 資金需要者への影響と動向

- V-1. 上限金利引下げ—貸金業者の対応状況
- V-2. 審査姿勢の変化
- V-3. 成約率の推移
- V-4. 借入申込結果の状況
- V-5. 与信制限者の行動
- V-6. ヤミ金融の状況
- V-7. 総量規制導入の影響
- V-8. 完全施行の影響を受ける資金需要者像
- V-9. 貸金業法改正の認知率(一般消費者、借入利用者)
- V-10. 貸金業法改正の認知率(年収別認知率)
- V-11. 貸金業法改正の認知媒体
- V-12. 収入を証明する書類の提出可否(借入利用者)
- V-13. 収入を証明する書類の取得状況(貸金業者)

目次

V. 資金需要者(一般消費者)への影響と動向

- V- 14. 配偶者の同意書等必要書類の提出可否(借入利用者)
- V- 15. 配偶者の同意書等必要書類の取得状況(貸金業者)
- V- 16. 法改正に関する意見
- V- 17. 総量規制の適用除外および例外貸付の対応(貸金業者)

VI. 資金需要者(中小企業・個人事業主)への影響と動向

- VI- 1. 事業性資金の借入先
- VI- 2. 借入申込結果の状況
- VI- 3. 与信制限者の行動
- VI- 4. ヤミ金融の状況
- VI- 5. 貸金業法改正の認知率
- VI- 6. 事業実態が分かる書類の提出可否
- VI- 7. 返済能力の根拠となる書類の提出可否

VII. 資金需要者の声

- VII- 1. 一般消費者
- VII- 2. 経営者・個人事業主

まとめ

- まとめ-1. 改正貸金業法の効果進行
- まとめ-2. 貸金業界の現状と資金需要者への影響
- まとめ-3. 完全施行に向けて
協会が行った調査概要一覧

はじめに

はじめに:貸金業(ノンバンク)の総貸付残高・利用者層の特徴

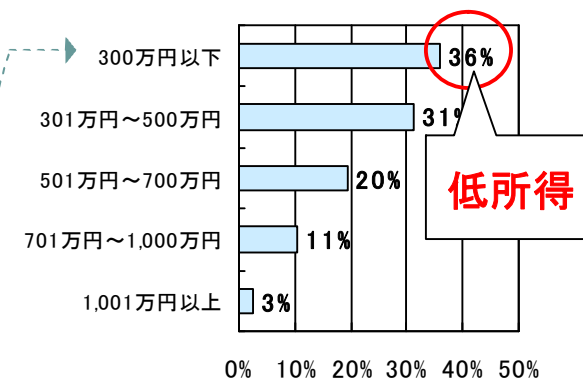
- ノンバンクの総貸付残高は全体で約38兆円。(*ノンバンクの総貸付残高は、金融庁「貸金業関係資料集」より引用)
- 所得の低い個人や小規模な企業が利用者の中心となっている。
- また、金融機関(銀行等)と提携した保証事業は全体で約4兆円。

資金供給の担い手

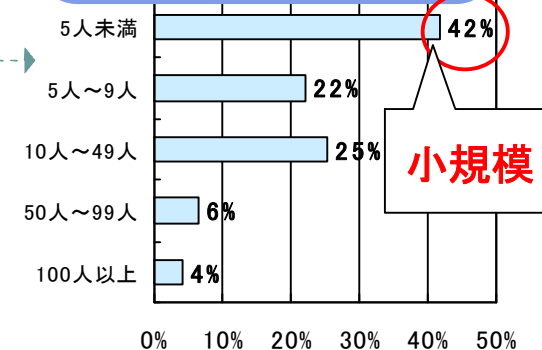
主な貸付形態と残高

預金取扱 金融機関	個人 向け	住宅向貸付	143兆円
		消費者信用	12兆円
		企業向貸付	467兆円
公的金融機関	個人 向け	住宅向貸付	34兆円
		消費者信用	272兆円
		企業向貸付	
ノンバンク		消費者向貸付	16兆円
		事業者向貸付	22兆円
		保証事業	4兆円

借入経験者数構成
消費者(年収別)



借入経験者数構成
事業者(従業員数別)

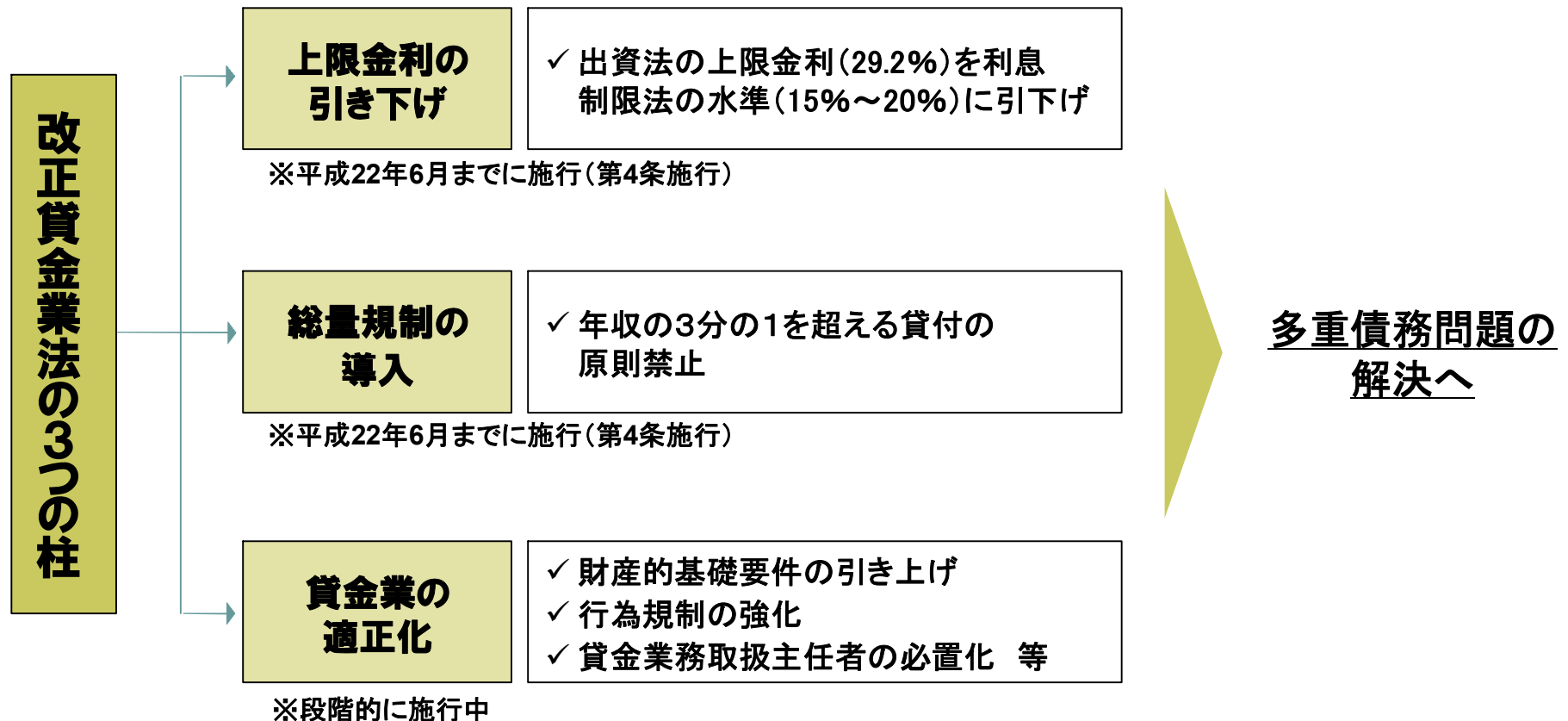


出典:日本銀行統計、
金融庁「貸金業関係統計資料集」(以上、H21年3月)、
JFSA 月次統計資料(H21年4月)

出典:JFSA認知調査(H21年度)、資金需要者調査(H20年度)

はじめに：貸金業法改正の背景・枠組み

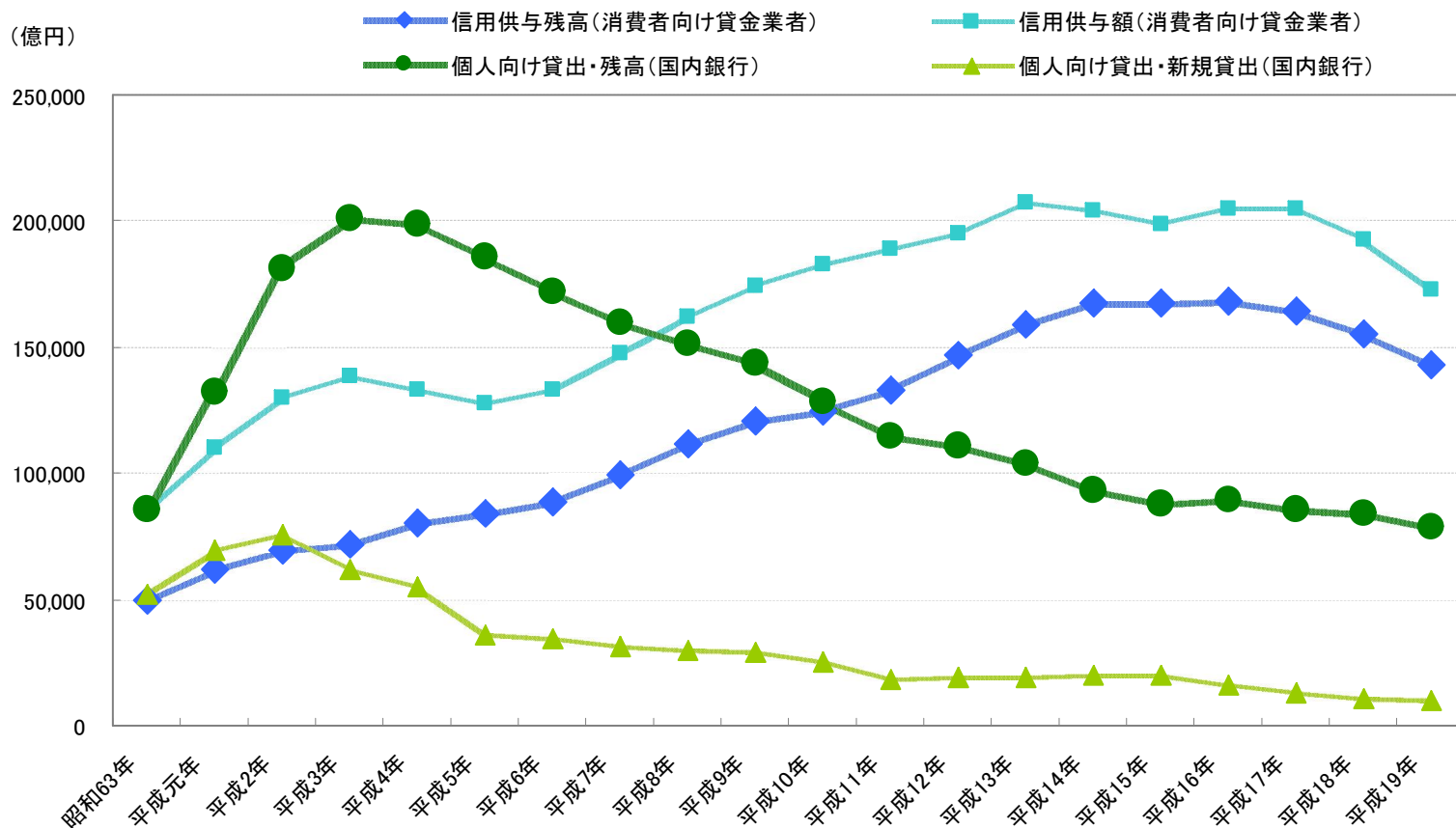
- 平成18年12月、社会問題化した「多重債務問題」の対応策として改正貸金業法が成立。
- その内容は、「上限金利引下げ」や「年収の3分の1を超える貸付の原則禁止（総量規制）」など、貸金業者のみならず、一般利用者にも大きな影響のある抜本的な改正となった。



<参考> ノンバンクと国内銀行の市場規模の推移

- 消費者向け貸金業者の市場規模は、平成13年まで順調に拡大し、平成17年まで横ばいで推移していたものの、平成17年以降は減少傾向に変化。（国内銀行以上に減少）

ノンバンクと国内銀行の貸出・残高の推移



出典: 旧・日本クレジット産業協会「消費者信用統計」、日本銀行統計

※ 国内銀行の新規貸出及び残高: 個人向け貸出金(消費財・サービス購入資金)

はじめに：貸金業者(協会員)の業種別構成

○ 貸金業者には多数の業態があり、協会では下記12業態分類で業者全体を把握。

業態名	定義（要約）	協会員（平成21年8月末）				（参考）金融庁公表分（平成21年3月末）			
		事業者数		残高		事業者数		残高	
		（社）	（％）	（億円）	（％）	（社）	（％）	（億円）	（％）
1 消費者向無担保貸金業者	・ 消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・ 無担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもの	1,177	45.5%	75,787	38.9%	1,665	38.8%	72,853	19.2%
2 消費者向有担保貸金業者	・ 消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・ 有担保(除住宅向)貸付残高が最も多いもの	228	8.8%	1,695	1.0%	314	7.3%	1,933	0.5%
3 消費者向住宅向貸金業者	・ 消費者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・ 住宅向貸付残高が最も多いもの	42	1.6%	3,153	1.5%	78	1.8%	6,158	1.6%
4 事業者向貸金業者	・ 事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・ 下記5～12のいずれにも該当しないもの	596	23.0%	24,590	15.1%	1,184	27.6%	168,546	44.5%
5 手形割引業者	・ 事業者向貸付残高が合計貸付残高の5割以上で、 ・ 手形割引残高が5割以上	84	3.2%	655	0.4%	206	4.8%	961	0.3%
6 クレジットカード会社	・ 日本クレジットカード協会に加盟しているもの	170	6.6%	33,863	13.5%	154	3.6%	24,635	6.5%
7 信販会社	・ 割賦購入あっせん業者として登録しているもの	54	2.1%	34,261	18.7%	112	2.6%	54,434	14.4%
8 流通・メーカー系クレジット会社	・ 電気機械器具関係・自動車関係の公益法人に加盟しているもの ・ 日本百貨店協会、日本チェーンストア協会等に加盟しているもの	35	1.4%	16,461	6.1%	60	1.4%	4,317	1.1%
9 建設・不動産業者	・ 建設・不動産関係の公益法人に加盟しているもの	68	2.6%	1,044	0.8%	202	4.7%	4,962	1.3%
10 質屋	・ 質屋の許可を受けているもの	5	0.2%	15	0.0%	65	1.5%	132	0.0%
11 リース会社	・ (社) リース事業協会に加盟しているもの	47	1.8%	10,052	3.8%	96	2.2%	39,435	10.4%
12 日賦貸金業者	・ 日賦貸金業者として登録されているもの	83	3.2%	79	0.0%	157	3.7%	95	0.0%
合計		2,589	100.0%	201,660	100.0%	4,293	100.0%	378,467	100.0%

※ 当分類は、金融庁貸金業関係統計資料における分類に準拠

出典：JFSA 平成21年8月末時点の協会員情報
金融庁「貸金業関係統計資料集」(平成21年3月末)

はじめに：協会の規模別構成

- 業者規模も大小幅広く分散している。
- 但し、貸付残高規模で見ると、社数比で2.1%の500億円以上の業者が、貸付残高全体の86.4%を占める。

◆ 資本金別業者構成

	件数 (社)	構成比	残高 (百万円)	構成比
個人	914	35.3%	52,321	0.3%
法人	1,675	64.7%	20,113,724	99.7%
2,000万円未満	792	30.6%	463,543	2.3%
5,000万円未満	363	14.0%	413,414	2.1%
5,000万円以上	520	20.1%	19,236,767	95.4%
合計	2,589	100.0%	20,166,045	100.0%

◆ 貸付残高別業者構成

	件数 (社)	構成比	残高 (百万円)	構成比
1,000万円未満	469	18.1%	976	0.0%
1億円未満	939	36.3%	39,807	0.2%
500億円未満	1,125	43.5%	2,701,436	13.4%
5,000億円未満	47	1.8%	8,310,866	41.2%
5,000億円以上	9	0.3%	9,112,960	45.2%
合計	2,589	100.0%	20,166,045	100.0%

2.1%

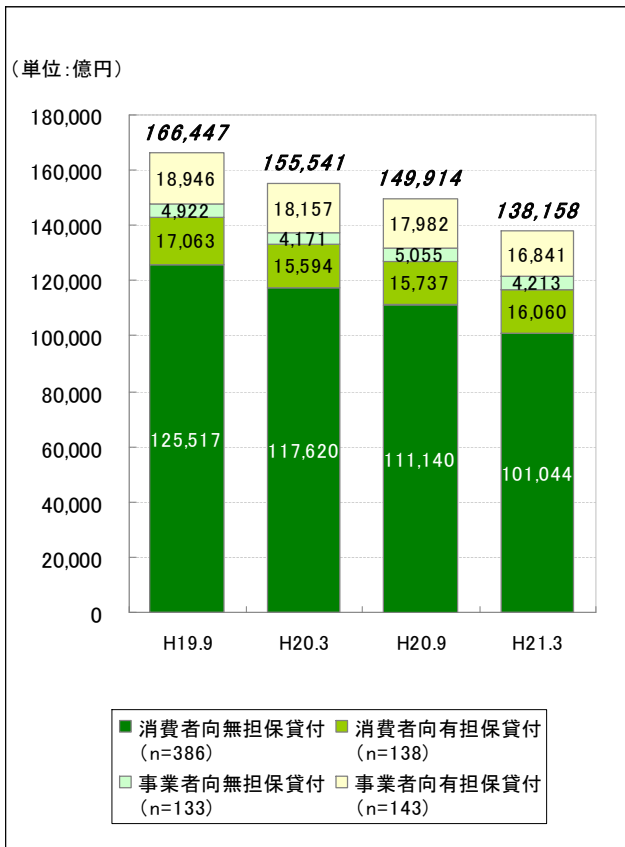
86.4%

I . 貸金マーケットの状況

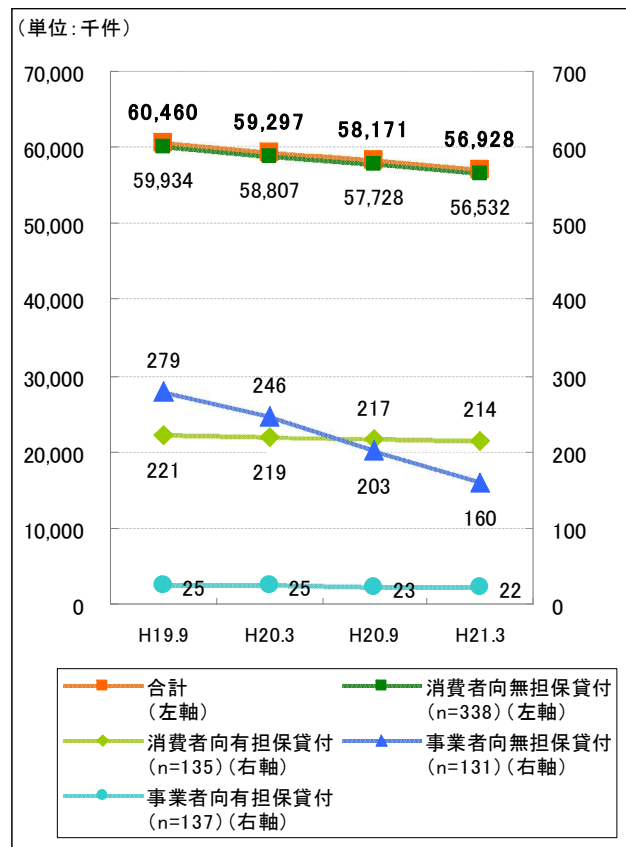
I-1. 貸金市場の規模－残高・件数・単価(平成19年9月～平成21年3月)

- 貸付残高は、一年半の間に、16.6兆円から13.8兆円に約2.8兆円(17%)の減少。
- 消費者向無担保貸付は、貸付件数が約340万件(6%)減少し、貸付単価は14%低下。
- 事業者向無担保貸付は、貸付件数が約12万件(43%)減少の一方、貸付単価は48%上昇と貸付先の選別が進展。

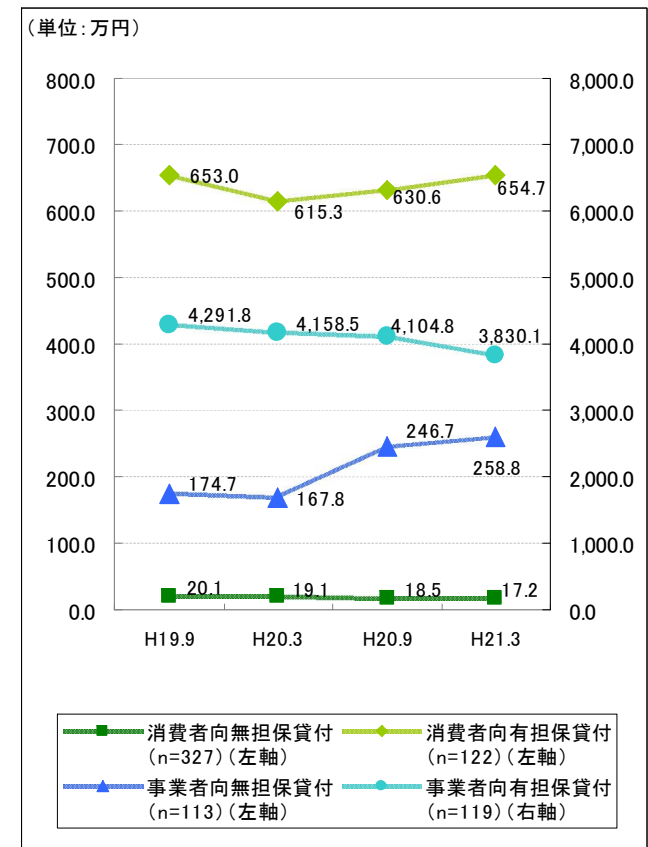
貸付残高の推移



貸付件数の推移



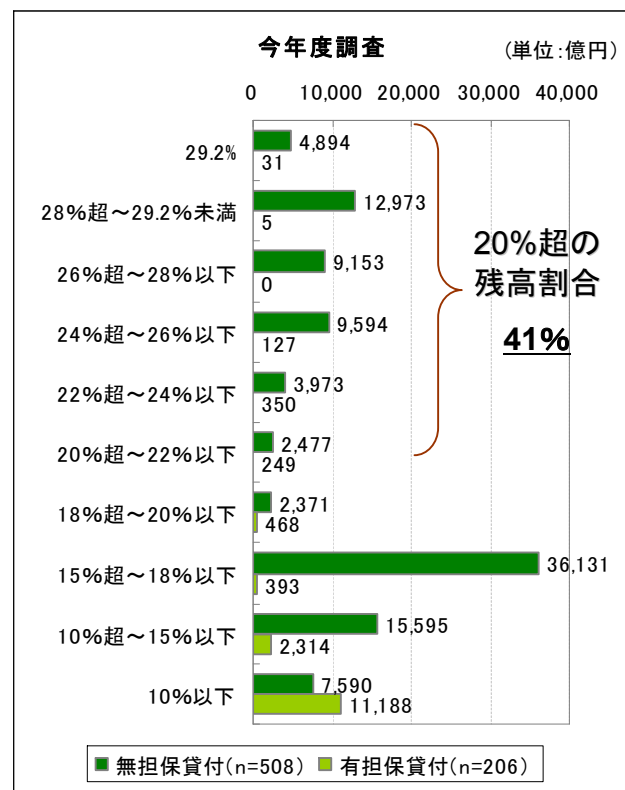
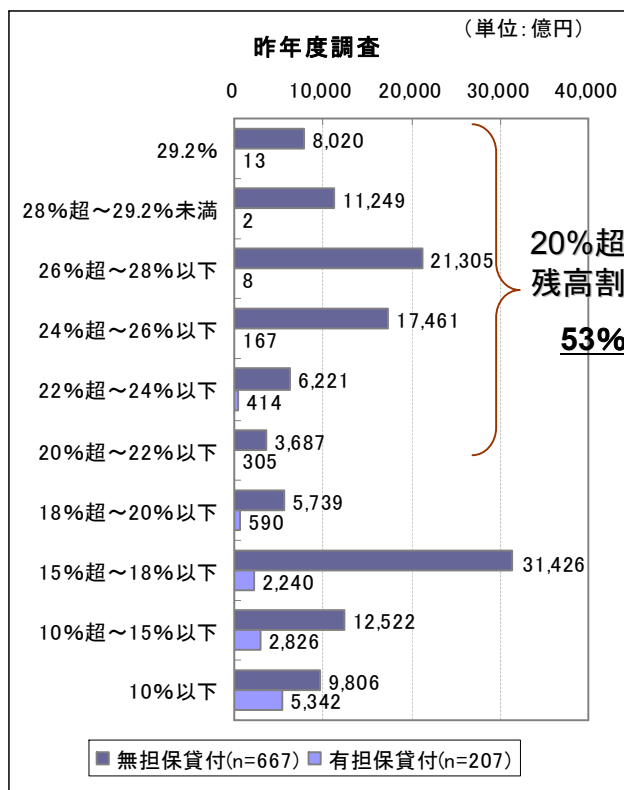
貸付単価の推移



I-2. 貸金市場の規模－金利帯別貸付残高(消費者向貸付)

○ 無担保貸付における「20%超から29.2%」の貸付残高割合は53%から41%へ低下。

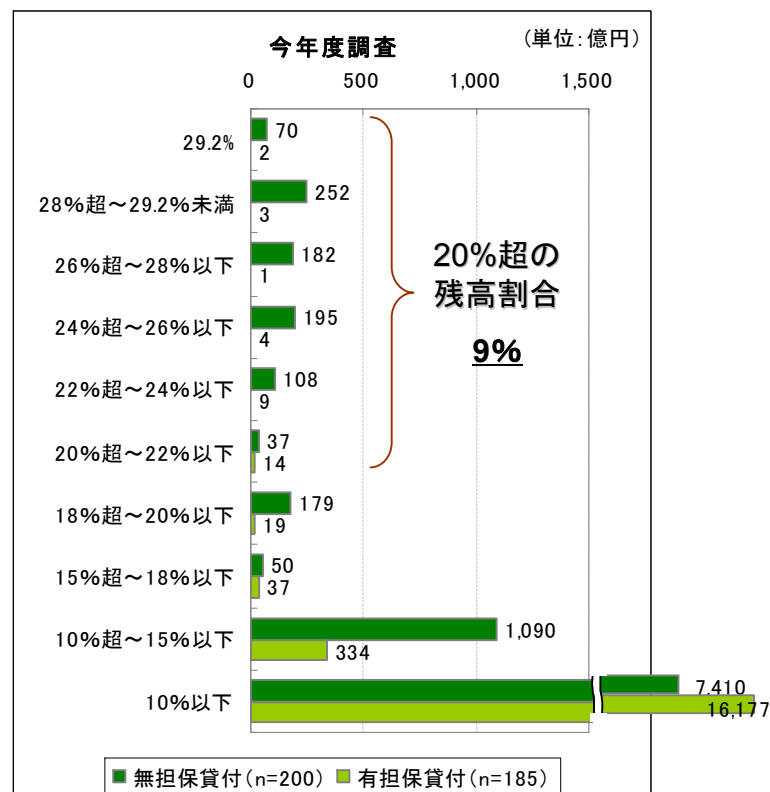
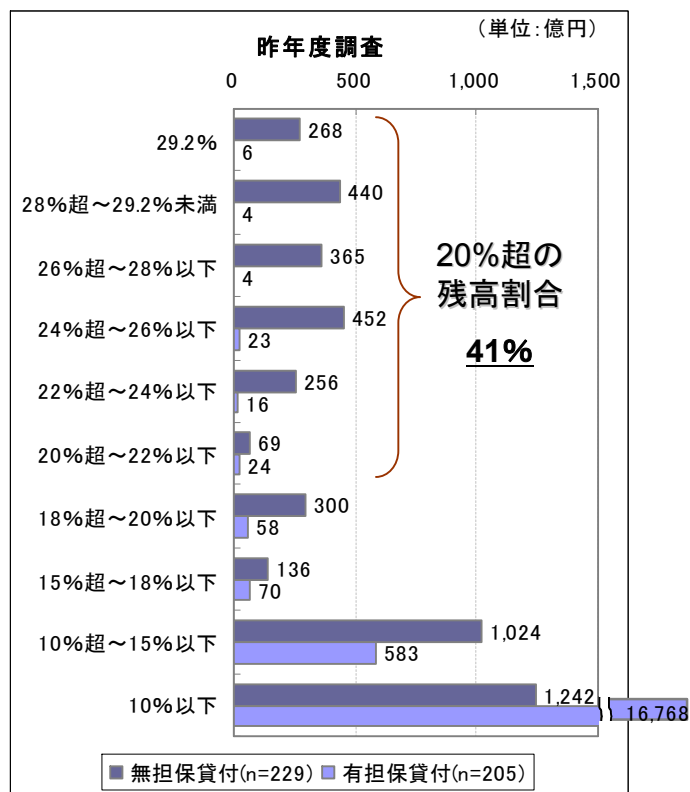
金利帯別貸付残高の推移(消費者向貸付)



I-3. 貸金市場の規模－金利帯別貸付残高(事業者向貸付)

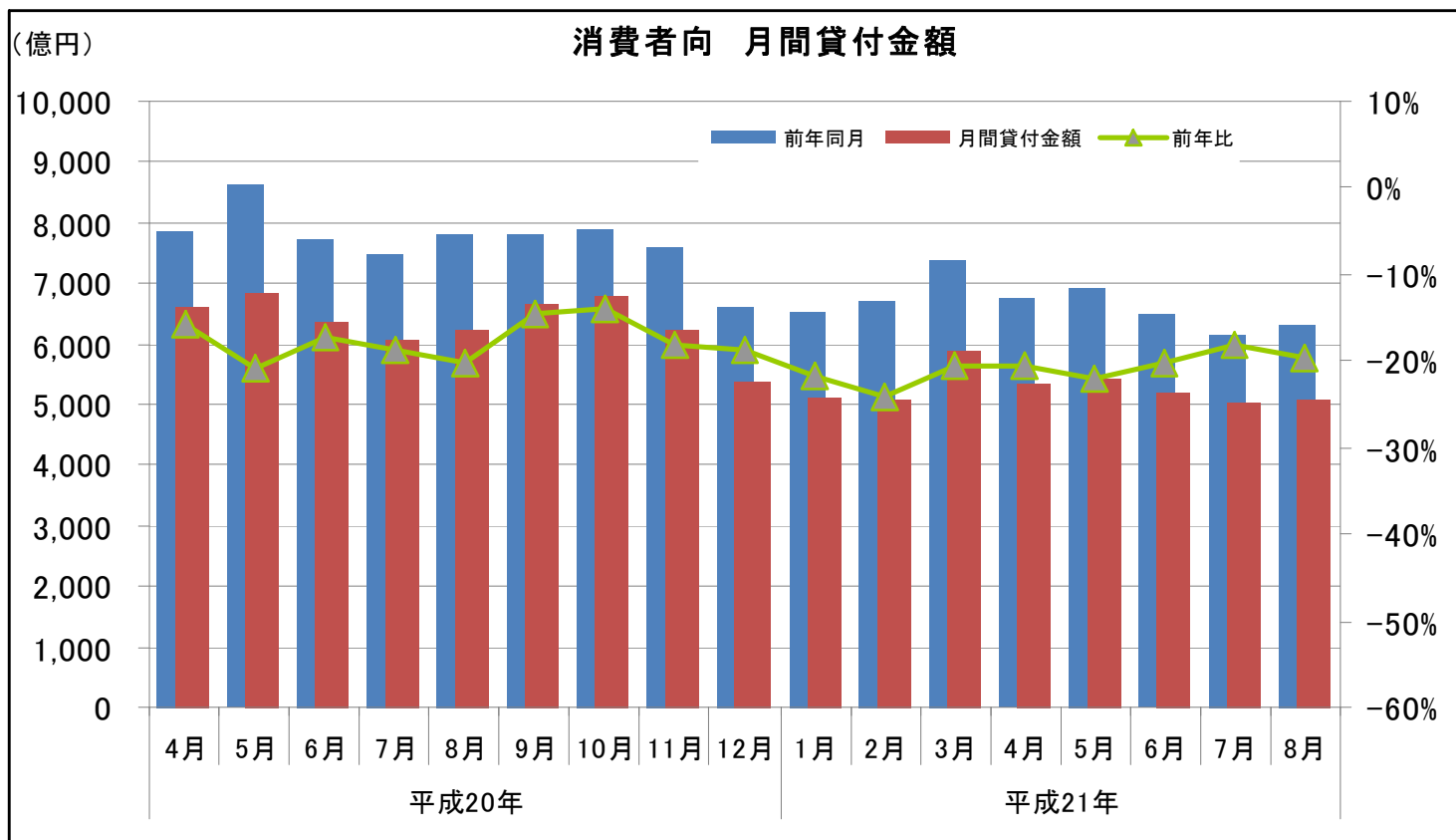
○ 事業者向貸付における「20%超から29.2%」の貸付残高割合は41%から9%へ低下。

金利帯別貸付残高の推移(事業者向貸付)



I-4. 月間貸付金額(供与額)の推移(1/4)－消費者向貸付

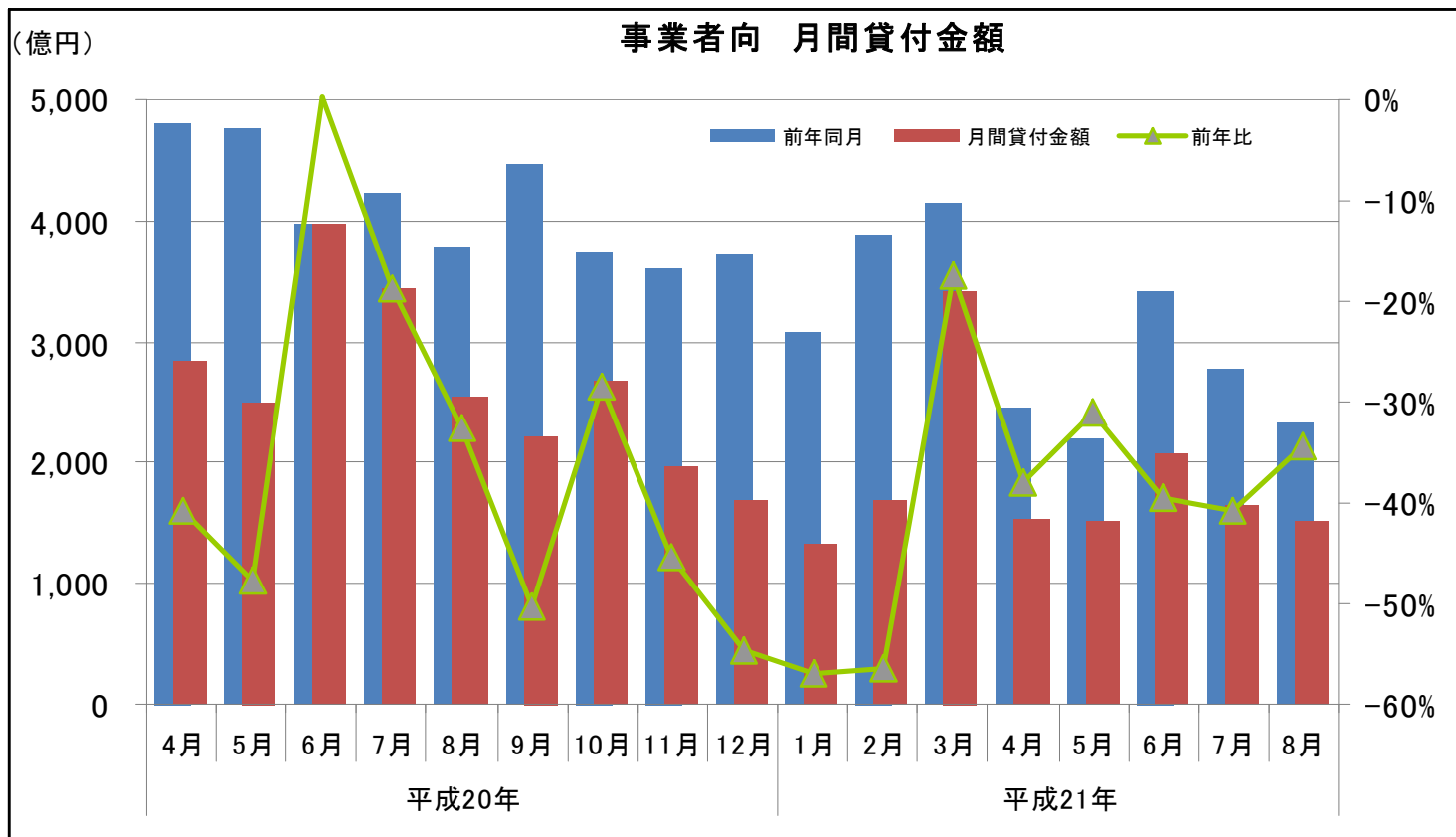
○ 消費者向貸付金額(※)は、直近1年間の平均で、前年同月比▲19.2%で推移。



※消費者向貸付金額:消費者向の[無担保貸付]、[有担保貸付]、[住宅向貸付]を合計したものの。

I-4. 月間貸付金額(供与額)の推移(2/4)－事業者向貸付

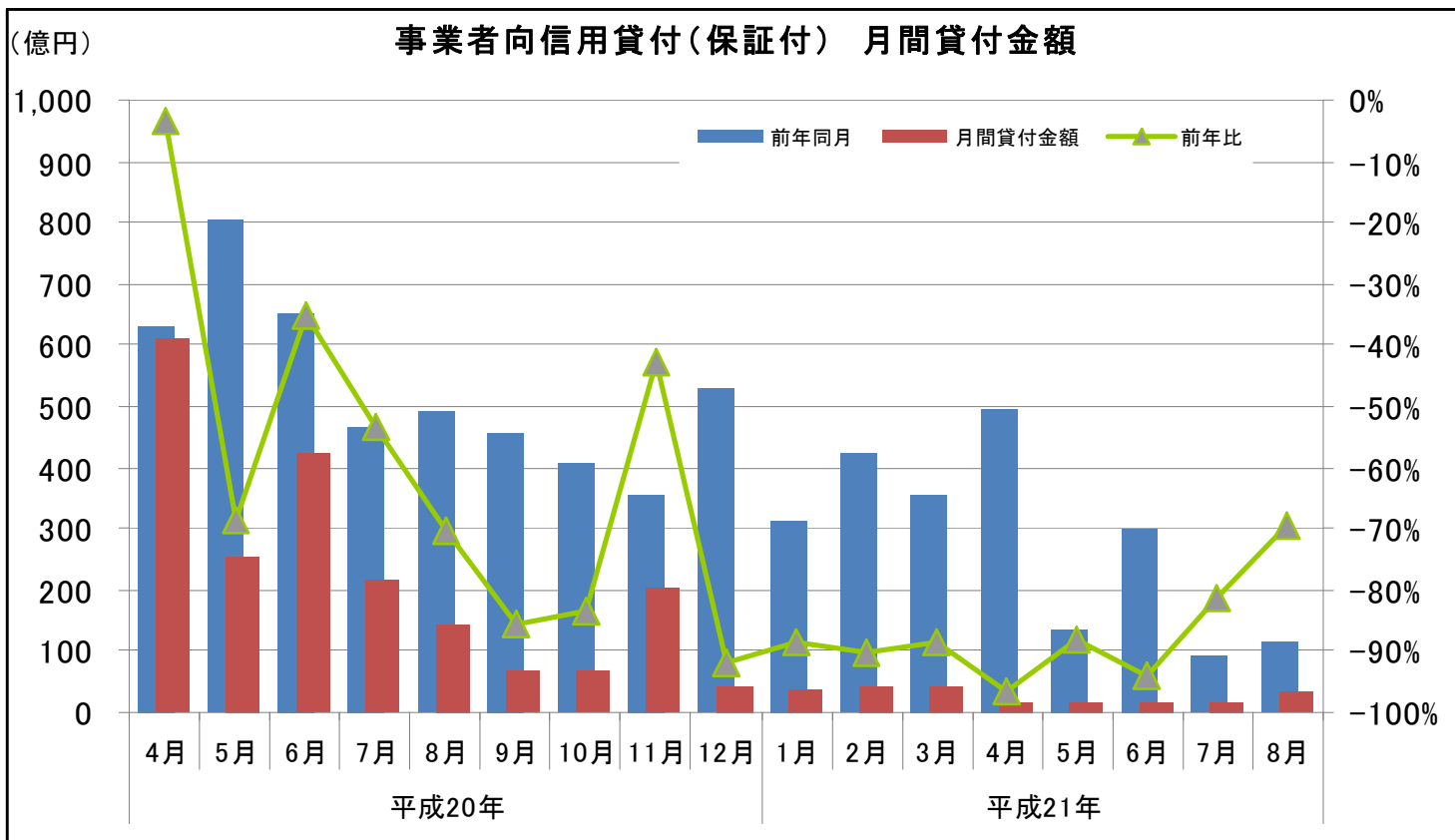
- 事業者向貸付金額(※)は、月毎にばらつきがあるが、直近1年間の平均で、前年同月比 ▲41.6%で推移。



※事業者向貸付金額:事業者向の[信用貸付(無担保・保証付)]、[担保貸付(不動産・証券他)]を合計したものの。

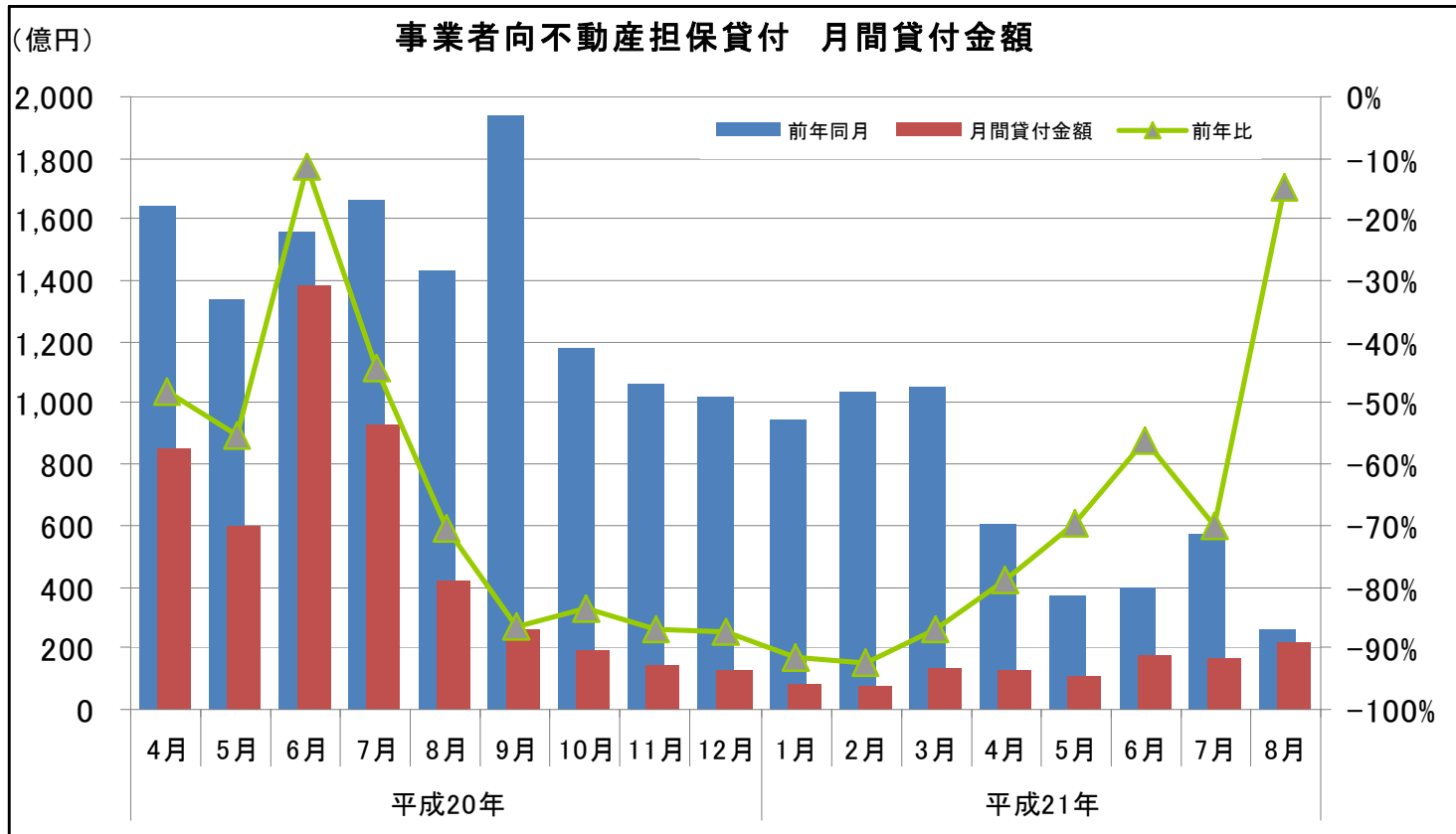
I-4. 月間貸付金額(供与額)の推移(3/4)－事業者向貸付(信用貸付・保証付)

○ 事業者向信用貸付(保証付)は、直近1年間の平均で、前年同月比▲84.9%で推移。



I-4. 月間貸付金額(供与額)の推移(4/4)－事業者向貸付(不動産担保貸付)

○ 事業者向不動産担保貸付は、直近1年間の平均で、前年同月比▲82.5%で推移。

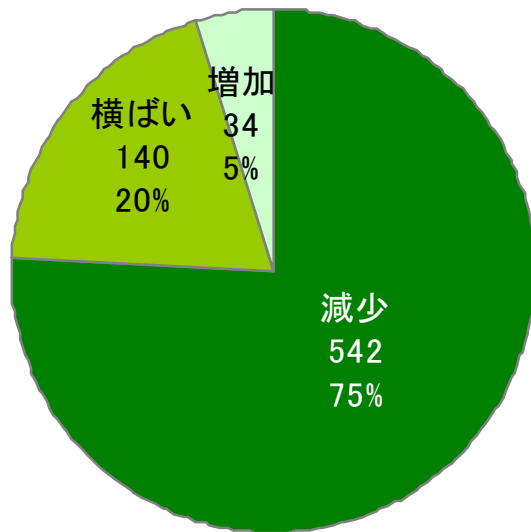


I-5. 貸付残高の見通し

- 貸金業者への調査結果から、今後も残高は減少の見通し。

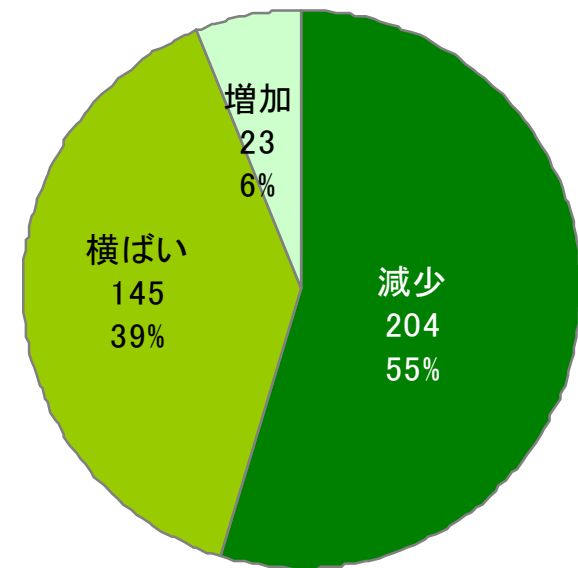
消費者向無担保貸付残高 今後の見通し

(n=716)



事業者向無担保貸付残高 今後の見通し

(n=372)

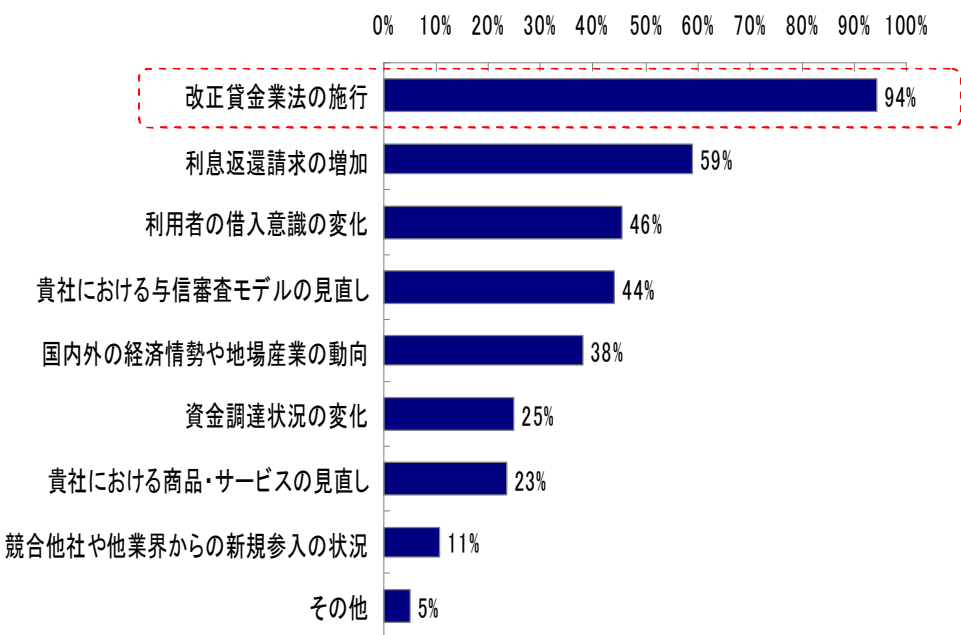


I-6. 貸付残高の減少要因

- 貸付残高減少の最大の要因は改正貸金業法の施行
- 改正貸金業法の中では、貸付残高減少の最大の要因は「総量規制の導入」。

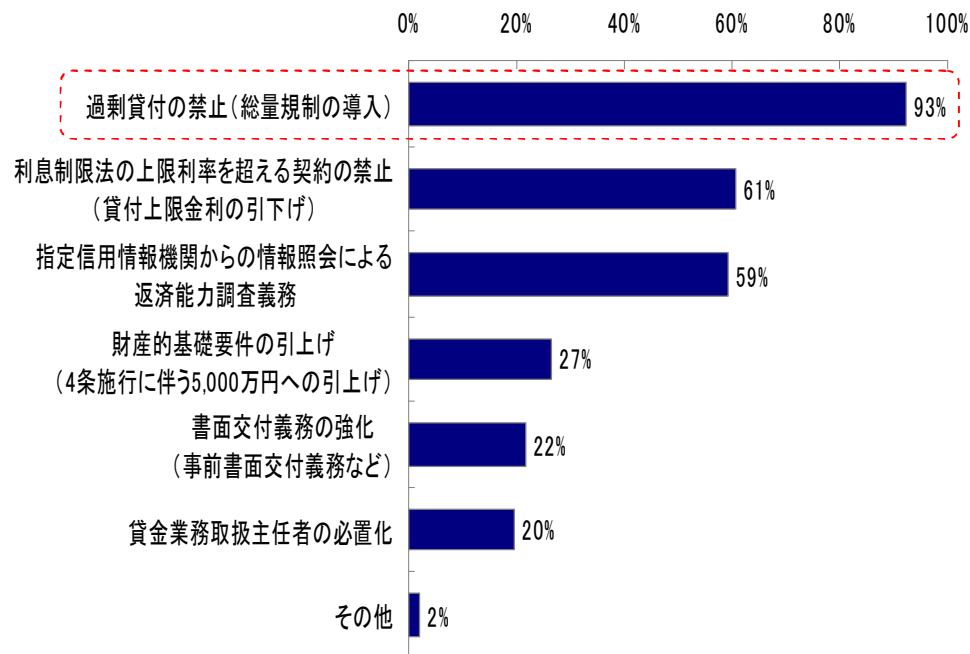
貸付残高減少見通しの根拠 (消費者向無担保貸付)

(n=540)



「改正貸金業法の施行」の内訳

(n=512)



Ⅱ. 貸金業者の現状

II-1. 貸金業登録事業者数の推移

○ 平成元年3月以降、漸減傾向であり、ヤミ金融対策法の施行(平成16年1月)により、貸金業に対する厳格な参入規制が導入されて以降大幅に減少、さらに改正貸金業法の公布(平成18年12月)により、登録業者数は更に減少。(昭和61年の約10分の1)

○ : 新規項目 △ : 強化等

<背景> ヤミ金融被害の深刻化、トイチ*(都(1)登録)問題

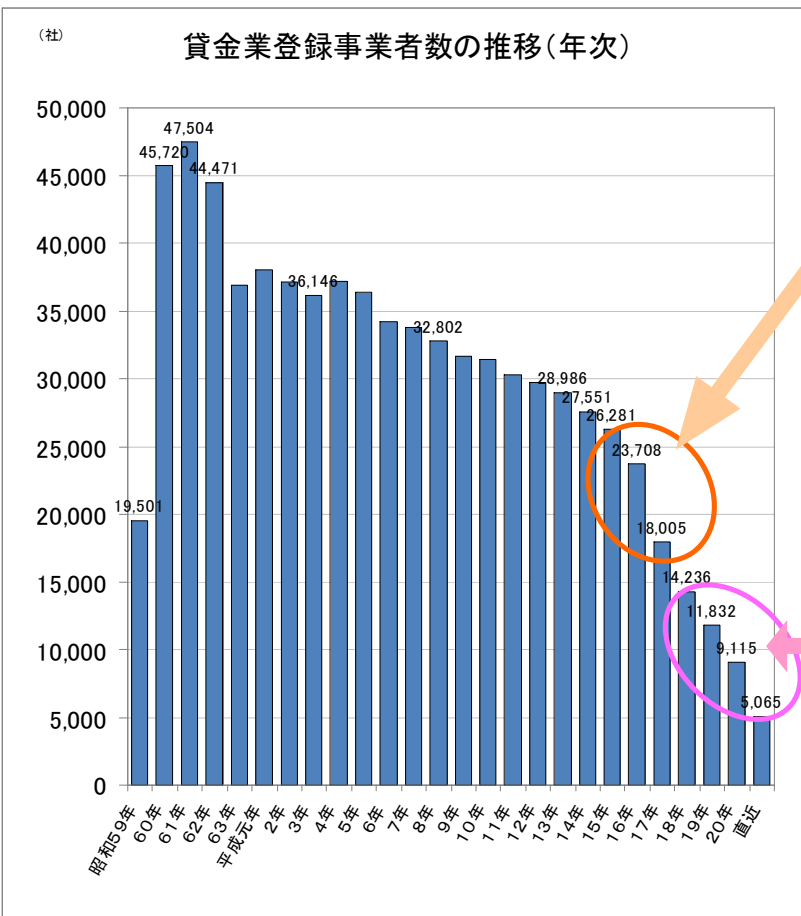
ヤミ金融対策法(平成16年1月施行)

◆ 登録要件の厳格化	△登録審査や人的要件の強化 ○財産的基礎要件の審査 等
◆ 主任者制度	○貸金業務取扱主任者の設置
◆ 業務規制の強化	△取立行為規制の強化 ○身分証の携帯義務 △広告・勧誘規制の強化 ○偽り等不正行為の禁止
◆ 罰則強化(H15.9)	△高金利違反 △無登録営業

<背景> 多重債務問題の深刻化

改正貸金業法(平成18年12月公布)

◆ 参入条件の厳格化	△財産的基礎要件の強化
◆ 自主規制機能強化	○日本貸金業協会の設置
◆ 主任者制度	△貸金業務取扱主任者の国家試験化
◆ 業務規制の強化	△取立行為規制の強化 △事前書面交付義務
◆ 業務改善命令	○業務改善命令の導入
◆ 総量規制	○借入額の規制
◆ 上限金利の引き下げ	△上限金利の引き下げ(出資法) ○みなし弁済の廃止



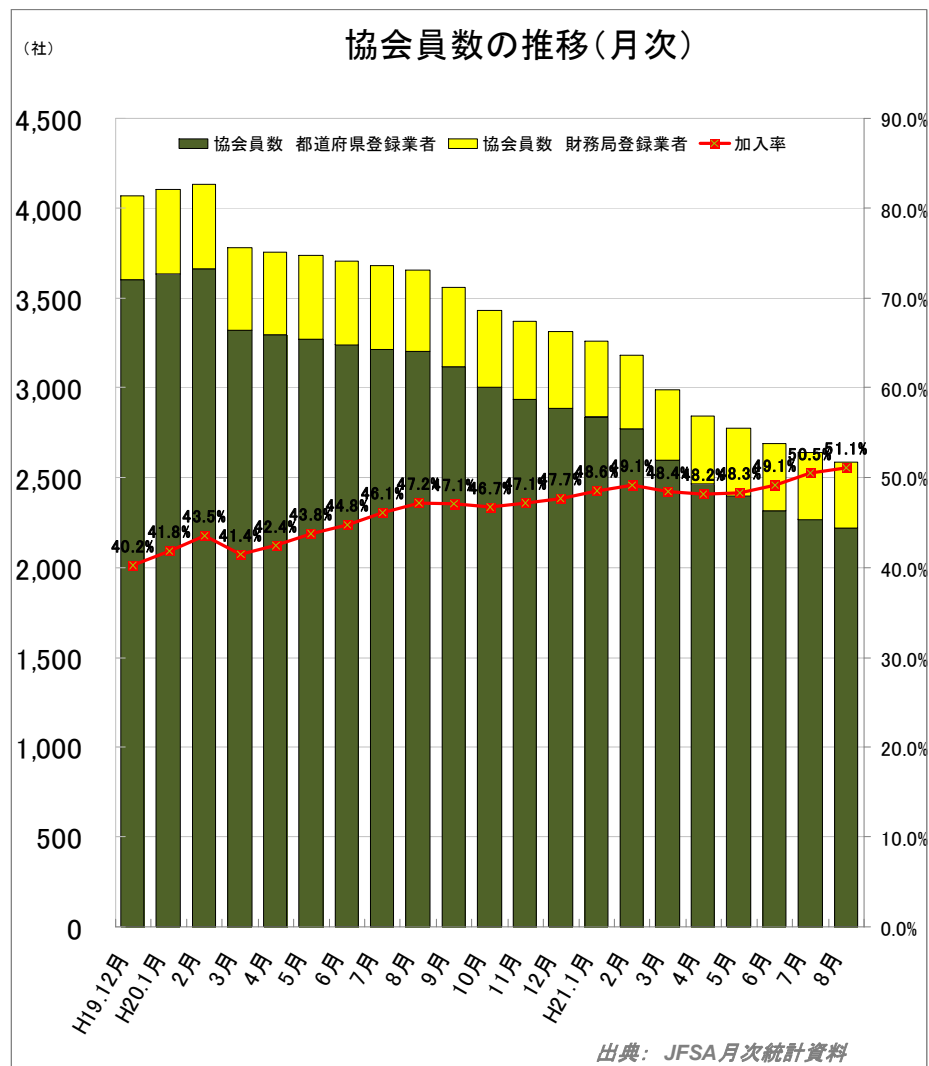
※ 各年度末時点(3月)の数値
※ 直近は平成21年8月末の数値

出典: 金融庁貸金業関係統計資料

*ヤミ金としての処分を免れるため、東京都へ貸金業登録をした上で違法な行為をする業者の俗称

II-2. 協会員数の推移

○ 会員数は漸減傾向である一方、加入率は上昇傾向。



廃業者の声や廃業による影響等

- 廃業理由は新規貸付はもう行わないという理由が圧倒的に多い。また、廃業後は、債権譲渡もできないため、粛々と自主回収を行っている先が大多数である。
- 廃業後も融資の申し込みが継続的に入る。2-3日でもいいから貸してくれ、貸してくれないなら他を紹介してくれ、との声が多い。
- 廃業後、無登録で融資をしている業者があるようだが、従来のヤミ金融と違って強引な取り立てなどが無いようで、苦情や被害の訴えがあがってこない。
- 地方では中小零細の貸金業者の廃業に加え、大手の営業所も撤退したため、資金需要者が困窮している。

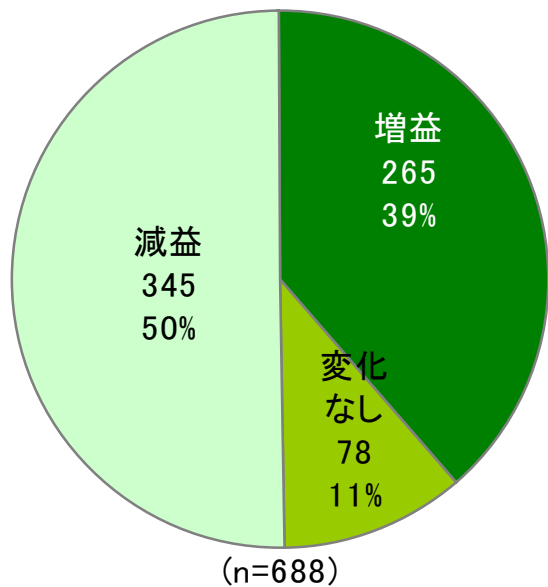
(JFSA支部職員へのヒアリングより)

※JFSA支部では、業者の退会、廃業等の受付業務を行っている。(一部支部を除く)

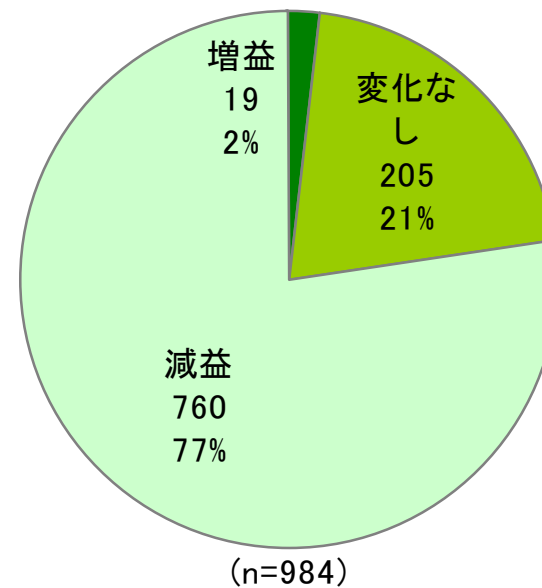
II-3. 貸金業者の経営状況－収益の推移

- 平成20年度の営業損益を「増益」と回答した265者のうち、123者(46.4%)は平成19年度が赤字(損益ゼロ含む)であり、64者(24.2%)は平成20年度も赤字(損益ゼロを含む)という結果であった。
- 改正貸金業法の影響を加味すると、77%が「減益(見通し)」と回答した。

平成20年度の営業損益の状況



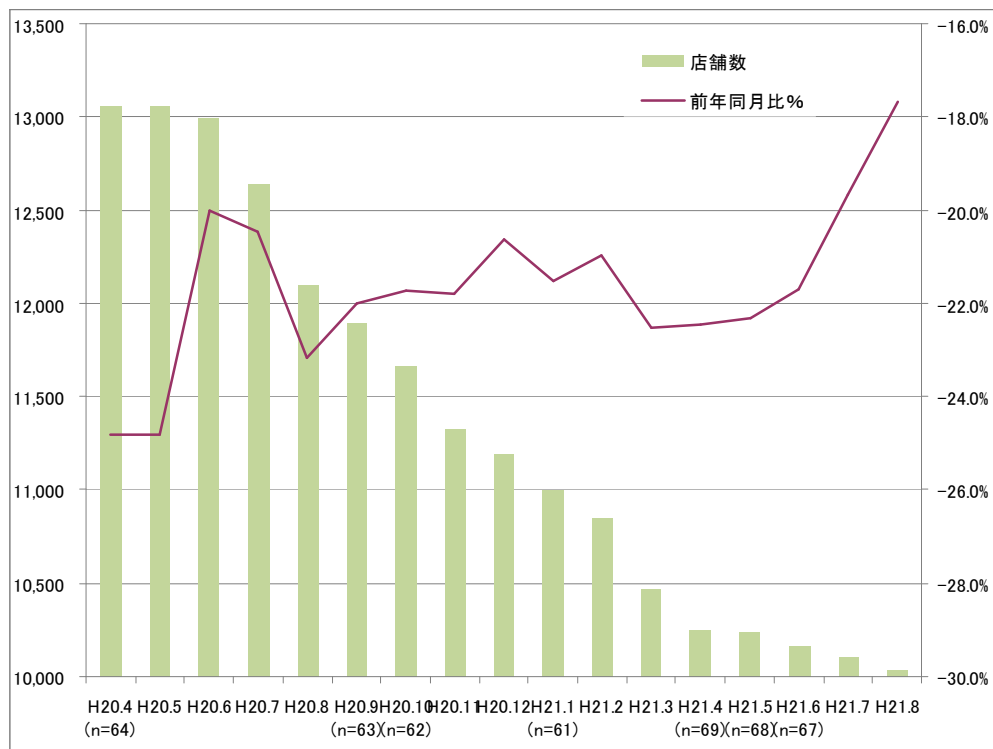
改正貸金業法完全施行後の損益見通し



II-4. 貸金業者の経営状況－コスト削減

- 厳しい経営環境を見据え、貸金業者は経営改善努力を進めており、店舗は1年で23%程度削減、人員は前年比11%程度削減している。
- コスト効率を勘案し、店舗の統廃合は地方部を中心に進んでいる(協会員へのヒアリングによる)。

店舗削減状況



出典:JFSA 月次統計資料(H20年度・H21年度)

人員削減状況

(n=1,946)

	融資業務に関わる従業員数	
	(平成20年9月末)	前年同月比%
消費者向無担保貸金業者	22,769	-11.7
消費者向有担保貸金業者	742	0.5
消費者向住宅向貸金業者	515	17.6
事業者向貸金業者	5,271	-20.0
手形割引業者	320	-9.3
クレジットカード会社	22,758	-8.6
信販会社	27,197	-3.0
流通・メーカー系会社	20,657	-21.8
建設・不動産業者	254	5.8
質屋	24	-7.7
リース会社	3,165	2.4
日賦貸金業者	276	-1.4
合計	103,948	-11.1

出典:JFSA 「従業員数等に関する調査」(H20年度)

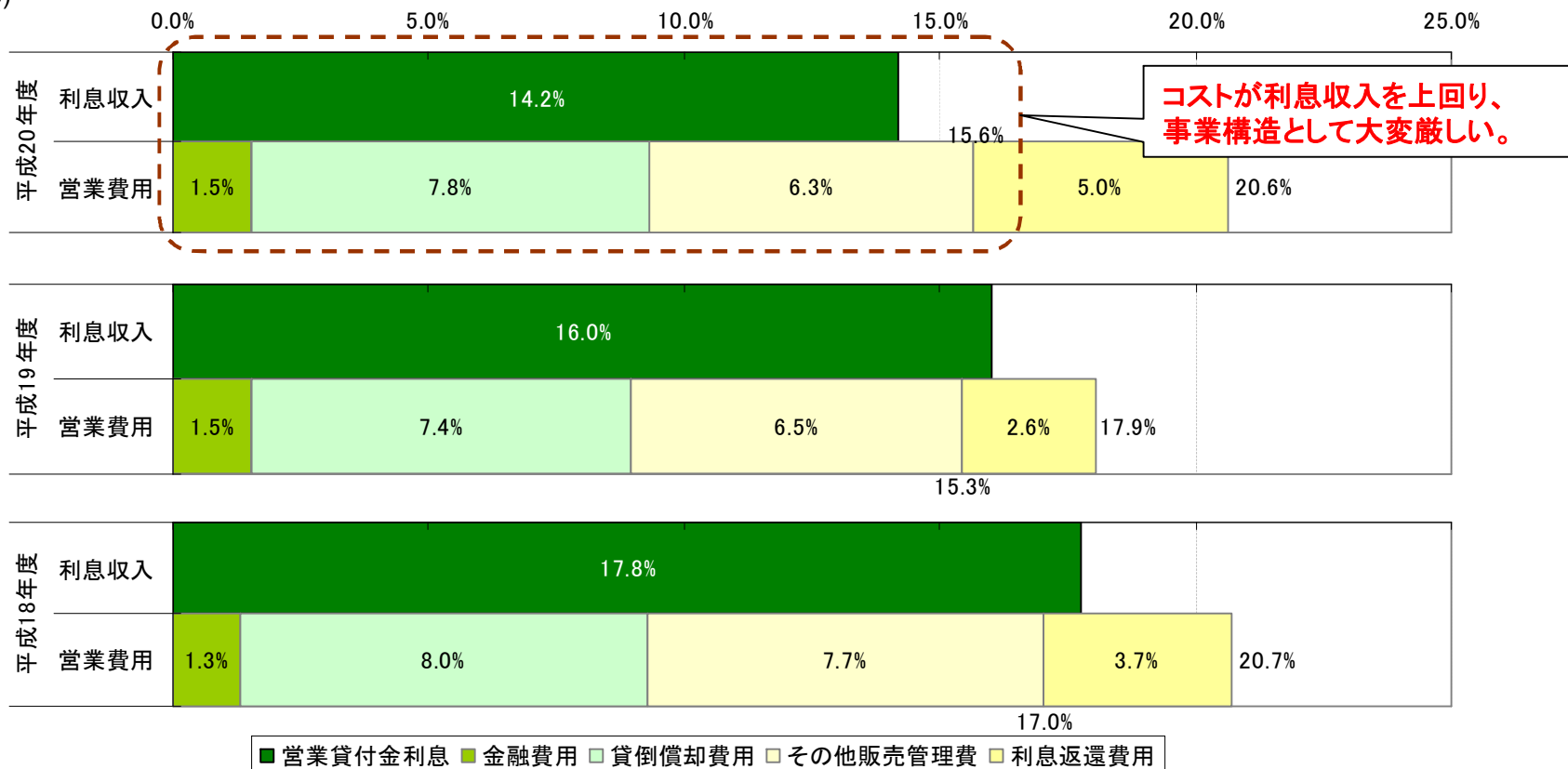
対象:協会員 回答社数:1,946社

II-5. 貸金業者の経営状況－コスト構造

- 「その他販売管理費」を中心に、コスト削減努力を進めるものの、利回りの低下等により、利息収入がそれ以上に減少。
- 平成20年度は、利息返還費用を除いた営業費用でも利息収入を上回り、すでに事業構造が成り立たない状況。

収支項目の営業貸付金残高比率の推移(加重平均)

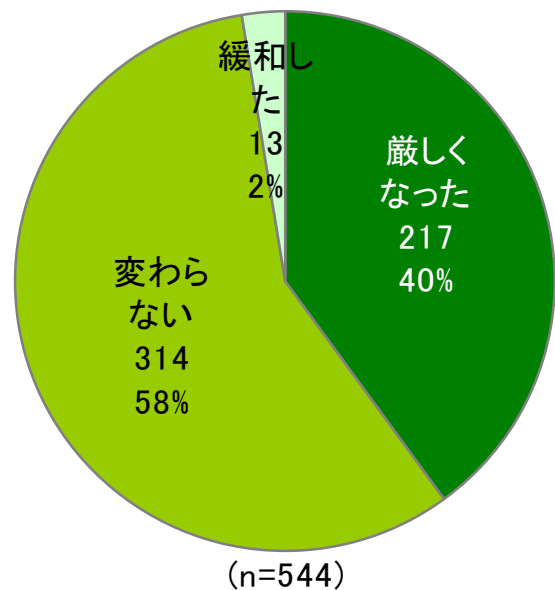
(n=415)



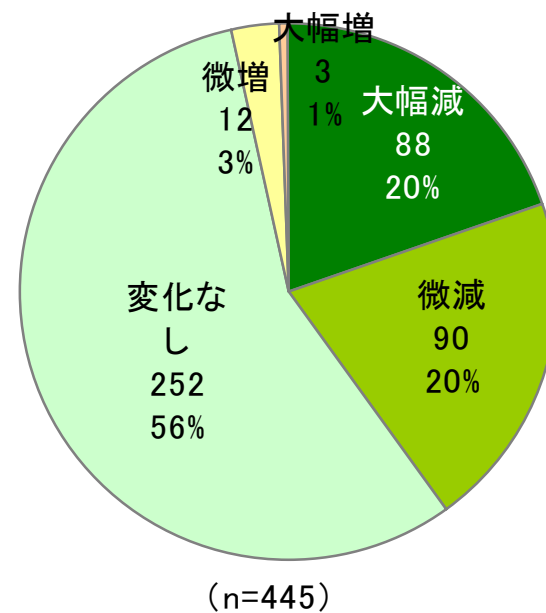
II-6. 貸金業者の経営状況－資金調達

- 直近1年間の金融機関の貸出姿勢について、アンケート回答者の約58%は「変わらない」と回答、40%は「厳しくなった」と回答。
- 将来的な借入可能枠の見通しについては「増える」が4%、「変化なし」が56%だが、「大幅減」「微減」をあわせて40%。

直近1年間の金融機関の貸出姿勢



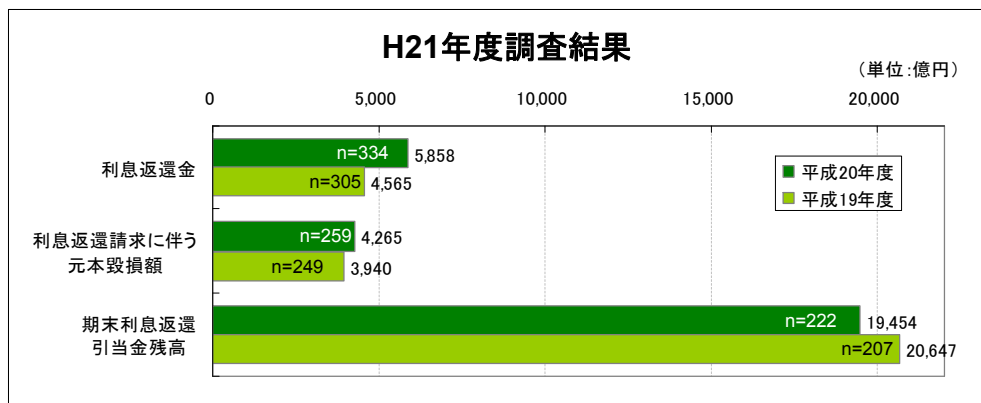
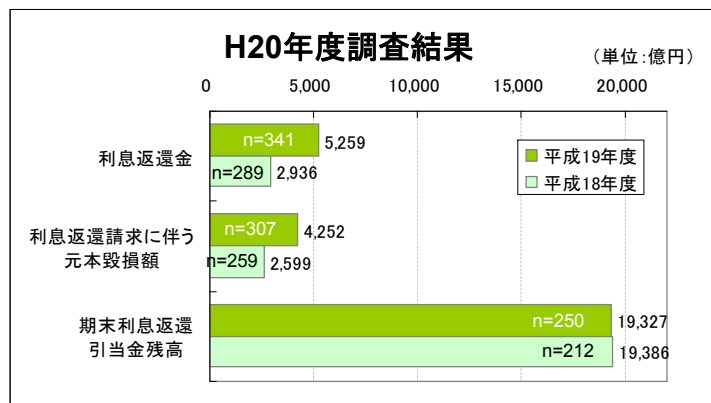
将来的な借入可能枠の見通し



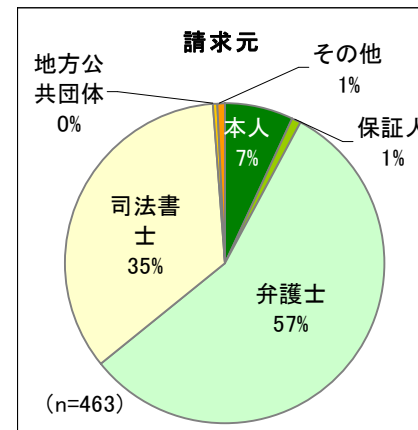
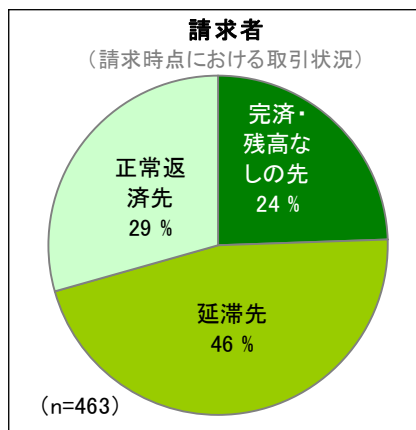
II-7. 貸金業者の経営状況－利息返還請求

- 利息返還請求の対応コストは、3年間で4兆円を超える規模。
- 請求者の請求時点の取引状況は、延滞中が46%。請求元は弁護士・司法書士で90%超。

利息返還コストの推移



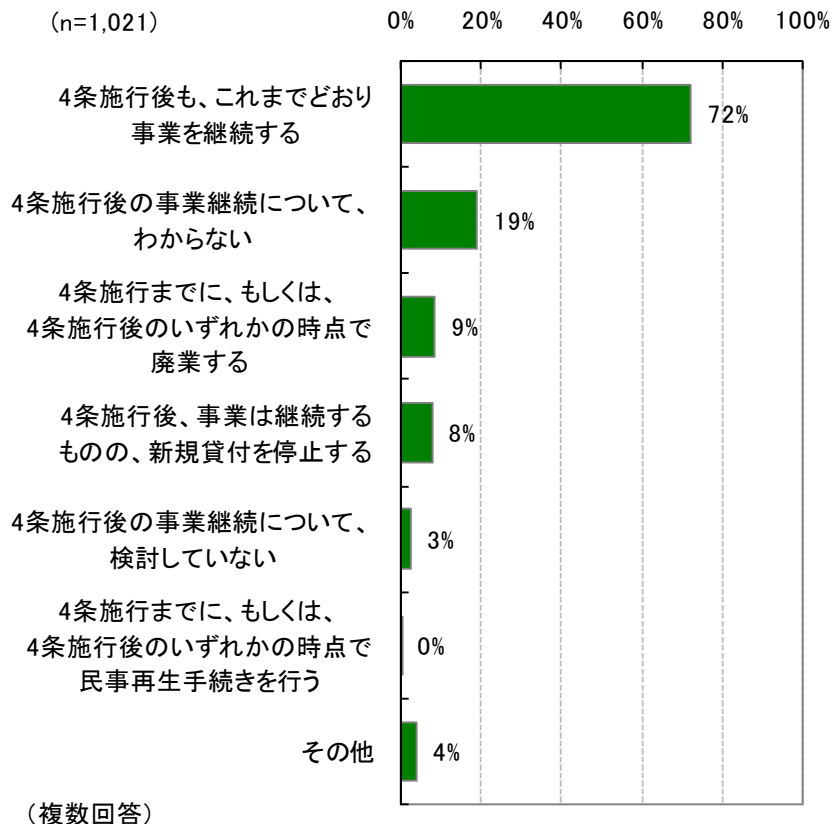
請求者のプロフィール (請求者／請求元)



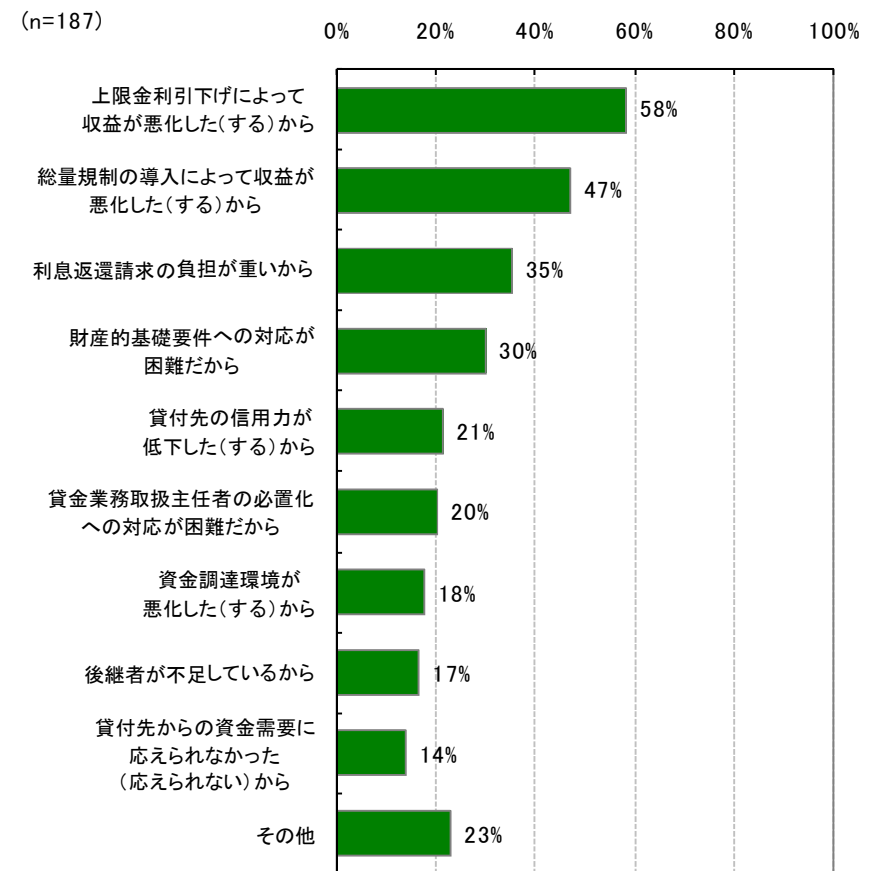
II-8. 貸金業者の経営状況－事業継続の可能性(1/2)

- 72%が事業継続の意向を示す一方、9%が廃業、8%が新規貸付停止を予定。
- 廃業・新規貸付停止等を見込む理由の多くは、金利引下げや総量規制導入による収益悪化。

完全施行後の事業継続の可能性



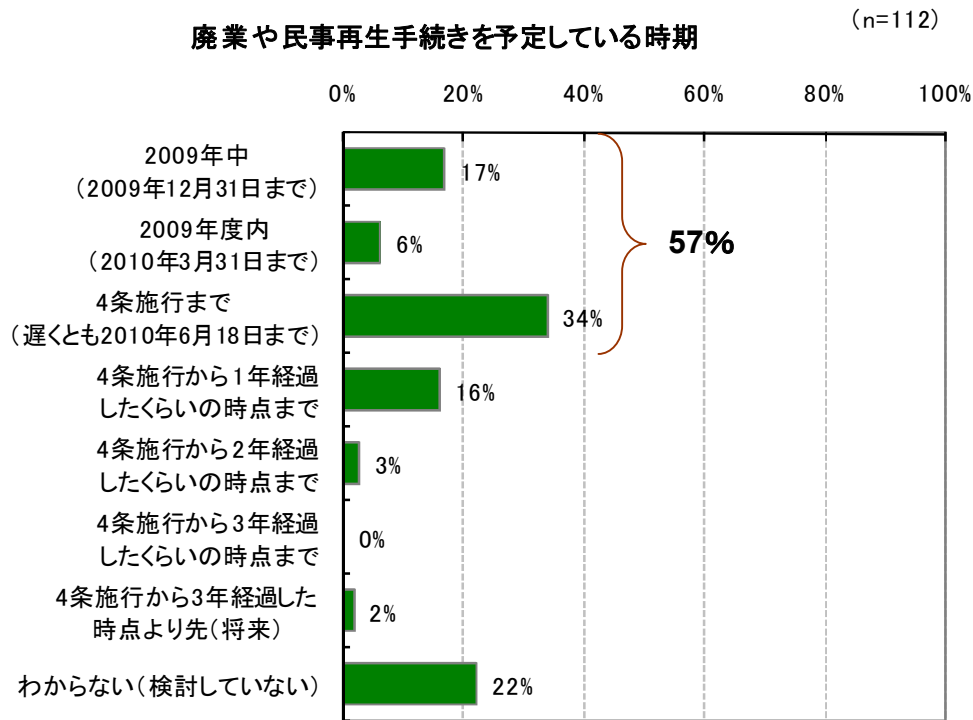
事業継続困難等の理由



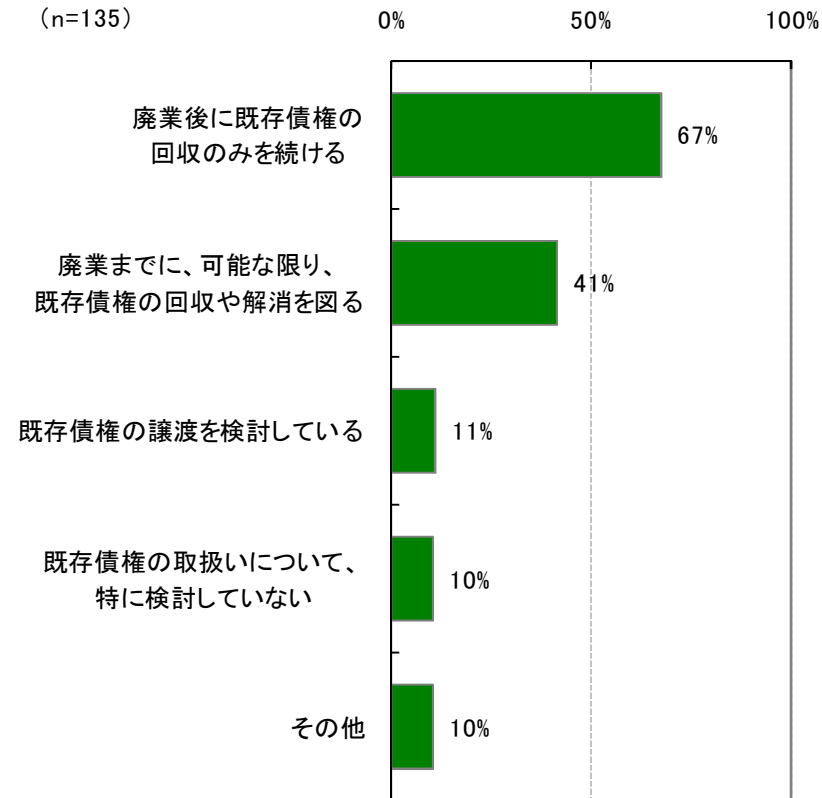
II-8. 貸金業者の経営状況－事業継続の可能性(2/2)

- 廃業や民事再生を予定している貸金業者の57%が完全施行(遅くとも平成22年6月)までに実施することを予定。
- 廃業や民事再生を予定している貸金業者の67%が「廃業後は既存債権の回収のみ」と回答し、みなし貸金業者の増加の可能性。

廃業等の実施予定時期



廃業等を実施した後の
既存債権への対応

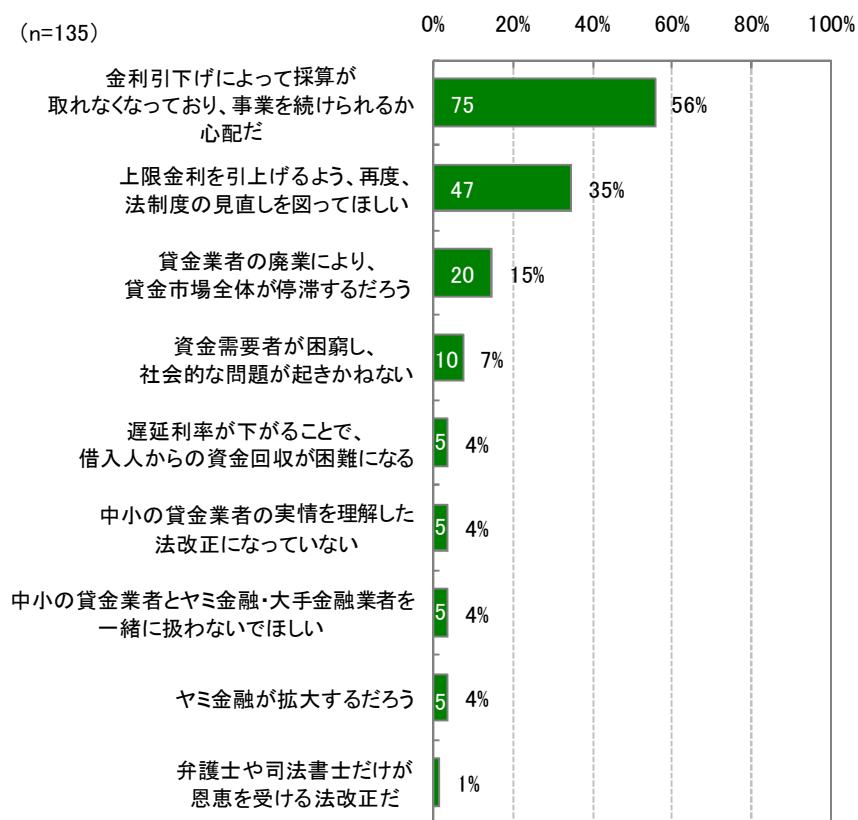


(複数回答)

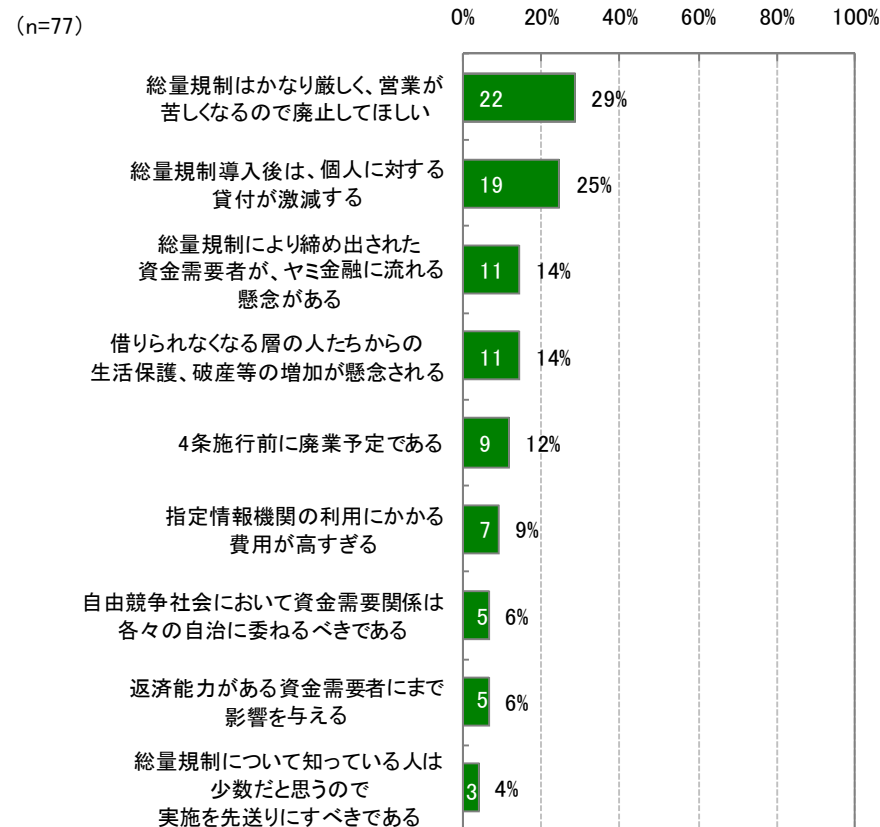
<参考> 法改正に対する貸金業者の声

- 上限金利引下げや総量規制導入による経営環境の悪化を懸念する意見が多く(「採算が取れず、事業を継続できるか心配」、貸金市場や資金需要者への影響など、社会的な問題を指摘する声もある。

上限金利引下げについて



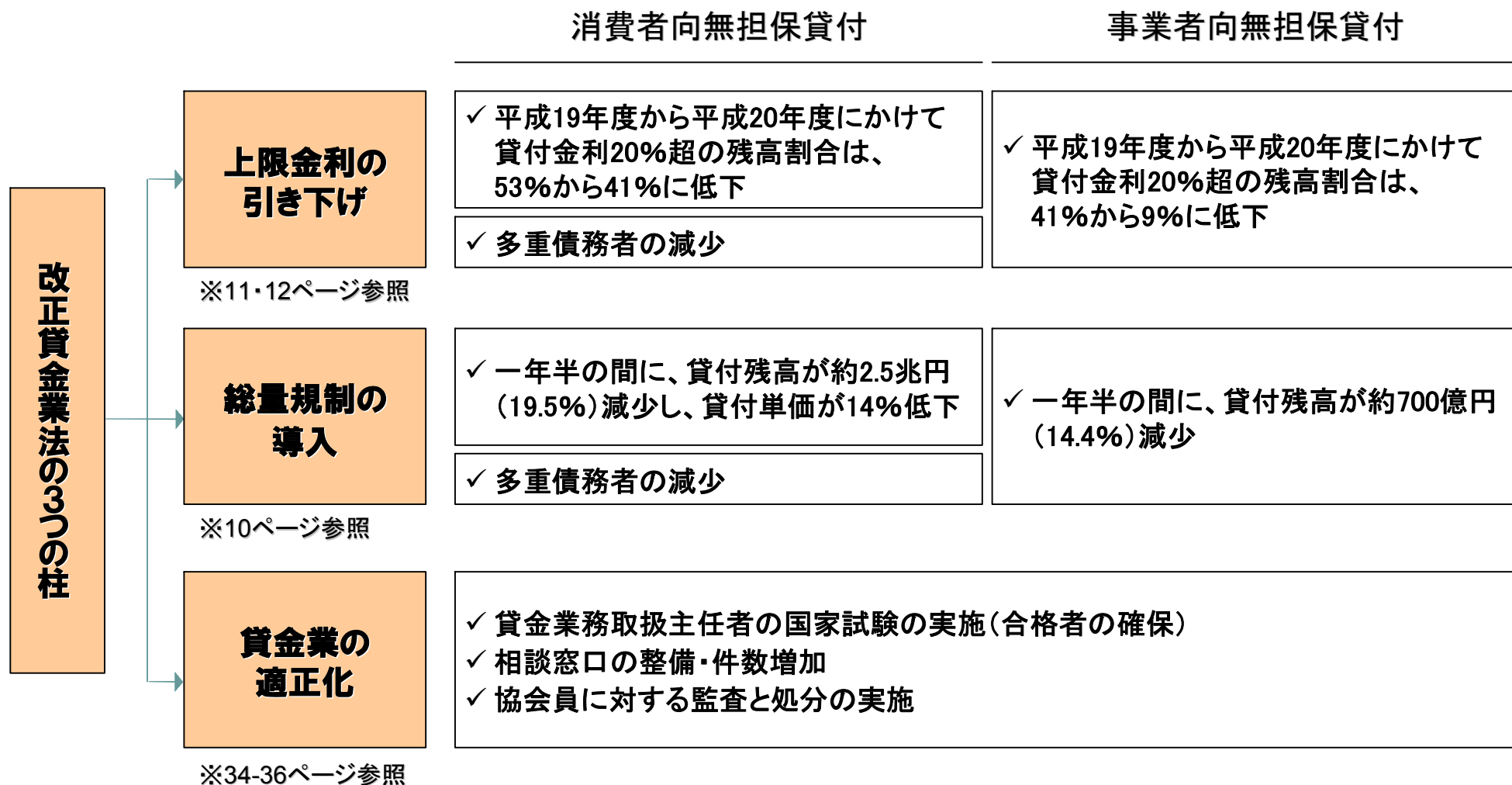
総量規制の導入について



Ⅲ. 貸金業法改正の効果

III-1. 業法改正効果

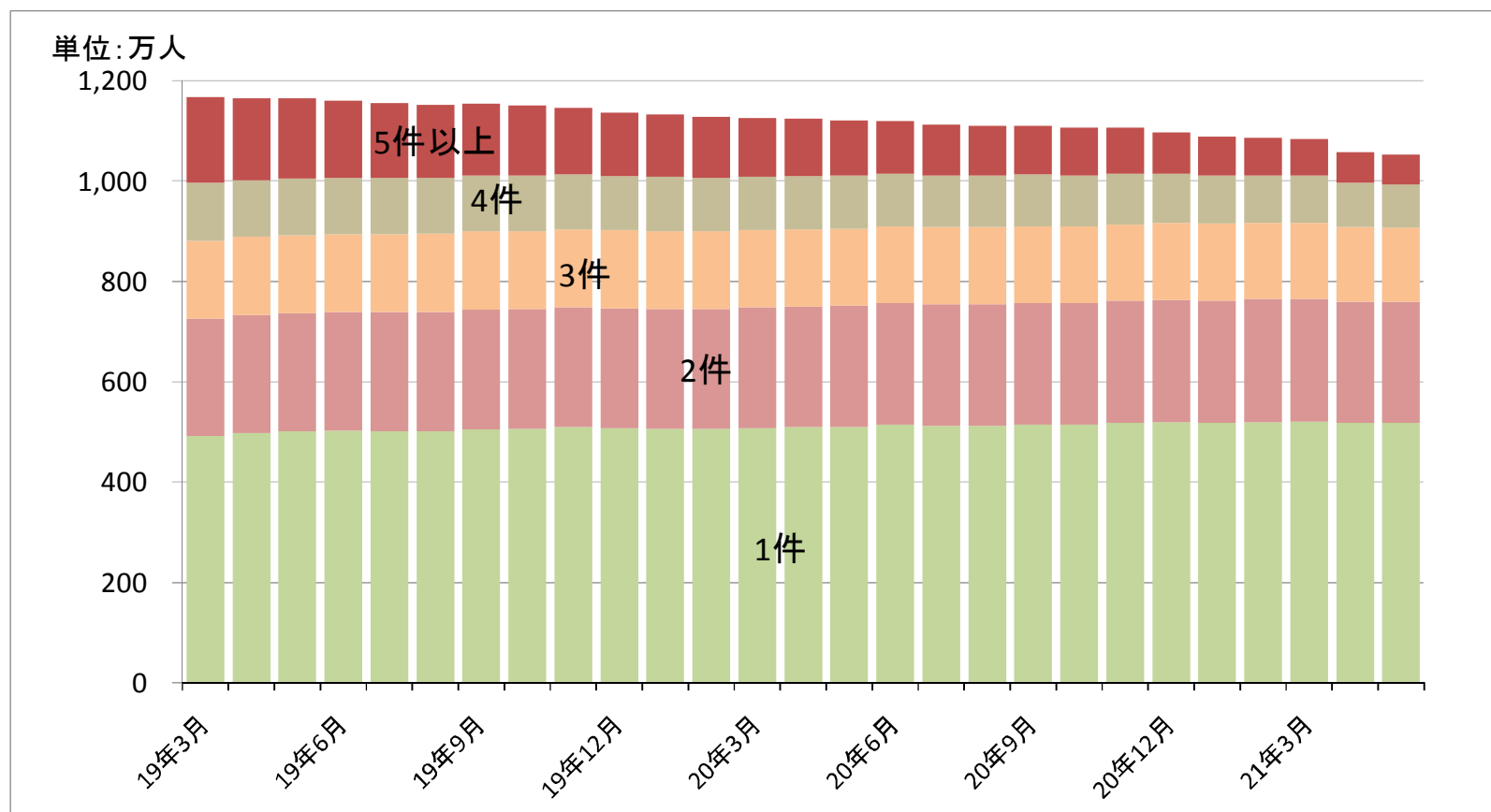
○ 完全施行に先行し、既に、業法改正の効果が進行している。



III-2. 多重債務者数の推移

○ 借入件数5件以上の利用者は、2年余 (H19.2~H21.5)で177万人 → 59万人へ減少。(▲67%減)

無担保無保証借入の残高がある者の借入件数ごとの登録状況

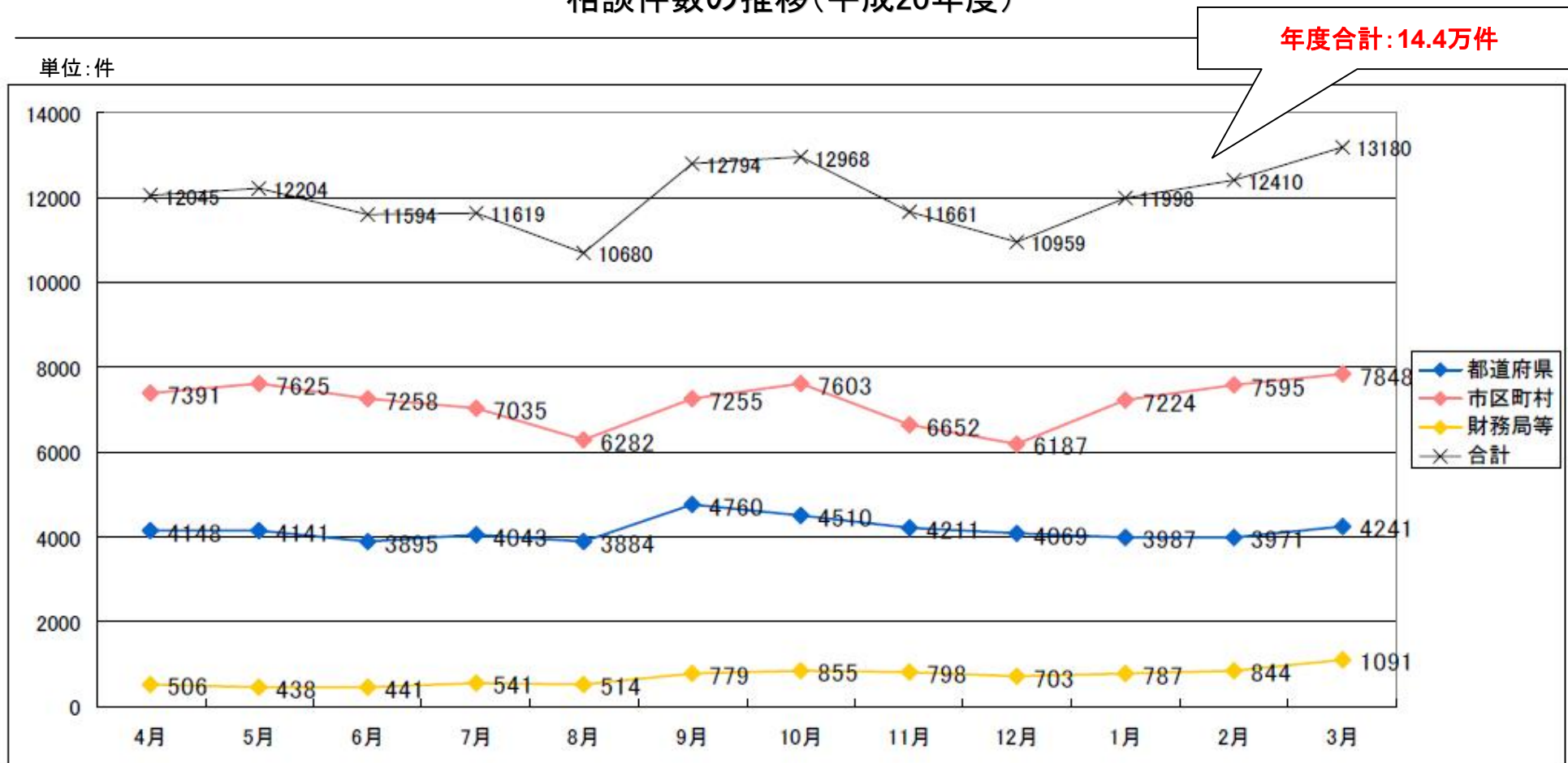


出典:金融庁「無担保無保証借入の残高がある者の借入件数毎登録状況」
(全国信用情報センター連合会/日本信用情報機構のデータ)

III-3. 相談窓口の整備状況(1/2)ー行政

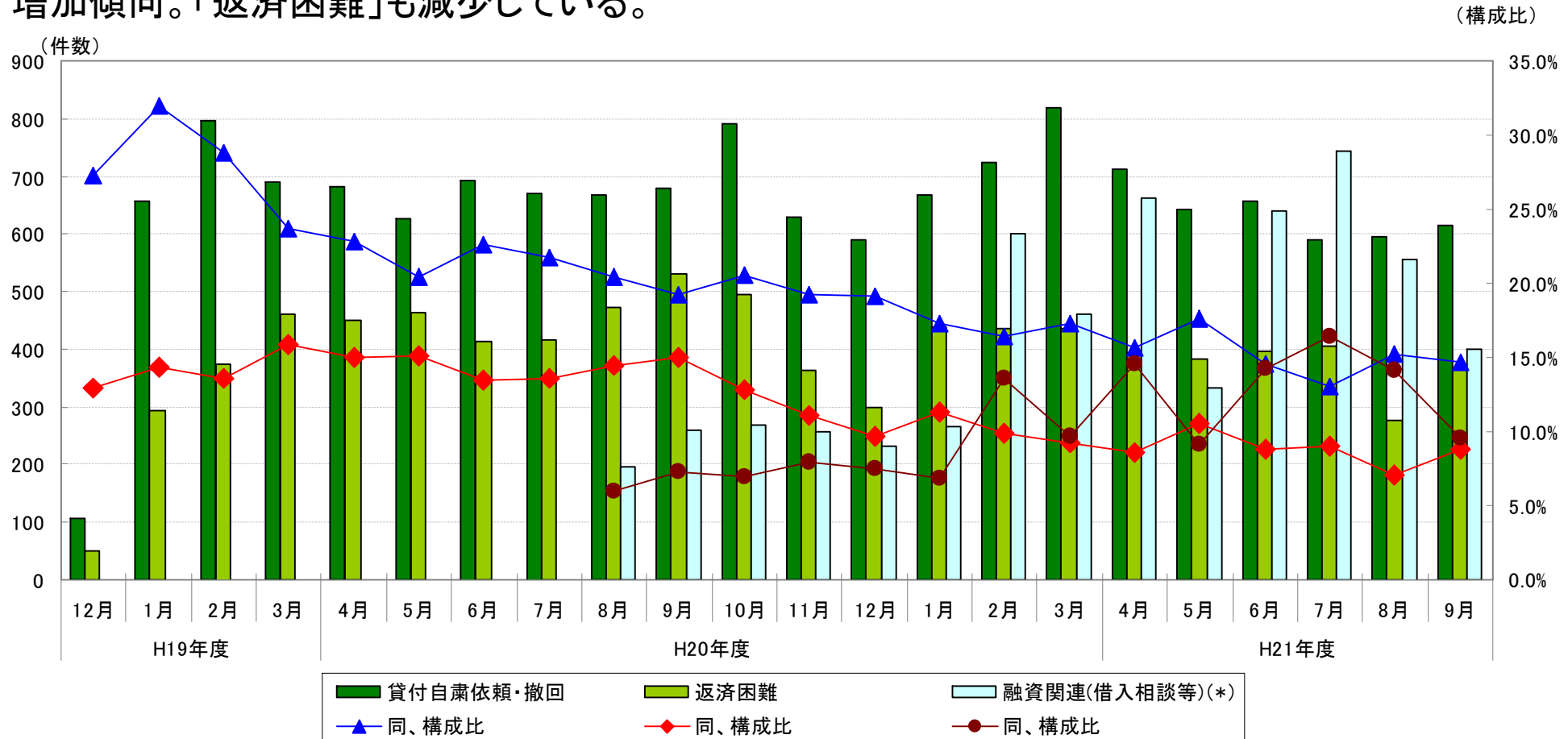
○ 平成20年度の相談件数合計は、都道府県、市区町村、財務局等を合わせて約14.4万件。

相談件数の推移(平成20年度)



III-3. 相談窓口の整備状況(2/2)ー日本貸金業協会「相談センター」

- 日本貸金行協会は、消費者からの苦情・相談受付、カウンセリングを実施。平成20年度の相談件数合計は、約4.2万件。
- 「貸付自粛依頼・撤回」は数としては多いものの漸減しており、「融資関連(借入相談等)」が増加傾向。「返済困難」も減少している。



*平成20年8月から集計開始
(7月以前は「その他」項目に含まれる)

III-4. 貸金業者のガバナンス強化

- 日本貸金業協会は、協会員の適正な社内態勢整備状況及び実施状況の確認と向上を目指し、監査及び指導を実施。
- 書類監査の報告書未提出や法令違反を理由に、除名、会員権の停止、及び譴責等の処分及び勧告を行っている。

貸金業者に対する処分・勧告の状況

処分事由	処分決定日	除名	会員権の停止	譴責	勧告
平成20年度書類監査における「書類報告書」の未提出	平成21年9月25日	6会員	50会員	1会員	51会員 *除名を除く
法令違反 (高金利、帳簿の閲覧)	平成21年5月25日	-	1会員	-	-
法令違反(高金利)	平成20年11月25日	-	2会員	-	2会員
法令違反(公的給付に係る預金通帳の保管)	平成20年11月25日	-	3会員	-	3会員
平成19年度書類監査における「書類報告書」の未提出	平成20年9月24日	-	81会員	26会員	107会員

III-5. 貸金業務取扱主任者の国家試験化

- 貸金業の適正化の一環として、貸金業務取扱主任者制度についても抜本的な見直しが行われた。
- 貸金業務取扱主任者の国家試験を実施し、平成21年8月に実施した第1回試験では44,708人が受験し、31,340人が合格(合格率70.1%)。第2回試験は11月22日、第3回は12月20日の予定。

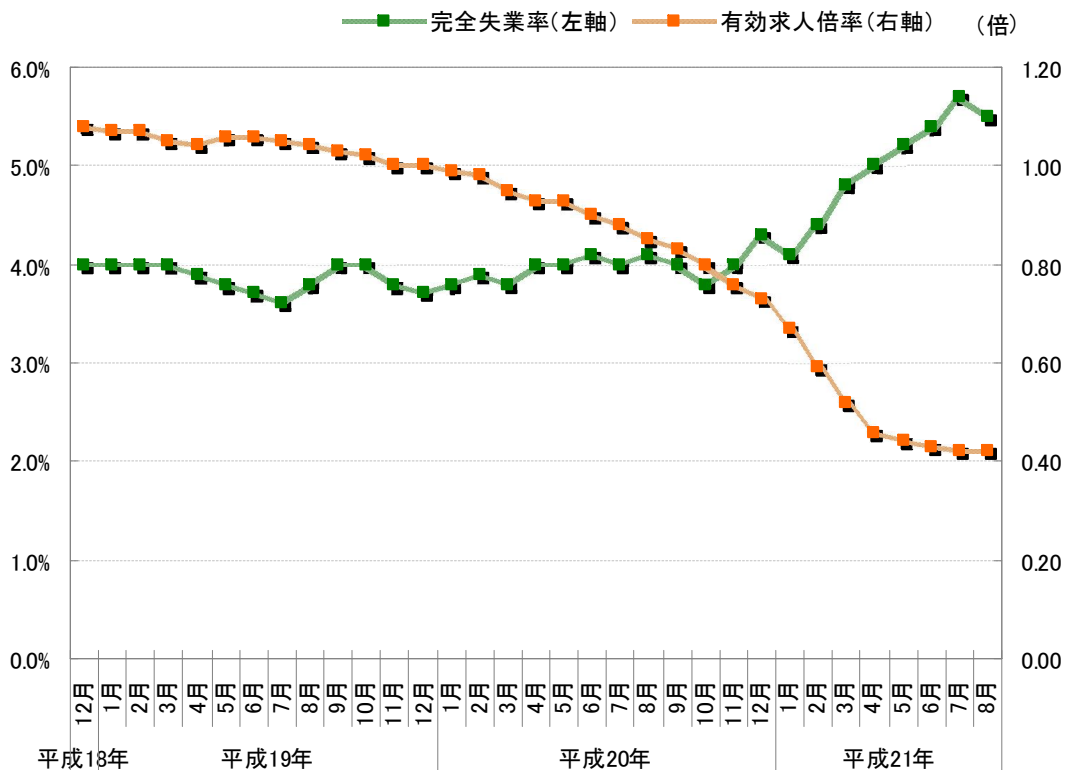
	試験日	申込者	受験者	合格者	試験地
第1回貸金業務取扱主任者資格試験	平成21年8月30日	46,306人	44,708人	31,340人	札幌、仙台、千葉、東京、埼玉、横浜、高崎、名古屋、金沢、大阪、京都、神戸、広島、高松、福岡、熊本、沖縄
第2回貸金業務取扱主任者資格試験	平成21年11月22日	—	—	—	—
第3回貸金業務取扱主任者資格試験	平成21年12月20日	—	—	—	—

IV. マクロ経済環境の変化

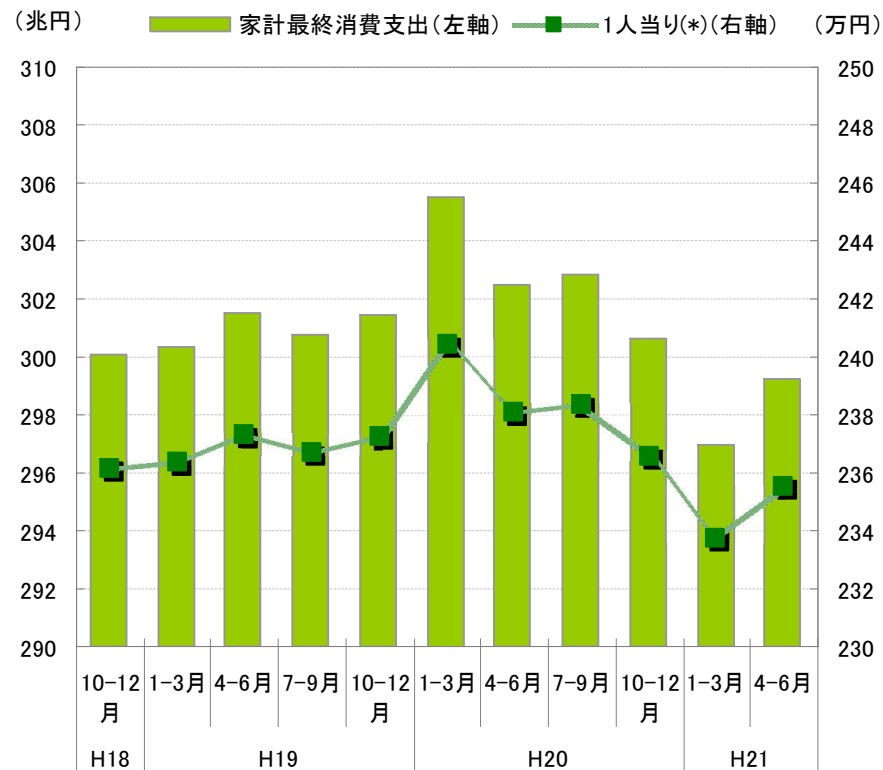
IV-1. 雇用情勢と消費活動の動向

- 雇用情勢は世界同時不況後に悪化。（完全失業率は5%台後半、有効求人倍率は0.5倍以下）
- 消費水準は世界同時不況後に法改正以前の水準まで低下。

個人の雇用情勢動向



家計消費支出の推移

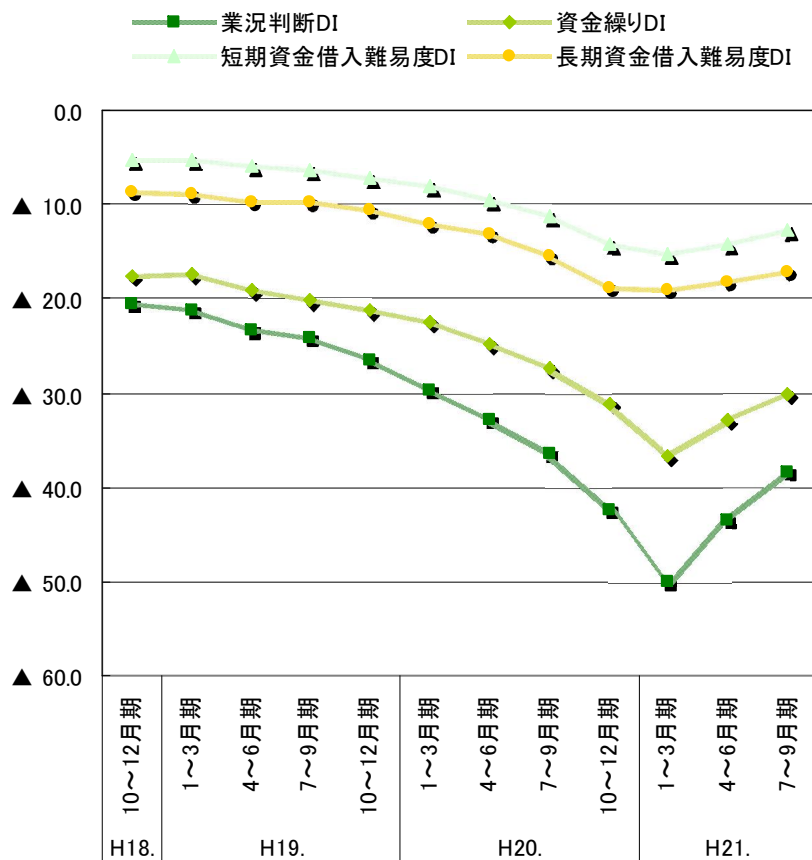


*各年3月末の人口推計値を用いて算出

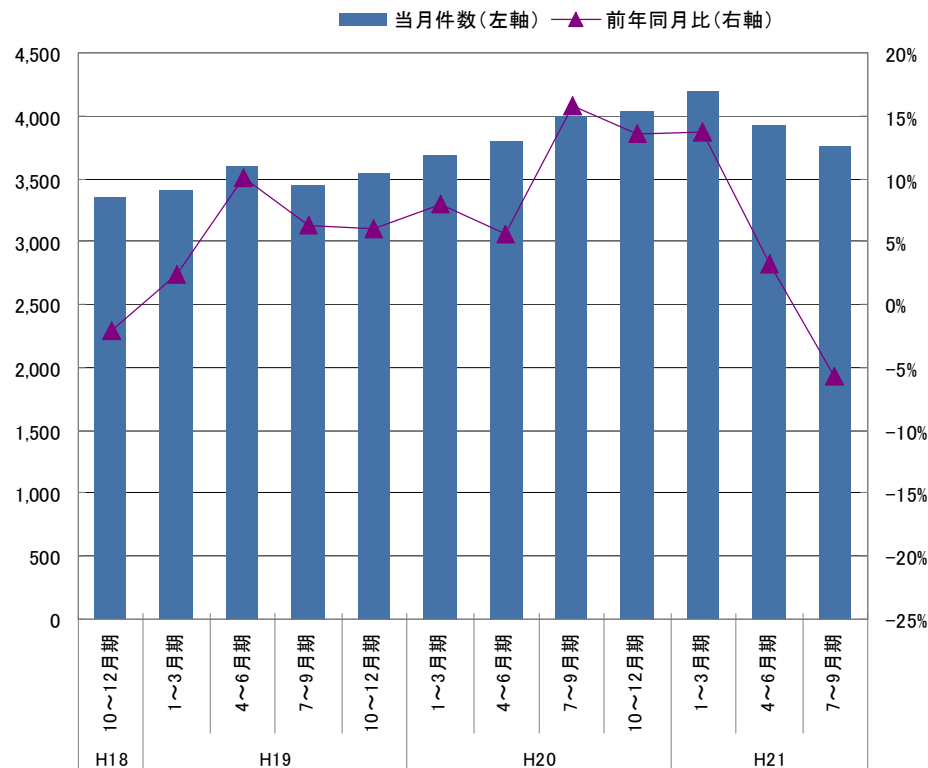
IV-2. 中小企業の景況感

- 業況判断DI、資金繰りDI、借入難易度DIともに、平成20年第三四半期以降、急速に悪化。平成21年第2四半期以降、改善の兆しを見せたものの、リーマンショック以前に戻ったにすぎない。

中小企業の景況、資金調達環境に関するDIの推移



<参考> 中小企業(*)の倒産件数の推移

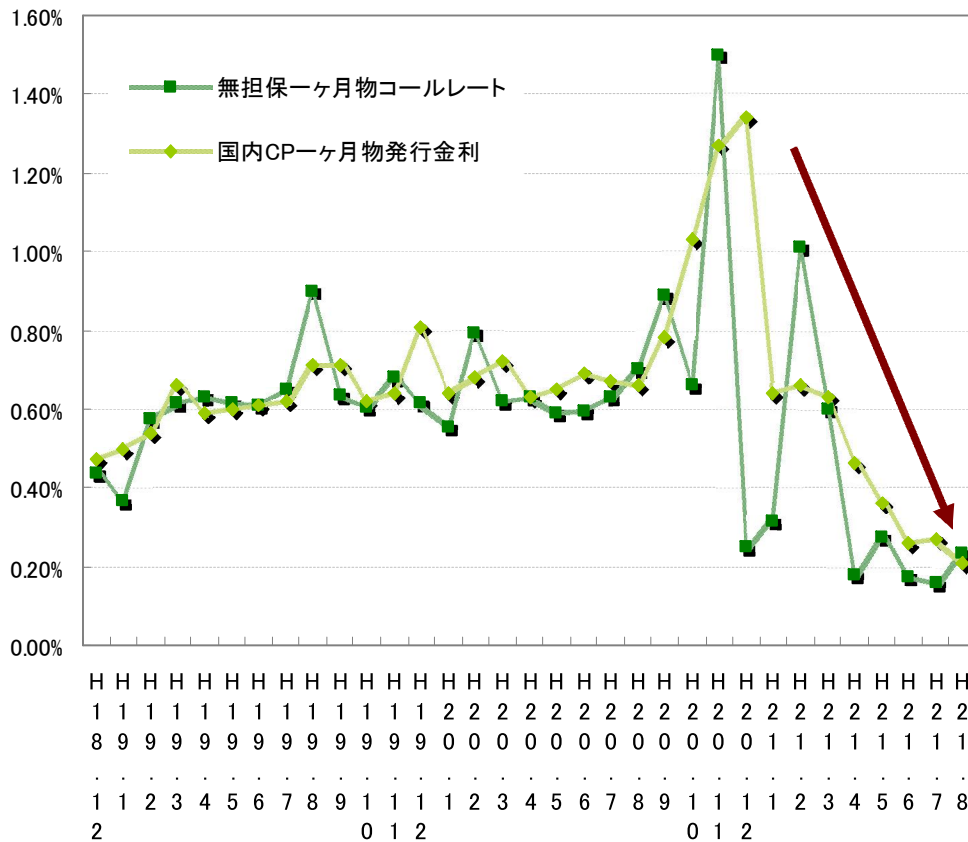


*中小企業基本法に基づく

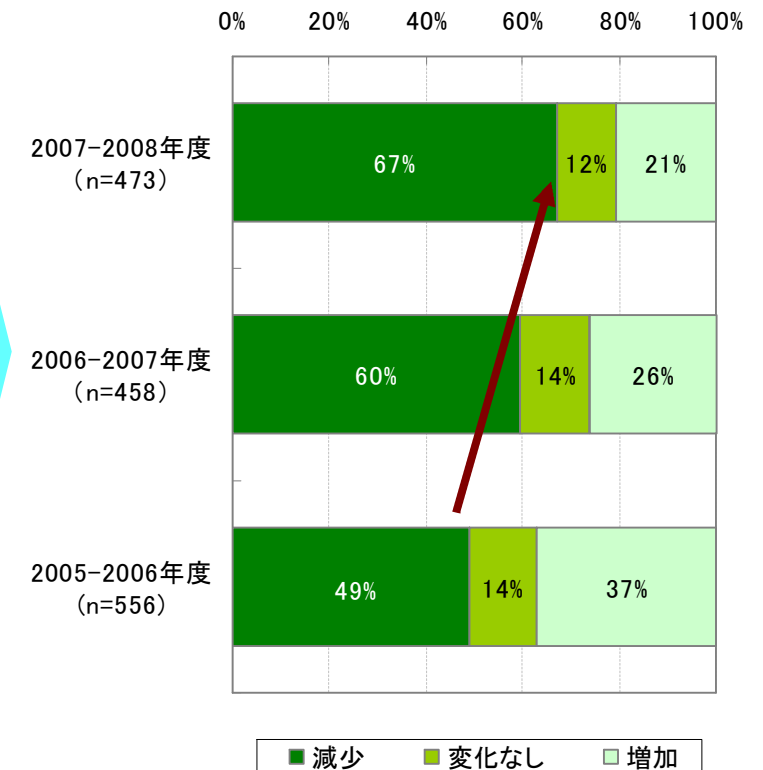
IV-3. 金融市場(金利動向)の推移

- 短期金融市場の金利は、世界同時不況後の大幅金融緩和策により低下している一方、貸金業者に限定すると、調達環境の厳しさから金融機関からの借入金には減少傾向が継続。

短期金融市場における金利の推移



(貸金業者)金融機関からの借入金増減



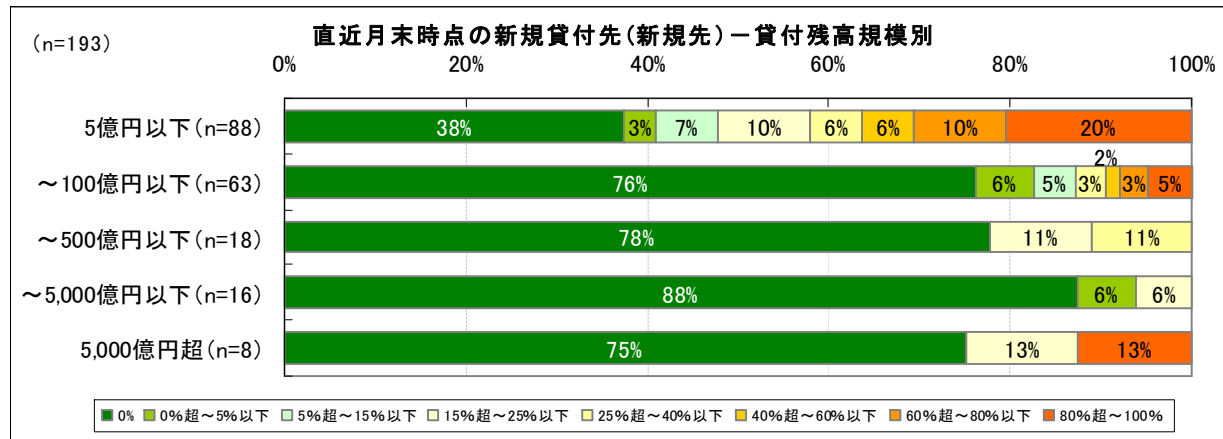
V. 資金需要者への影響と動向

V-1. 上限金利引下げ－貸金業者の対応状況

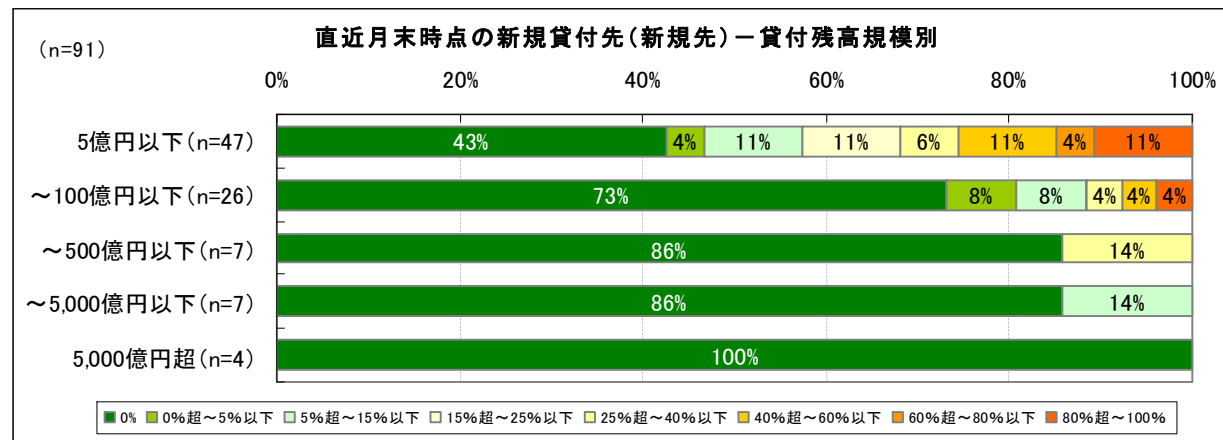
○ 金利引下げは、第4条施行に先行して対応が進んでいる。

上限金利引下げに伴い対応が必要な貸付先数割合(新規貸付)

無担保貸付
消費者向け



無担保貸付
事業者向け

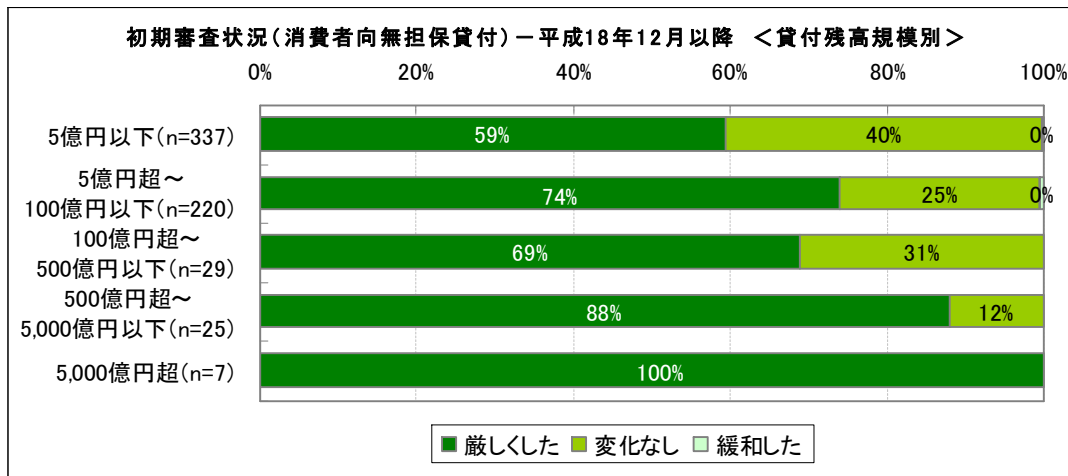
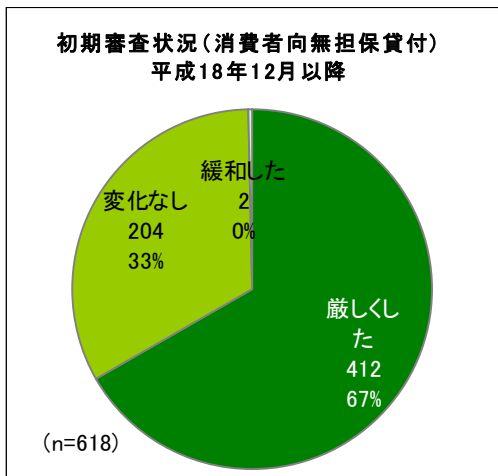


貸付残高規模が大きくなるほど、先行して、上限金利引下げ対応を進めている

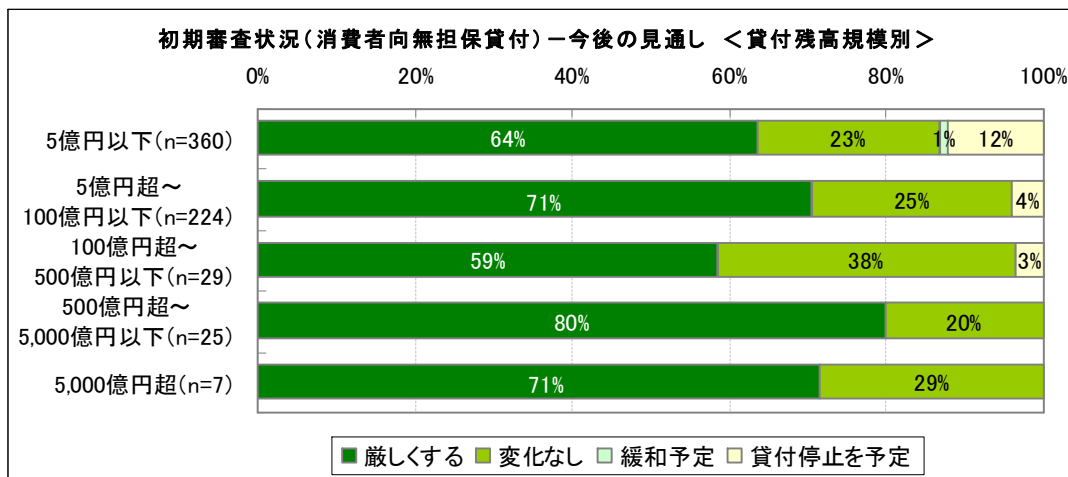
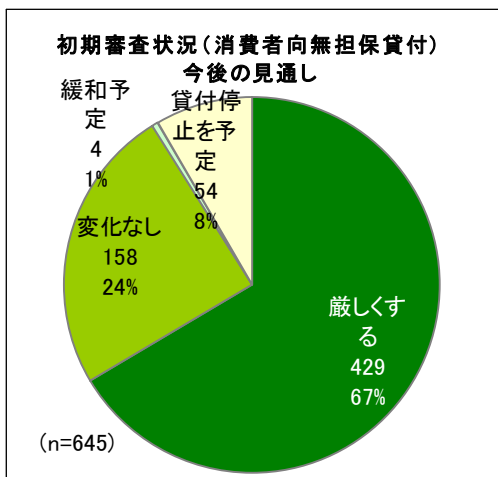
V-2. 審査姿勢の変化

- 融資申込みに対する審査姿勢につき、直近1年間と今後の見通しについて調査。
- 約7割の貸金業者が既に審査を厳格化。今後の見通しも厳格化が約7割。

現状



今後の見通し



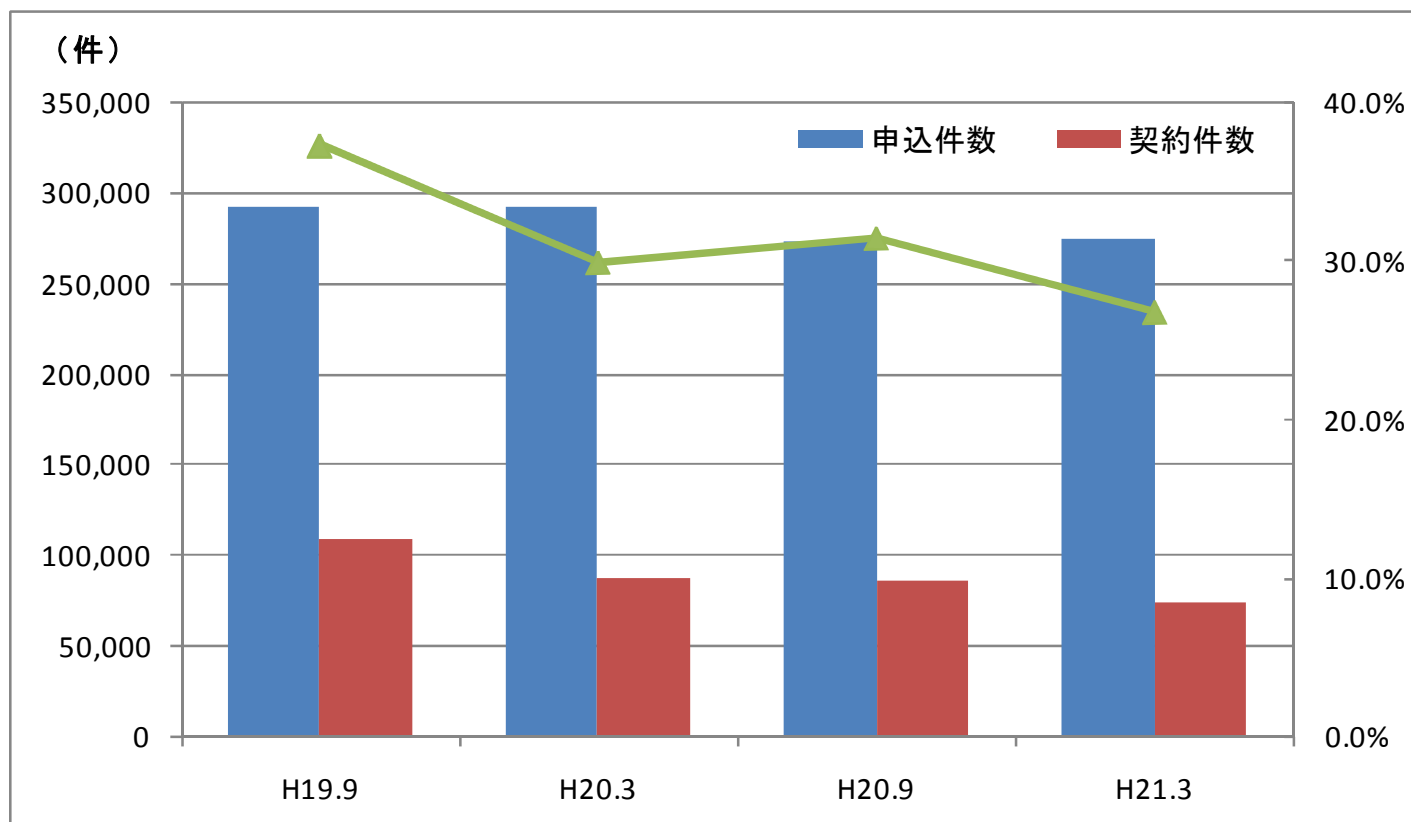
V-3. 成約率の推移

○ 貸金業者に借入の申込件数と契約件数を調査し、成約率を算出。

⇒成約率は、1年半で約37%から約27%に低下。(H19.9~H21.3)

⇒月間申込数約27万件に対し、契約は約7万件。4件に3件は融資断りの状況。(H21.3)

成約率－消費者金融業態における消費者向無担保貸付

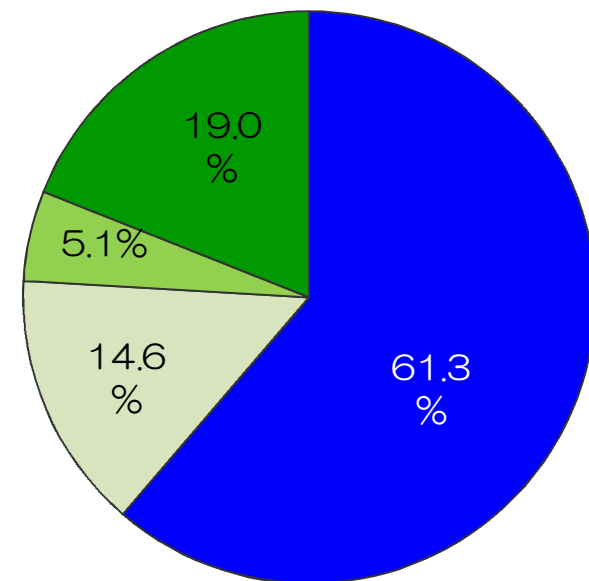


V-4. 借入申込結果の状況

- 直近1年間で借入の申込みを行った資金需要者に対し、申込結果について調査を実施。
⇒約4割の資金需要者が、希望通りの借入を行えていない。

借入申込み結果

選択肢	消費者金融会社	
	回答数	回答率
最終的に希望通りの金額で借入れできた	84	61.3%
最終的に借入れできたが、希望通りの金額ではなかった	20	14.6%
希望通りの金額ではなかったため最終的に借入をやめた	7	5.1%
借入を申込んだが最終的に断られた（最終的に借入れできなかった）	26	19.0%
合計	137	100.0%



- 最終的に希望通りの金額で借入れできた
- 最終的に借入れできたが、希望通りの金額ではなかった
- 希望通りの金額ではなかったため最終的に借入をやめた
- 借入を申込んだが最終的に断られた（最終的に借入れできなかった）

V-5. 与信制限者の行動

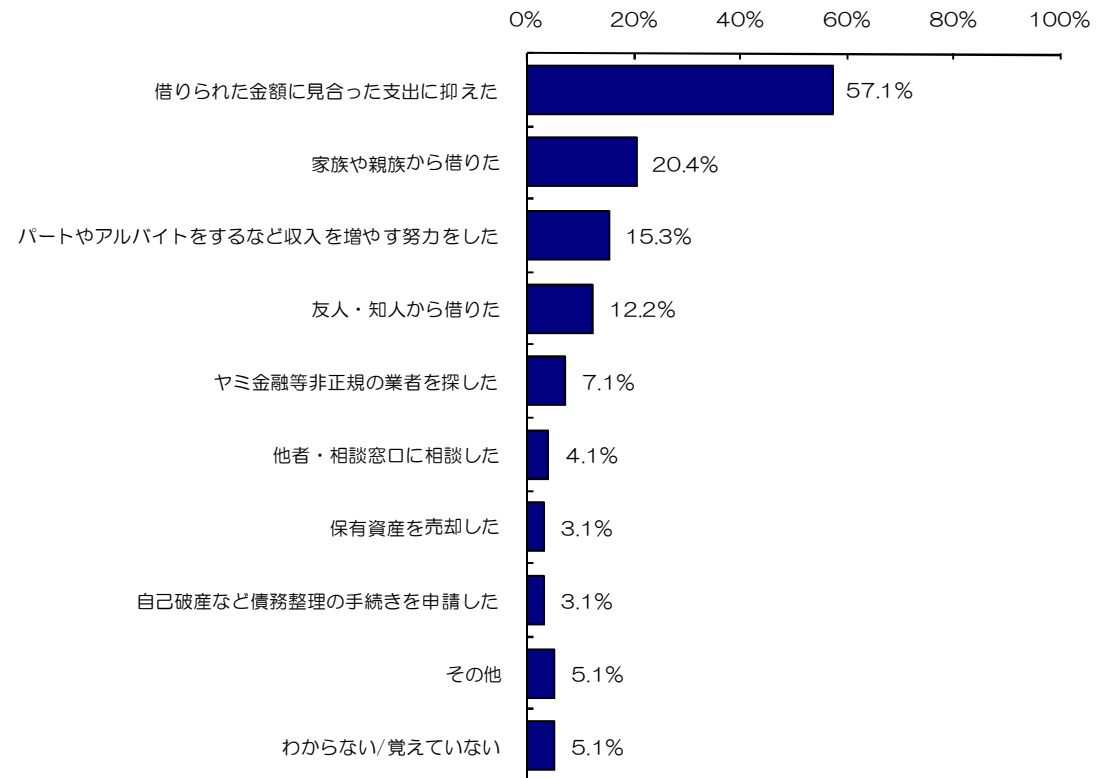
○ 申込の結果、希望通りの借入ができなかった資金需要者のその後の行動を調査。

⇒支出の抑制をする人が多く、収入を増やす努力もなされる。しかし、他のなんらかの手段で資金を手当てる、ヤミ金を探すといった回答も見られる。

与信制限者の行動

選択肢	回答数	回答率
借りられた金額に見合った支出に抑えた	56	57.1%
家族や親族から借りた	20	20.4%
パートやアルバイトをするなど収入を増やす努力をした	15	15.3%
友人・知人から借りた	12	12.2%
ヤミ金融等非正規の業者を探した	7	7.1%
他者・相談窓口に相談した	4	4.1%
保有資産を売却した	3	3.1%
自己破産など債務整理の手続きを申請した	3	3.1%
その他	5	5.1%
わからない/覚えていない	5	5.1%
回答者数	98	-

※複数回答



V-6. ヤミ金融の状況

○ 個人(一般消費者)の「ヤミ金融との接触有無」、「資金使途」、「利用した理由」に関し調査

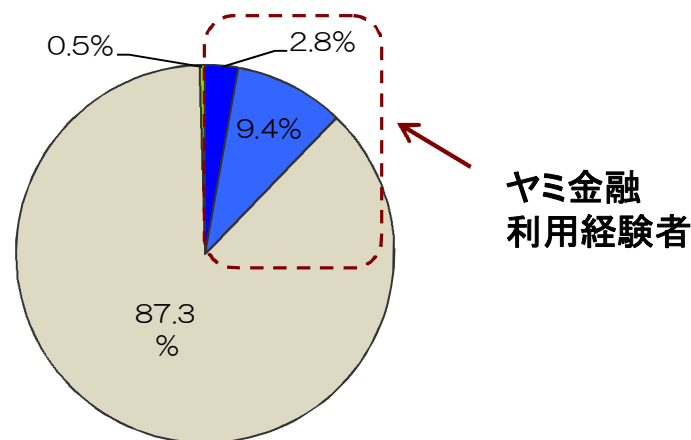
⇒借入利用者(現在残高あり)の12.2%はヤミ金融利用経験があり、2.8%は現在も利用中。

⇒ヤミ金融の資金使途は「生活費の補てん」が多く、利用理由は「緊急に資金が必要となったから」が多かった。

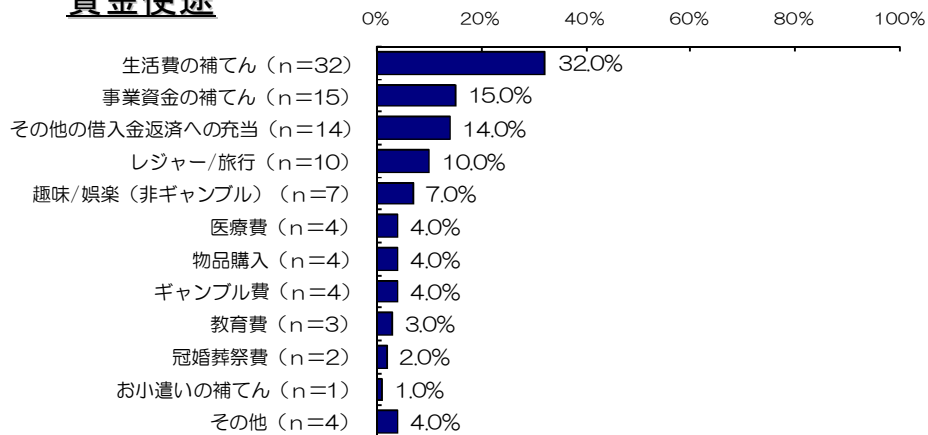
ヤミ金融との接触

選択肢	回答数	回答率
借りたことがある(現在も残高あり)	24	2.8%
借りたことがある(現在は残高なし)	80	9.4%
借りたことはない	743	87.3%
わからない/答えたくない	4	0.5%
合計	851	100.0%

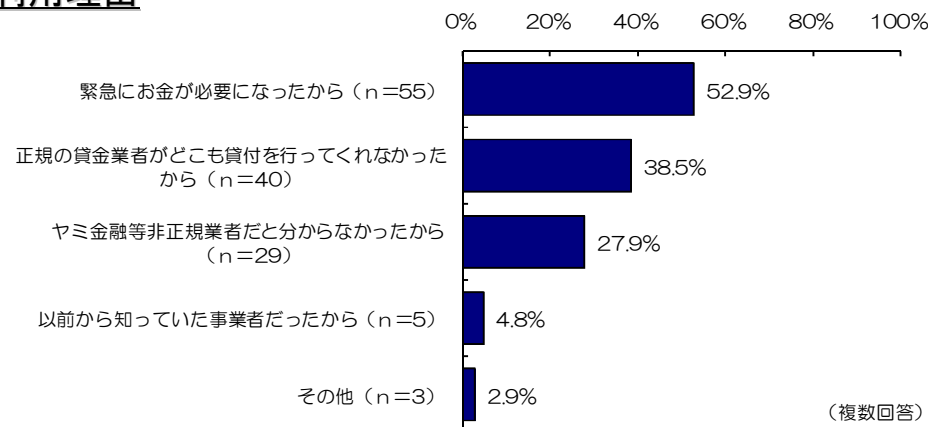
n=851 は、貸金業者からの借入利用者(現在残高あり)



資金使途



利用理由

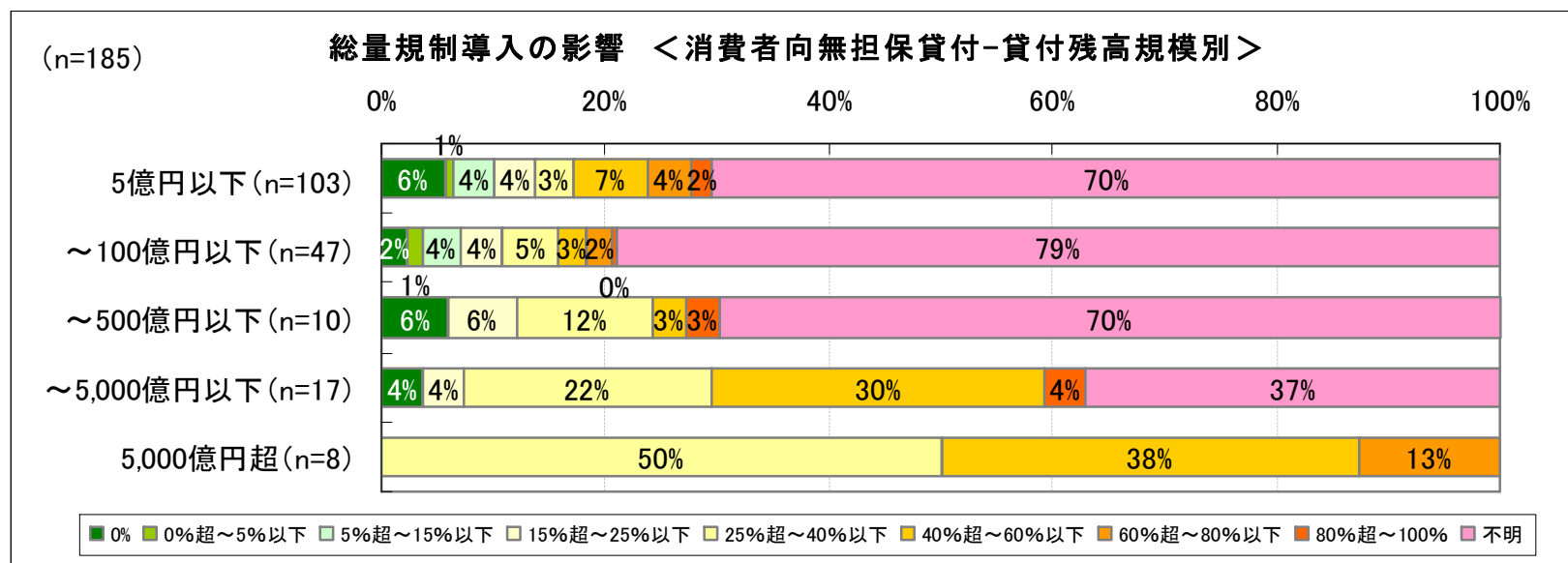


V-7. 総量規制導入の影響(1/2)

○ 貸金業者に対し、既存貸付債権の内、総量規制に該当する債権の保有割合を調査。

⇒残高500億円以下の貸金業者は約70%が不明と回答している。また、残高500億円超の貸金業者は、回答にばらつきが多く、総量規制の導入の影響度をつかめきれていない可能性が高い。

総量規制に該当する既存債権比率の事業者構成比



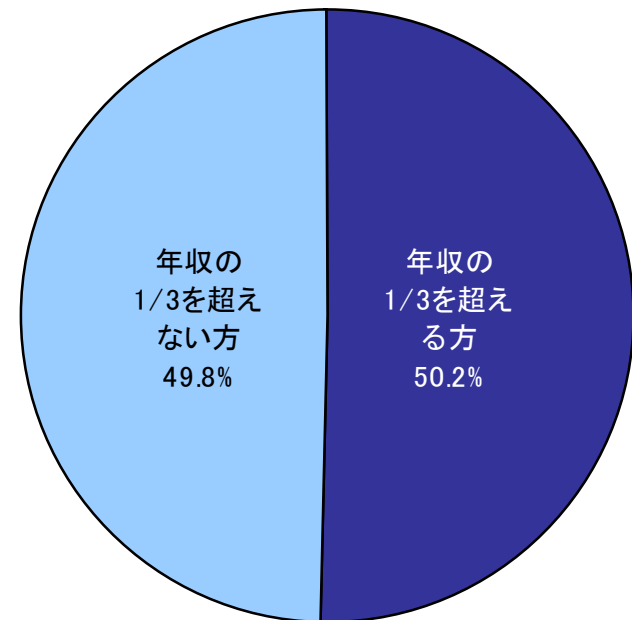
V-7. 総量規制導入の影響(2/2)

- 資金需要者(現在借入利用者)に対し、現在の借入額が年収に占める割合を調査。
 - ⇒約50%の借入利用者が、年収の1/3以上の借入があることが判った。
 - ⇒総量規制の導入により、約半数の現在借入利用者は、新規借入抑制対象となる。

総量規制導入の影響

<借入利用者(現在残高あり13,728名中、消費者金融利用者 n=4,064)>

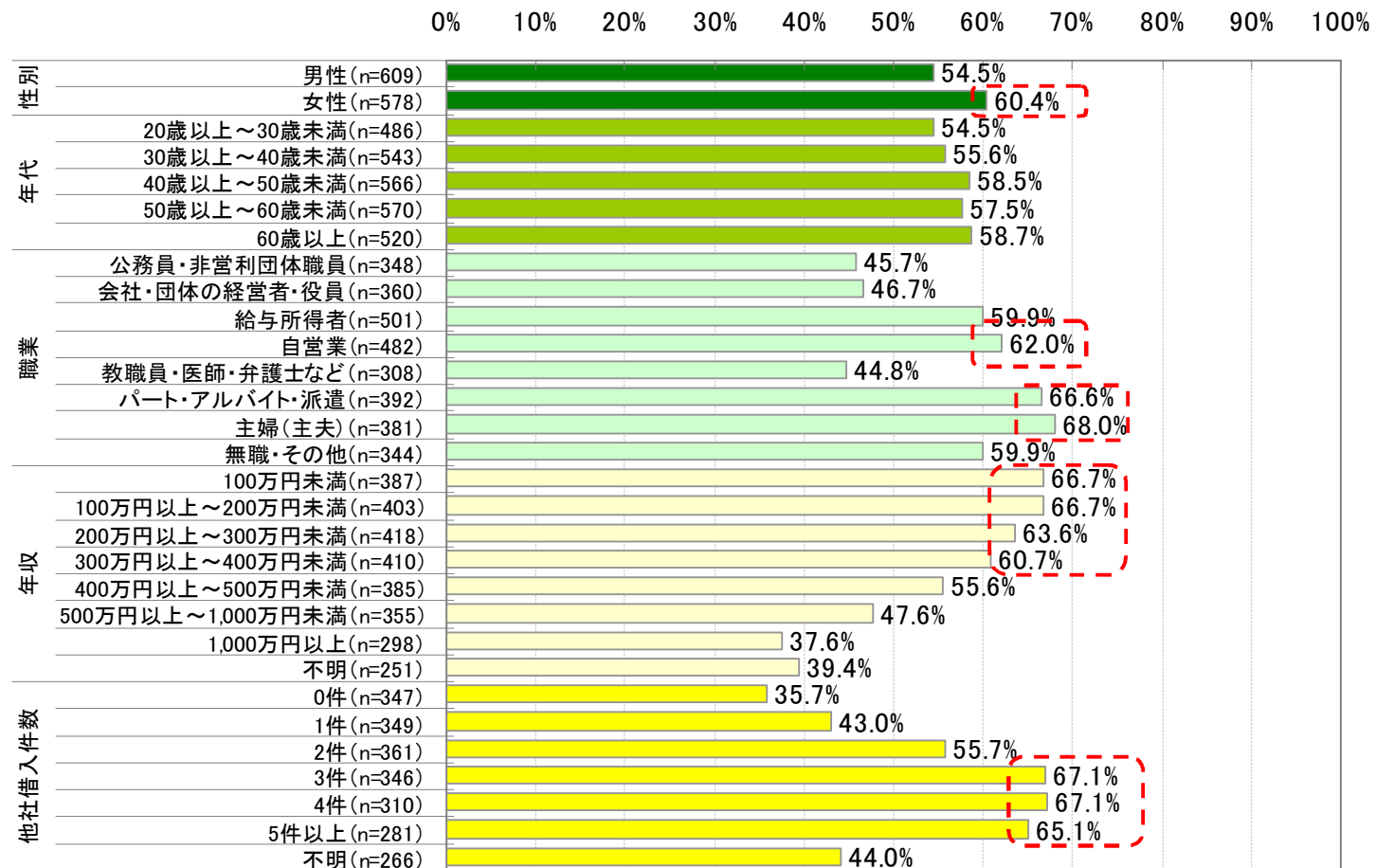
	回答数	回答率
年収の1/3を超える方	2,039	50.2%
年収の1/3を超えない方	2,025	49.8%
合計	4,064	100%



V-8. 完全施行の影響を受ける資金需要者像

- 貸金業者の60%超が、完全施行の影響を受ける個人として、「自営業」、「主婦(主夫)」、「非正規社員」「年収400万円未満」「借入件数3件以上」等を指摘。

完全施行に伴う与信姿勢の変化によって、影響を受ける与信先属性



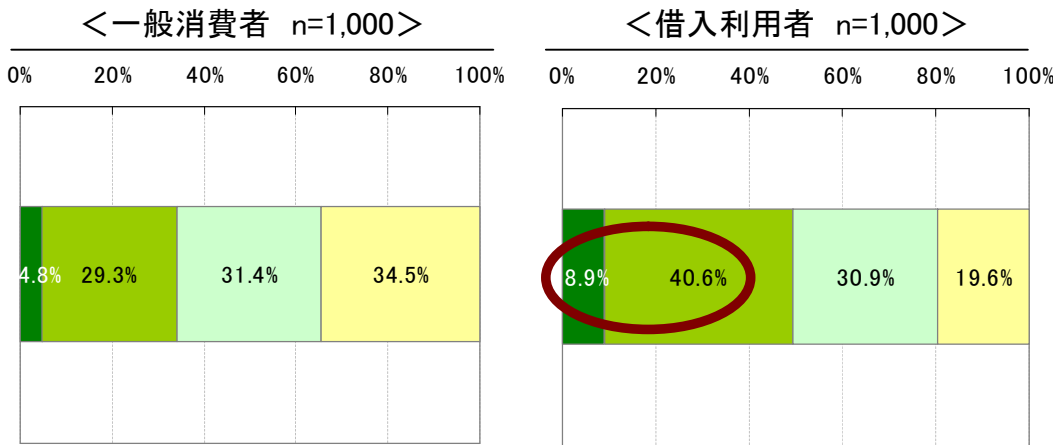
V-9. 貸金業法改正の認知率(一般消費者、借入利用者)

○ 資金需要者に対し、貸金業法改正の認知度を調査。

⇒一般調査では認知率34%程度(前年比+14ポイント)、借入利用者の回答に限定しても49%程度(前年比+10ポイント)。

⇒貸金業法改正を「知っている」回答者に対し、知っている改正項目を調査したところ、専業主婦(主夫)に関する認知が15.5%にとどまる。

貸金業法改正の認知



- 内容も含めてよく知っている
- 詳しい内容はわからないがある程度は知っている
- 聞いたことはあるが、内容は理解していない
- まったく知らない

<認知率 n=1,000、495>

選択肢	今回調査	
	回答数	認知率
借入できる総額が年収の3分の1までになる	428	42.8%
一社あたりの融資額が50万円を超える場合、もしくは借入総額が100万円を超える場合には、年収証明書の提出が必要となる	355	35.5%
上限金利が利息制限法の金利に引き下げられる	339	33.9%
借入情報は全て指定信用情報機関に登録される	255	25.5%
収入のない配偶者による借入の際は、収入のある配偶者の資力調査が行われ、同意取得も必要となる	155	15.5%
回答者数	495	-

(複数回答)

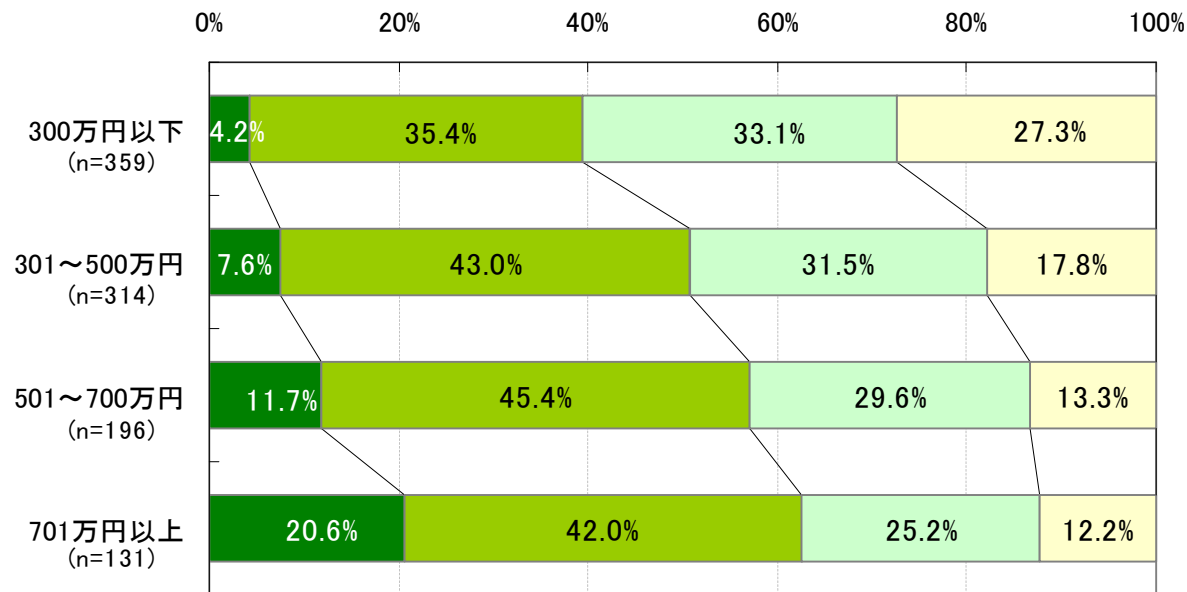
認知率: 借入利用者1,000名における各改正項目の認知比率

V-10. 貸金業法改正の認知率(年収別認知率)

○ 貸金業法改正の認知度を資金需要者の年収別で比較。

⇒借入利用者の年収別の認知率は、「300万円以下」(39.6%)、「301～500万円」(50.6%)、「501～700万円」(57.1%)、「701万円以上」(62.6%)となり、低年収なほど貸金業法改正に対する認知度は低くなっている。

貸金業法改正の認知(年収別認知率)



- 内容も含めてよく知っている
- 詳しい内容はわからないがある程度は知っている
- 聞いたことはあるが、内容は理解していない
- まったく知らない

V-11. 貸金業法改正の認知媒体

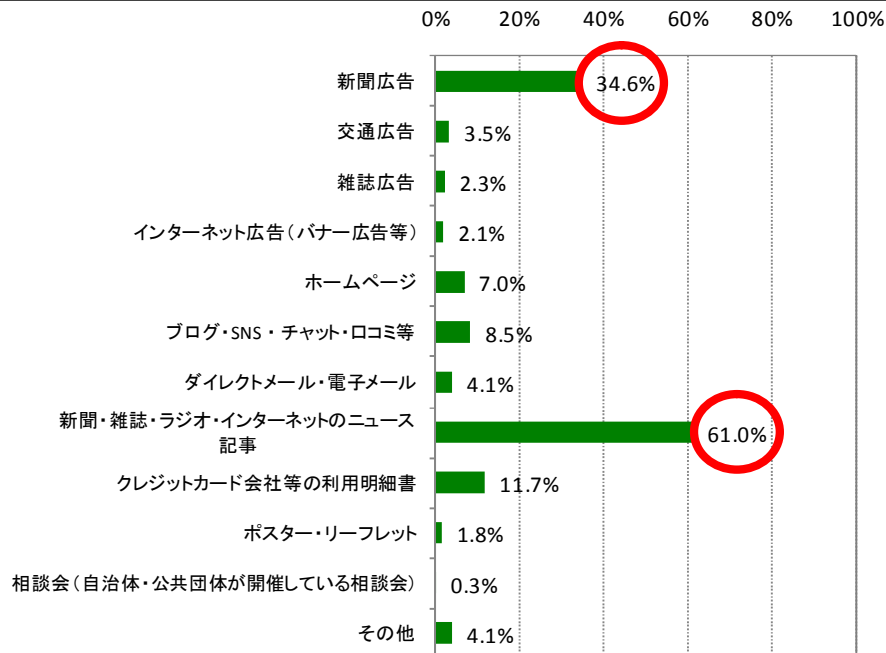
○ 貸金業法改正を認知するきっかけとなった媒体について、調査を実施。

⇒ 貸金業法改正を知っているとした一般消費者に対して、法改正を認知した媒体について調査したところ「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットのニュース記事」が61.0%と最も高く、次いで「新聞広告」が34.6%との結果となった。

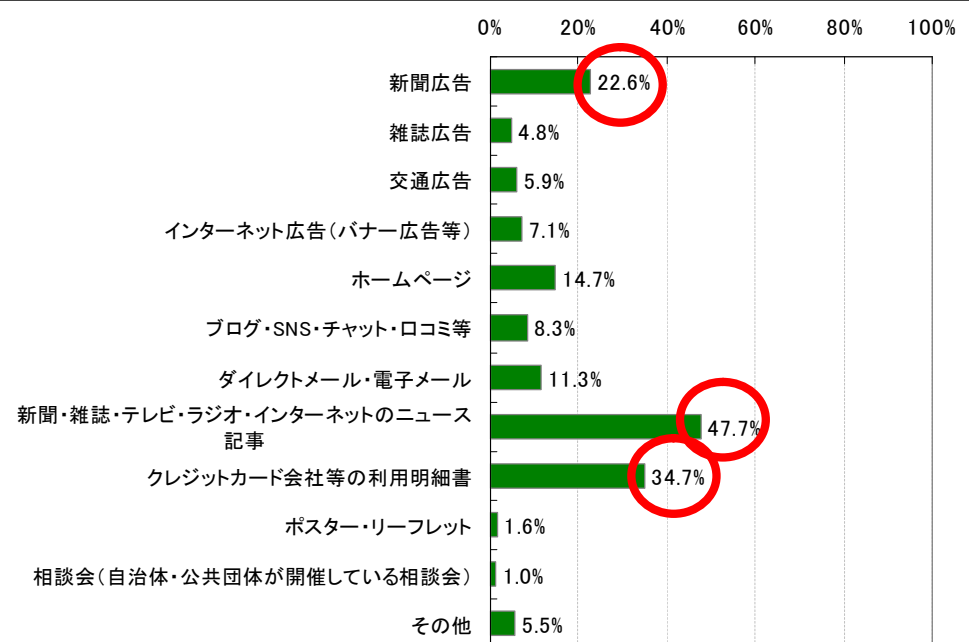
⇒ 貸金業法改正を知っているとした借入利用者に対して、法改正を認知した媒体について調査したところ「新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットのニュース記事」が47.7%と最も高く、次いで「クレジットカード会社等の利用明細書」34.7%、「新聞広告」22.6%との結果となった。

貸金業法改正の認知媒体

< 貸金業法改正を知っている一般消費者 n=341 (複数回答) >



< 貸金業法改正を知っている借入利用者 n=495 (複数回答) >



V-12. 収入を証明する書類の提出可否(借入利用者)

○ 収入を証明する書類の提出可否について調査を実施。

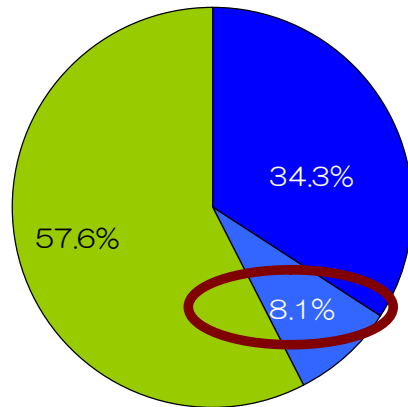
⇒借入利用者のうち、42.4%が「(直近一年間で)収入を証明する書類の提出を求められたことがある」と回答。

⇒「収入を証明する書類の提出を求められた」借入利用者のうち、80.9%が提出したと回答。

⇒「収入を証明する書類の提出を求められた」が提出しなかった借入利用者の理由は、「書類を準備するのがわずらわしかったから」が39.5%と最も高い結果となった。

収入を証明する書類の提出可否

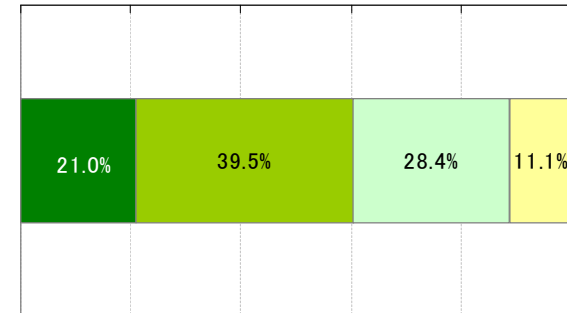
<借入利用者 n=1,000>



- 収入を証明する書類の提出を求められたことがある (提出した)
- 収入を証明する書類の提出を求められたことがある (提出しなかった)
- 収入を証明する書類の提出を求められたことはない

<提出しなかった理由 n=81>

0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 書類を持っていなかったから(紛失を含む)
- 書類を準備するのがわずらわしかったから
- 書類を提出したくなかったから
- その他

V-13. 収入を証明する書類の取得状況(貸金業者)

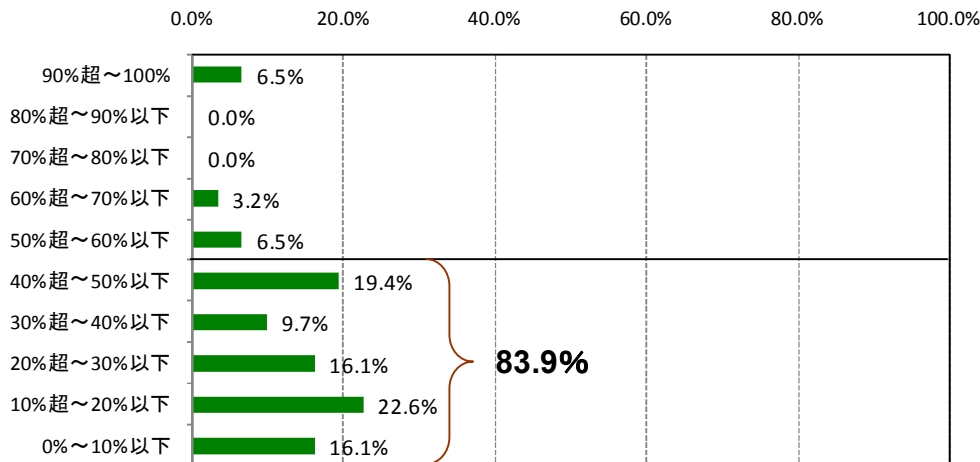
○ 収入証明書类等必要書類の取得状況について調査を実施。

⇒「完全施行に向けた対応状況等に関するアンケート調査」結果より、貸金業者の収入証明書類の取得率は取得必須顧客数に対する取得率では83.9%の貸金業者が「取得率が50%以下」と回答した。

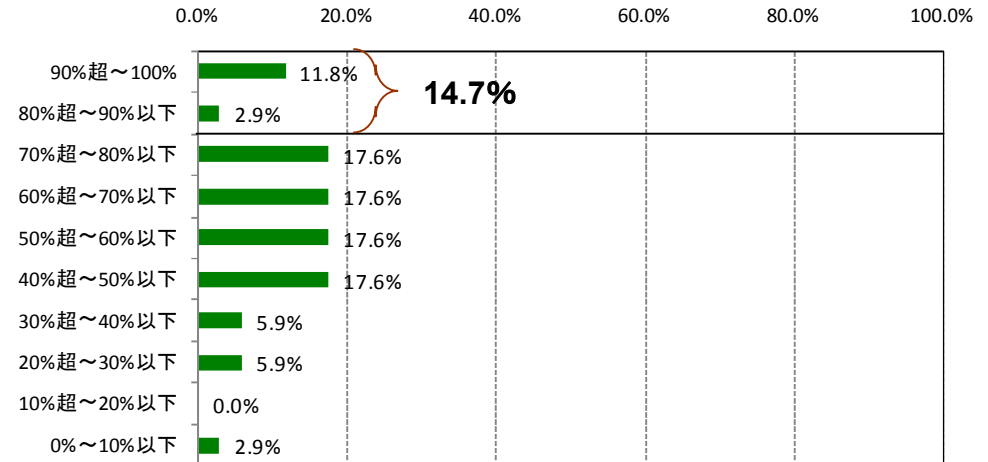
⇒完全施行時(平成22年6月を想定)の収入を証明する書類の取得率見込みも、取得率80%超とした貸金業者は14.7%にすぎない。

収入を証明する書類の取得状況

<取得必須顧客数に対する収入証明書類の取得率 n=31>



<平成22年6月を目途とした収入証明書類の取得率見込 n=34>



V-14. 配偶者の同意書等必要書類の提出可否(借入利用者)

○ 配偶者の資力調査と同意取得のための書類提出可否について調査を実施。

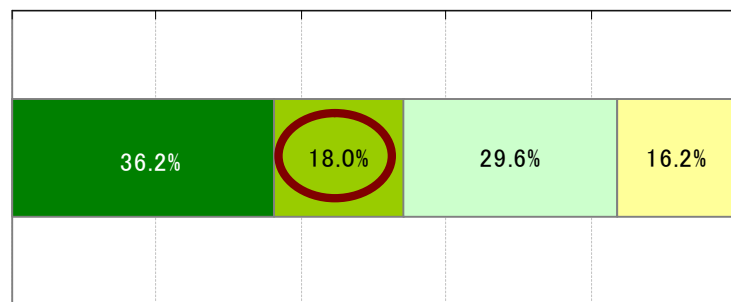
⇒専業主婦(主夫)のうち、36.2%が「提出は可能である」、29.6%が「書類提出の可否に関わらず、そもそも面倒だしそこまでするなら借入をやめる」、18.0%が「提出は困難である」と回答。

⇒「提出は困難である」と回答した専業主婦(主夫)のうち、「配偶者に書類提出を相談する(借金を打ち明ける)ことにより、夫婦関係が気まづくなる恐れがあるから」が52.2%で最も高く、「配偶者が現在のあなたの借入に反対しているから(反対しそうだから)」が21.1%であった。

配偶者の同意書等必要書類の提出可否

<専業主婦(主夫) n=500>

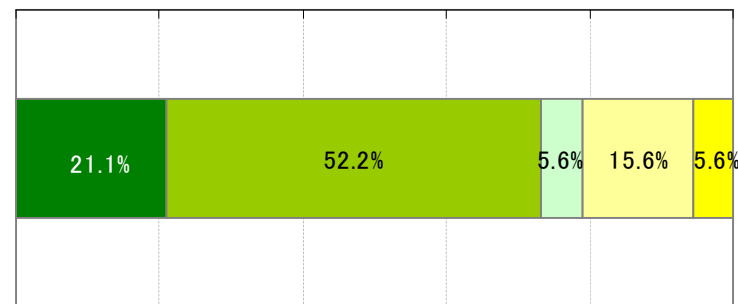
0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 提出は可能である
- 提出は困難である
- 書類提出の可否に関わらず、そもそも面倒だしそこまでするなら借入をやめる
- 分からない

<提出困難な理由 n=90>

0% 20% 40% 60% 80% 100%



- 配偶者が現在のあなたの借入に反対しているから(反対しそうだから)
- 配偶者に書類提出を相談する(借金を打ち明ける)ことにより、夫婦関係が気まづくなる恐れがあるから
- 配偶者が個人情報(住民票や収入証明等)を提出するのを嫌がるから(嫌がりそうだから)
- あなた自身が配偶者の個人情報(住民票や収入証明等)を提出するのに抵抗があるから
- その他

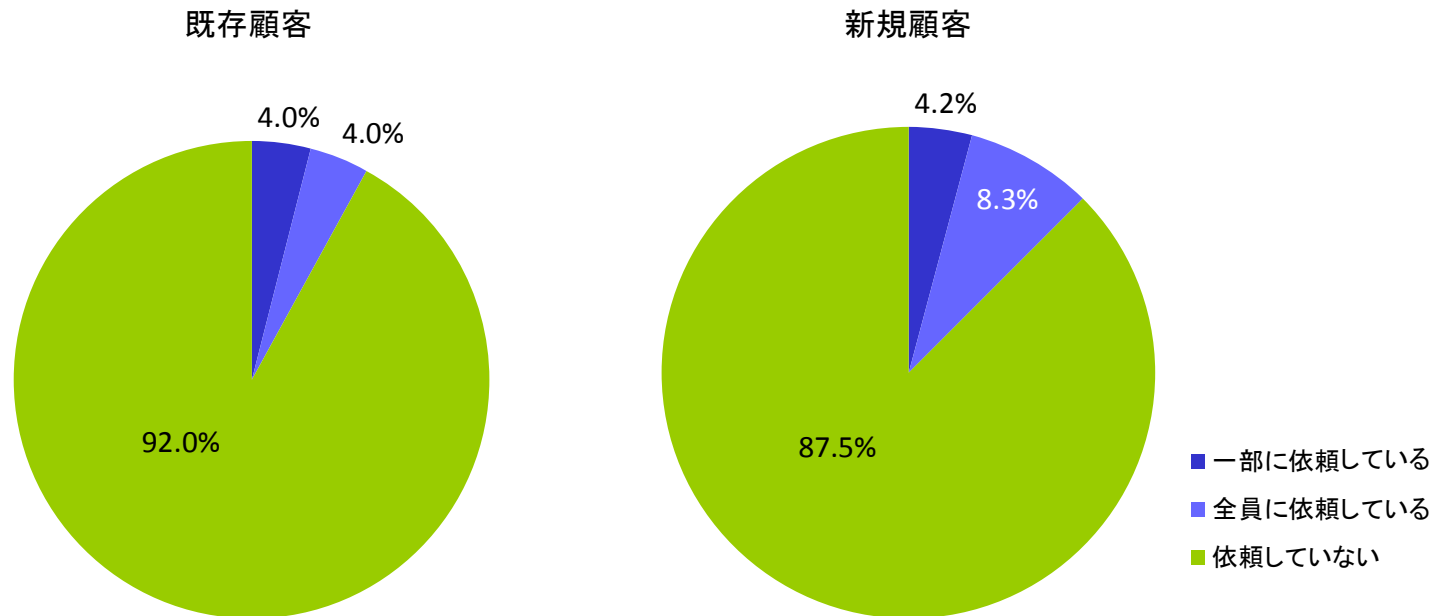
V-15. 配偶者の同意書等必要書類の取得状況(貸金業者)

○ 配偶者の同意書等必要書類の取得状況について調査を実施。

⇒貸金業者の専業主婦(主夫)への同意書等必要書類の提出依頼は、既存顧客に対しては8.0%、新規顧客に対しては12.5%にとどまった。

同意書等必要書類の提出依頼状況

<専業主婦(主夫)への同意書等必要書類の提出依頼(既存、新規顧客) n=25(既存)、n=24(新規)>

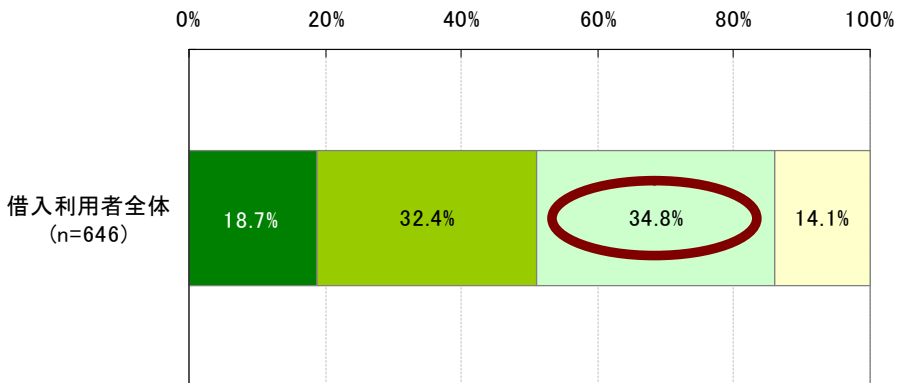


V-16. 法改正に関する意見

- 今回の貸金業法改正について、借入利用者に対して意見を聞いたところ、「よい」「中立的」をあわせて51.1%を占めるが、34.8%の人が「問題がある」としている。
- 問題がある中身を聞いてみると「返済できている限り、規制をかけるのはおかしい」「生活していけなくなりそうで困る」といった意見がみられる。

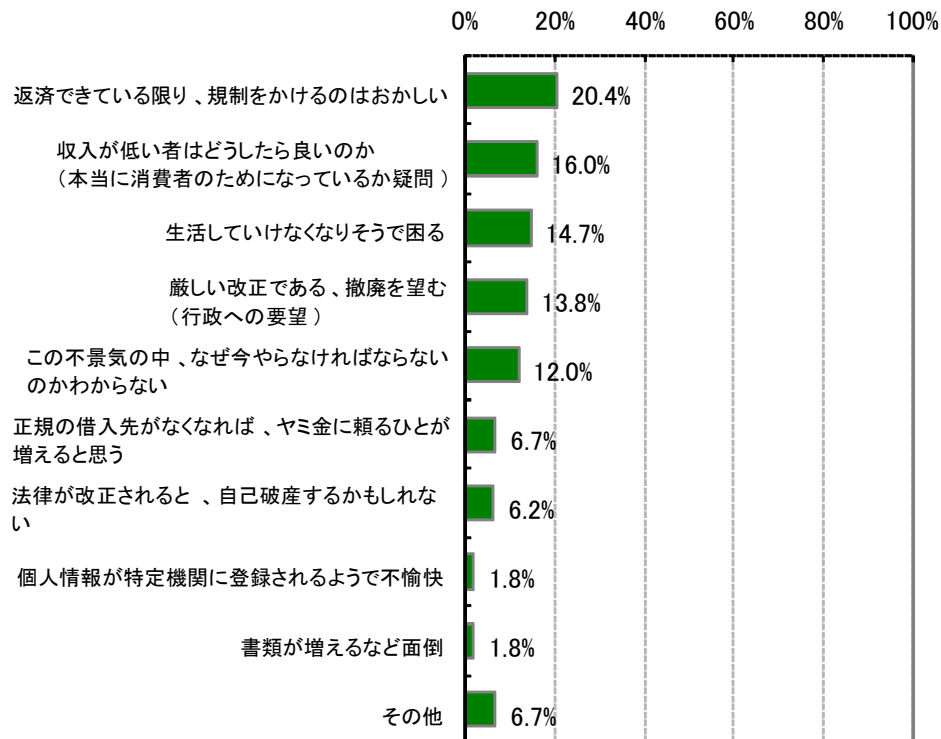
法改正に対して「問題がある」とする借入利用者の意見

＜借入利用者(総量規制該当者・総量規制非該当者)1,000名のうち、貸金業法改正に対する意見として回答のあった借入利用者(総量規制該当者・総量規制非該当者) n=646＞



■ 法改正に対して「良い」とする意見
 ■ 中立的な(その他)意見
 □ 法改正に対して「問題がある」とする意見
 □ よくわからない

＜法改正に対して「問題がある」とする意見 n=225＞



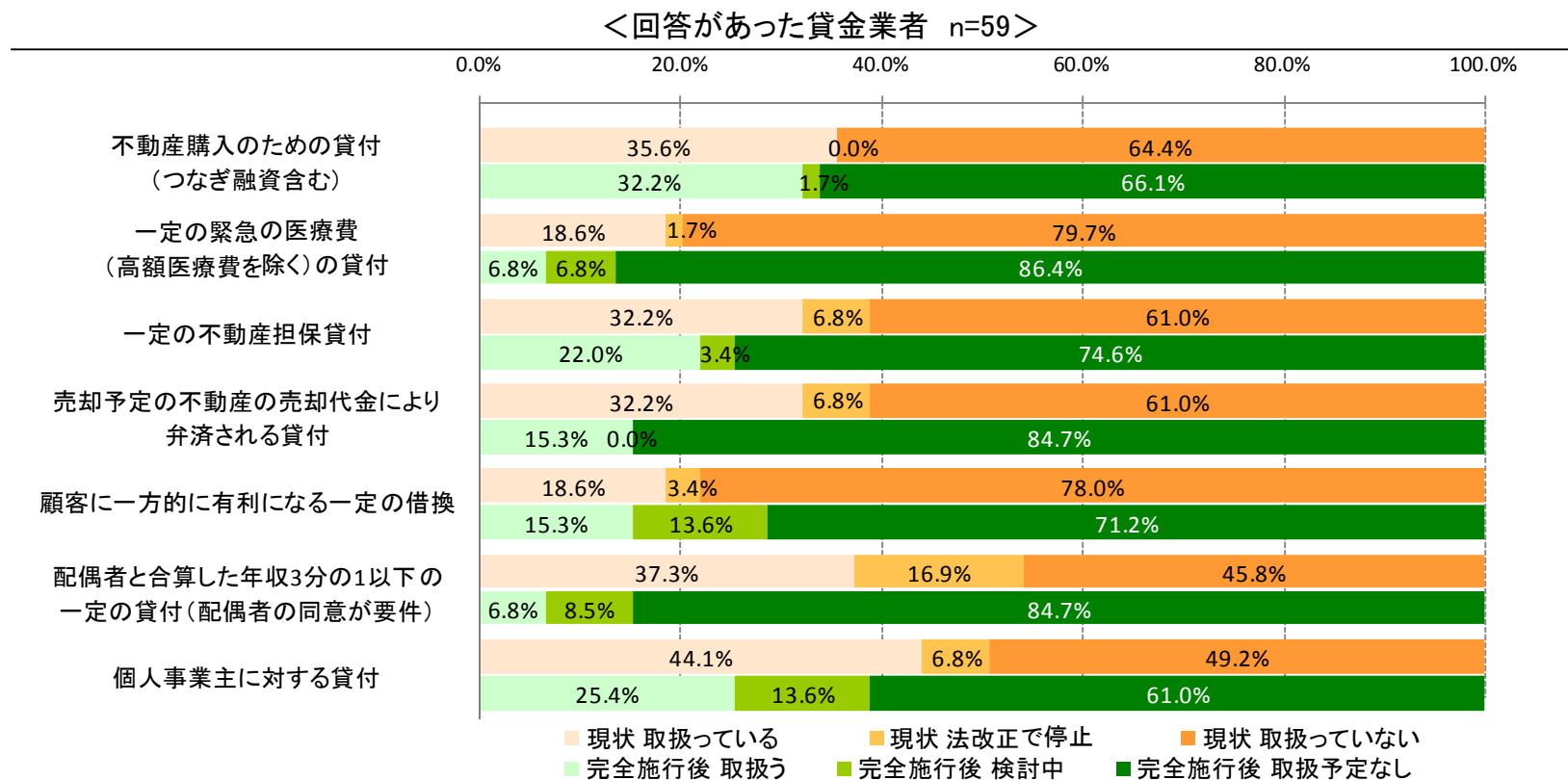
V-17. 総量規制の適用除外および例外貸付の対応(貸金業者)

○ 総量規制の適用除外および例外貸付の法改正前の取扱い状況と完全施行後の取扱いについて調査。

⇒完全施行後の例外・除外貸付は、「顧客に一方向的に有利になる一定の借換」を除き、取扱停止を予定している貸金業者が多い。

⇒特に個人事業主、専業主婦(主夫)に対する貸付については、現状取扱いをしている貸金業者の多くが完全施行後は取扱いをしないと回答した。

総量規制の適用除外および例外貸付対応の法改正前の取扱いと完全施行後の取扱い



VI. 資金需要者(中小企業・個人事業主)への影響と動向

VI-1. 事業性資金の借入先

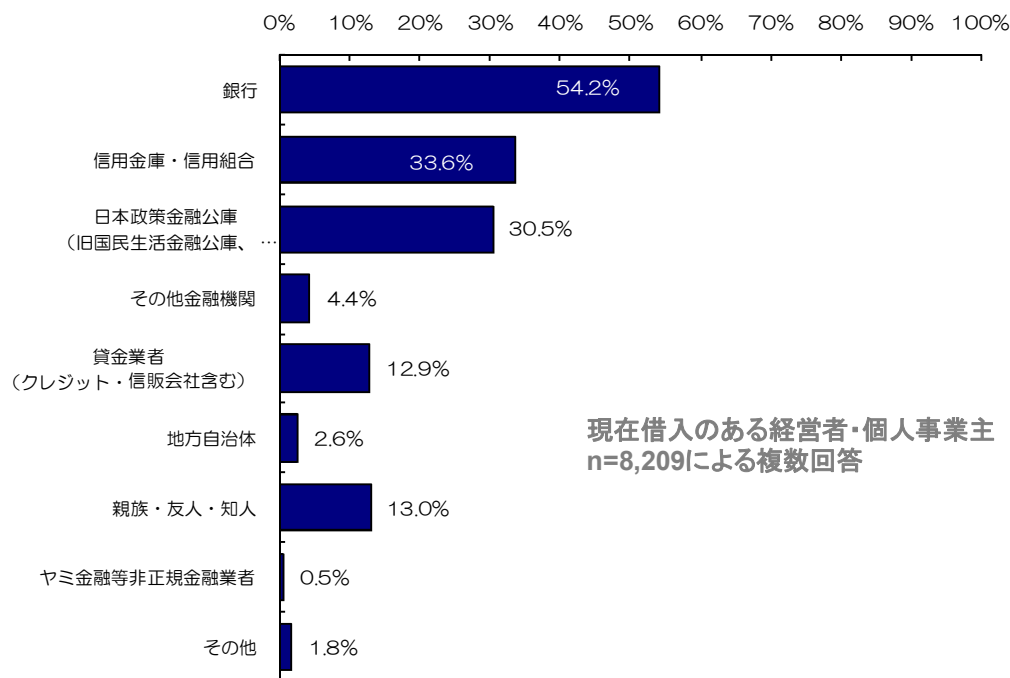
○ 資金需要者(経営者・個人事業主)に、事業性資金の借入先の調査を実施。

⇒銀行等金融機関が中心ではあるが、貸金業者からの借入も13.0%が利用している。

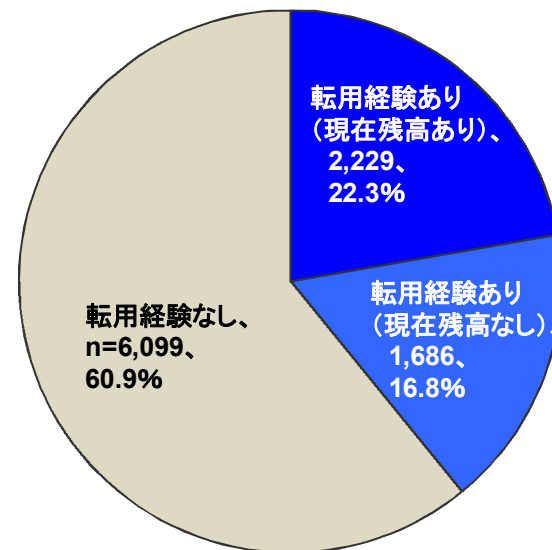
⇒また、39.1%は個人として借入を行った資金を事業性資金に転用しており、うち22.3%が現在残高がある。

事業性資金の借入先と、個人借入の事業性資金への転用経験

事業性資金の借入先



個人借入の事業性資金への転用経験



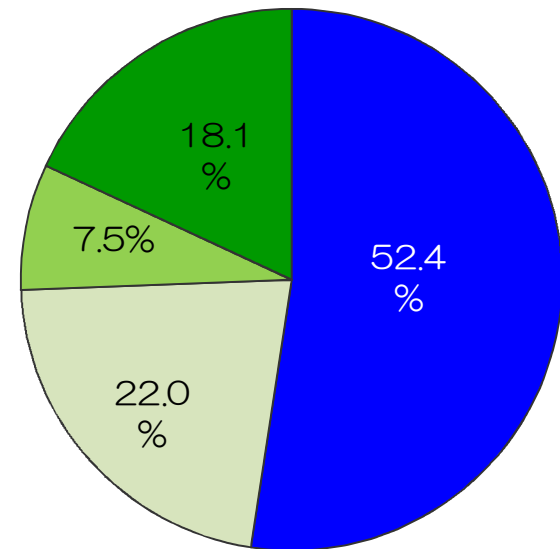
個人での借入経験のある経営者・個人事業主 n=10,014

VI-2. 借入申込結果の状況

- 貸金業者に借入申込を行った資金需要者（経営者・個人事業主）の申込結果を調査。
 - ⇒希望通りの金額で借入ができた割合が約5割だが、残りの約5割は希望通りの金額ではなかったり、借入を断られたりしている。
 - ⇒先の資金需要者調査（45頁）と比較して、より厳しい状況となっている。

貸金業者に借入申込みを行った資金需要者の申込結果

選択肢	今回調査	
	回答数	認知率
借入を申し込み、希望通りの金額で借入できた	252	52.4%
借入を申し込み、最終的に借入はできたが、希望通りの金額ではなかった（減額された）	106	22.0%
借入を申し込み、希望通りの金額ではなかったため借入をやめた	36	7.5%
借入を申し込んだが、断られた	87	18.1%
合計	481	100.0%



- 最終的に希望通りの金額で借入れできた
- 最終的に借入れできたが、希望通りの金額ではなかった
- 希望通りの金額ではなかったため最終的に借入をやめた
- 借入を申し込んだが最終的に断られた（最終的に借入れできなかった）

VI-3. 与信制限者の行動

○ 申込の結果、希望通りの借入ができなかった資金需要者のその後の行動を調査。

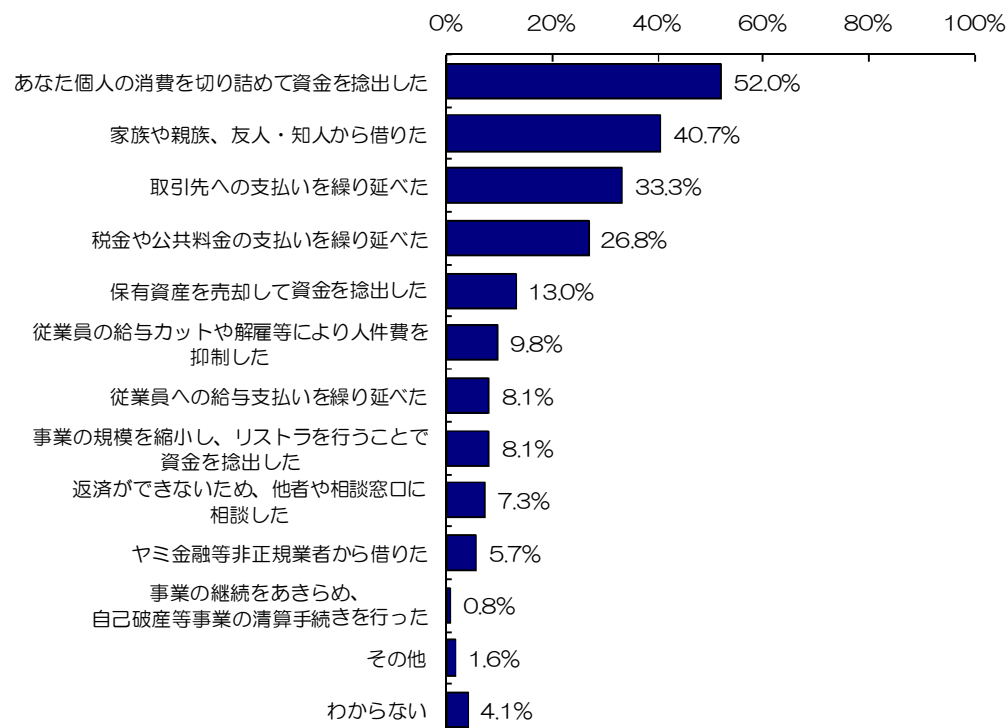
⇒「個人消費を切り詰めて資金を捻出した」回答が半数以上である。

⇒「取引先への支払いの先送り」、「従業員給与支払いの先送り」、「税金・公共料金支払いの先送り」等、周囲に影響を与える行動も。

希望通りの借入ができなかった、中小企業経営者・個人事業主の行動

選択肢	回答数	回答率
あなた個人の消費を切り詰めて資金を捻出した	64	52.0%
家族や親族、友人・知人から借りた	50	40.7%
取引先への支払いを繰り延べた	41	33.3%
税金や公共料金の支払いを繰り延べた	33	26.8%
保有資産を売却して資金を捻出した	16	13.0%
従業員の給与カットや解雇等により人件費を抑制した	12	9.8%
従業員への給与支払いを繰り延べた	10	8.1%
事業の規模を縮小し、リストラを行うことで資金を捻出した	10	8.1%
返済ができないため、他者や相談窓口にご相談した	9	7.3%
ヤミ金融等非正規業者から借りた	7	5.7%
事業の継続をあきらめ、自己破産等事業の清算手続きを行った	1	0.8%
その他	2	1.6%
わからない	5	4.1%
回答者数	123	-

(複数回答)



VI-4. ヤミ金融の状況

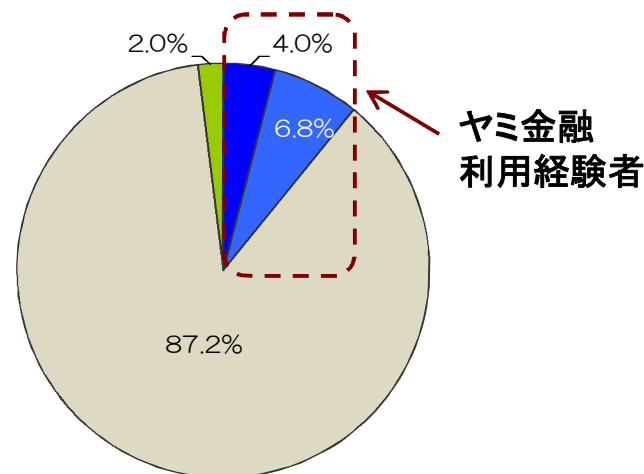
○ 経営者・個人事業主の「ヤミ金融との接触有無」、「資金使途」、「利用理由」に関し調査

⇒借入利用者（現在残高あり）の10.8%はヤミ金融利用経験があり、4.0%は現在も利用中。

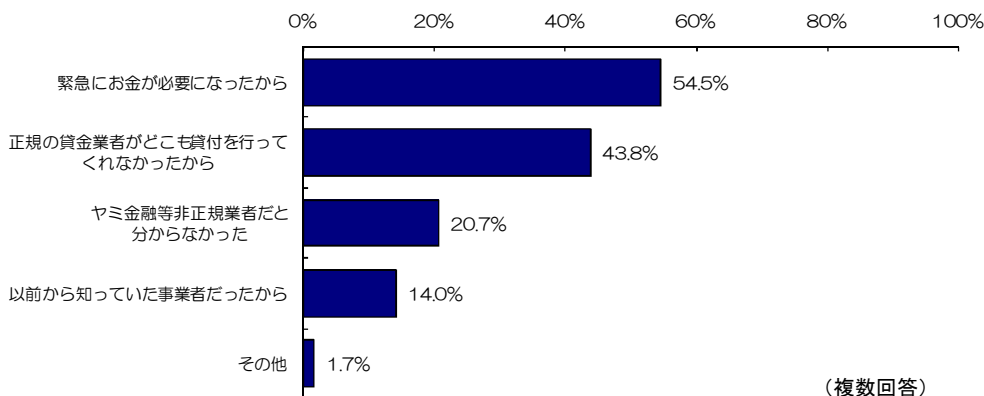
⇒また、ヤミ金融利用経験者の属性は個人事業主及び資本金2,000万円未満の中小零細企業の経営者で、75.2%を占める。

ヤミ金融との接触

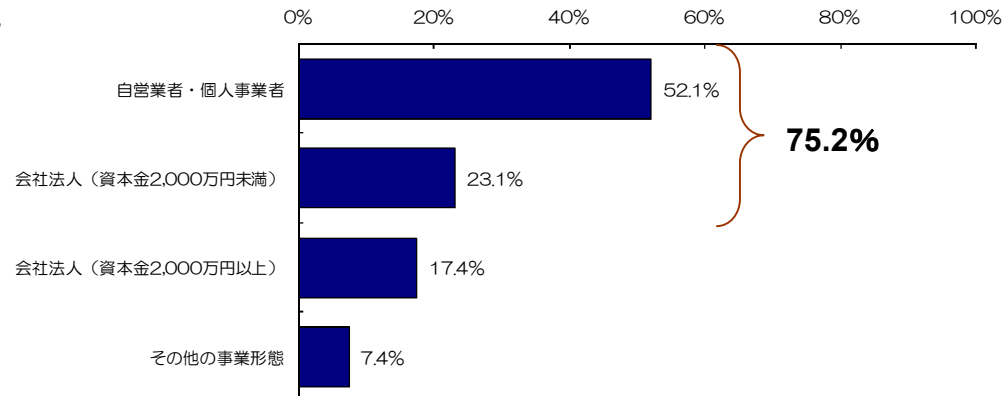
選択肢	回答数	回答率
借りたことがある（現在も残高あり）	45	4.0%
借りたことがある（現在は残高なし）	76	6.8%
借りたことはない	974	87.2%
わからない/答えたくない	22	2.0%
全体	1,117	100.0%



利用理由



利用構成



VI-5. 貸金業法改正の認知率

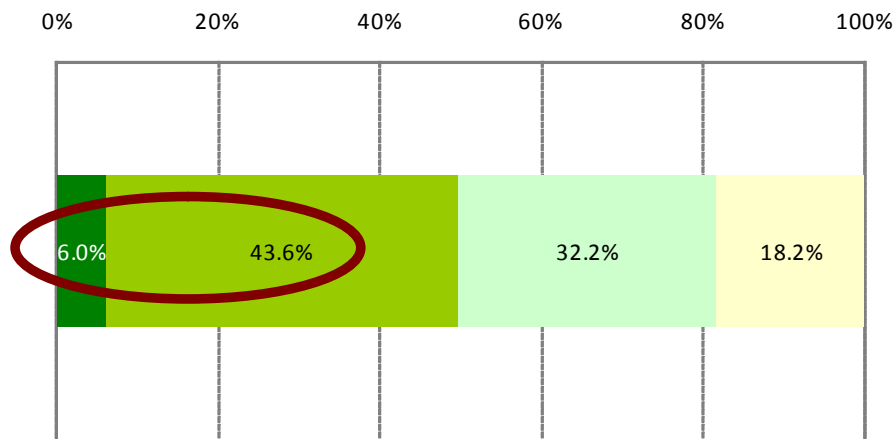
○ 資金需要者(個人事業主)に対し、貸金業法改正の認知度を調査。

⇒貸金業法改正について「内容も含めてよく知っている」、「ある程度は知っている」は合わせて49.6%程度。

⇒貸金業法改正の具体的な項目の認知率は、「借入できる総額が年収の3分の1までになる」が43.2%と最も高く、次いで「年収証明の提出」が36%となった。個人事業主にとって大きな影響を受ける「個人事業主による借入の場合、事業計画書等の提出が義務付けられる」については14.2%にとどまる。

貸金業法改正の認知

<個人事業主 n=500>



- 内容も含めてよく知っている
- 詳しい内容はわからないがある程度は知っている
- 聞いたことはあるが、内容は理解していない
- まったく知らない

<認知率 n=500、248>

選択肢	今回調査	
	回答数	認知率
借入できる総額が年収の3分の1までになる	216	43.2%
一社あたりの融資額が50万円を超える場合、もしくは借入総額が100万円を超える場合には、年収証明書の提出が必要となる	180	36.0%
上限金利が利息制限法の金利に引き下げられる	152	30.4%
借入情報は全て指定信用情報機関に登録される	111	22.2%
個人事業主による借入の場合、事業計画書等の提出が義務付けられる	71	14.2%
収入のない配偶者による借入の際は、収入のある配偶者の資力調査が行われ、同意取得も必要となる	68	13.6%
回答者数	248	-

(複数回答)

認知率:個人事業主500名における各改正項目の認知比率

VI-6. 事業実態が分かる書類の提出可否

○ 事業実態が分かる書類の提出可否について、個人事業主に対して調査を実施。

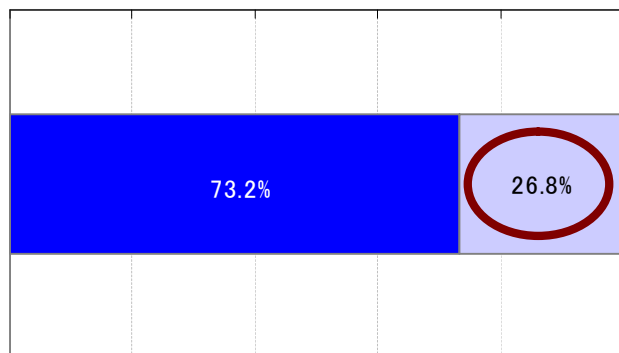
⇒個人事業主のうち、26.8%が「提出はしない(困難である)」と回答。

⇒「提出は困難である」と回答した個人事業主のうち、「書類を提出したくないから」が41.8%で最も高く、次いで「書類を準備するのがわずらわしいから」が29.9%との結果となった。

事業実態が分かる書類の提出可否

<個人事業主>
n=500

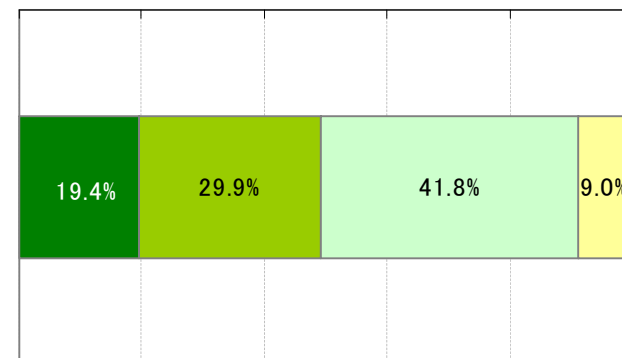
0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 提出は可能である □ 提出はしない(困難である)

<提出困難な理由>
n=134

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 書類を持っていないから(紛失を含む)
■ 書類を準備するのがわずらわしいから
■ 書類を提出したくないから
■ その他

VI-7. 返済能力の根拠となる書類の提出可否

○ 返済能力の根拠となる書類の提出可否について、個人事業主に調査を実施。

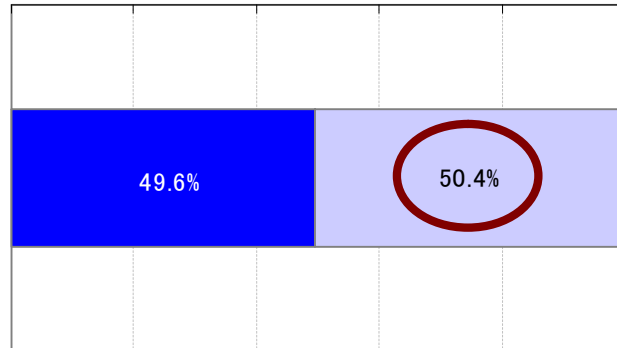
⇒個人事業主のうち、50.4%が「提出はしない(困難である)」と回答。

⇒「提出は困難である」と回答した個人事業主のうち、「書類の作成方法が分からないから」が33.7%で最も高く、次いで「書類を準備するのがわずらわしいから」が24.6%との結果となった。

返済能力の根拠となる書類の提出可否

<個人事業主 n=500>

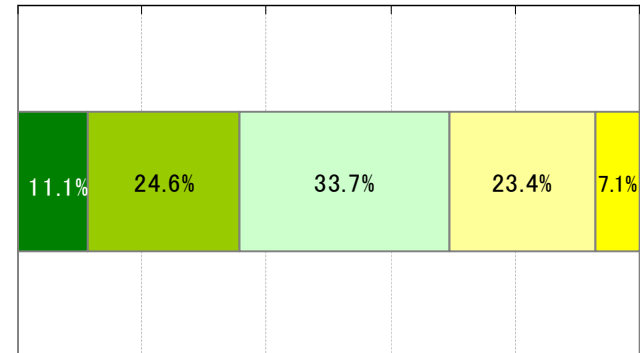
0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 提出は可能である □ 提出はしない(困難である)

<提出困難な理由 n=252>

0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 書類を持っていないから(紛失を含む)
■ 書類を作成するのがわずらわしいから
■ 書類の作成方法が分からないから
■ 書類を提出したくないから
■ その他

VII. 資金需要者の声

VII-1. 一般消費者(1/2)

- JFSA相談センター・支部および、ホームページに寄せられたご意見・ご質問を抜粋。

【業法改正に対して「良い」とする意見】

- 広告に掲載あることを待ち望んでいた。多重債務者が減ることで自殺者も減り、社会のためになる。
- 新聞で拝見しましたが、大変結構なことだと思っていますし、総量規制については、すぐにでも施行していただきたい。

【総量規制への意見】

- 現在遅れなく返済しているが、総量規制のために借りられなくなってしまった。今後返済も出来なくなる。協会から「こんな法律はおかしい」ともって言ってほしい。こんな状況では今までホワイトの人がブラックになってしまう。需要者も困るが供給者も困るだろ！ 枠があるのに、急にこれ以上は貸すことができませんというのは契約違反じゃないか？ こんな法律は今まで知らなかった。生活出来ない。
- 総量規制で1/3までしか借りられないということを知った。自分は困っているときに貸してくれたので過払い金返還請求はしたくない。むしろ困ったときに貸してもらえなくなるのが困る。多重債務者を救済するために国が法律をつくったんだろうが自分と同様に考える者が多いと思う。
- 今まで遅延もなくきちんと返済してきたが、現在借入れ枠が200万円くらいあり、収入の3分の1を超えている。いきなり、限度額を決めてしまわれて借入れ出来なくなったら、非常に困ってしまう。理解できないわけではないが、自分のように困る人はたくさんいるはずだ。自殺者が増えると思う。
- 現在まで借入れをしていて、遅滞なく返済してきたが、今回借りれないのか。必要な借入れが今後出来ない場合、何処から借りればいいのか。消費者が、困っている実情を何処に言えばいいのか。

VII-1. 一般消費者(2/2)

- JFSA相談センター・支部および、ホームページに寄せられたご意見・ご質問を抜粋。

【配偶者の収入証明提出に対する意見】

- 専業主婦なので収入はない。配偶者の収入証明も事情があり出せない。その場合は返済のみとなることはわかったが、返済が厳しい場合や急に借りれなくなったときの救済方法はあるのか。弁護士等に債務整理を依頼するしかないのでしょうか。今まで遅れることなくきちんと返済してきたのにおかしい。
- 長年、夫には内緒で家計のために借入をしていた。特段、多重債務でもなければ、返済に困り四苦八苦しているわけでもないのに、夫の同意を取ったり所得証明を提出したりするとなれば、なんでもなかった夫婦間に亀裂が生じることも考えてしまう。今後、借り入れられなくなるのと同じ。どうしたらよいのか悩んでしまう。

【その他全般的な意見】

- 今回の法改正について低所得者をいじめることになり、闇金被害を増やすことになるのではないか！なぜこんな法律改正やるんだ。
- 多重債務問題はよくあるが、この法律が良い方向になるか疑問です。30年間消費者金融会社等に借入したり、返済したりしてきた。その間助けられ、危機を乗り越えられて来ました。このような制度があったら困るし、消費者の事をえて考えて欲しい。

VII-2. 経営者・個人事業主(1/2)

- JFSA相談センター・支部および、ホームページに寄せられたご意見・ご質問を抜粋。

【総量規制への意見】

- 総量規制により、年収の上下動が大きい事業主等は今の制度では実質的にカードを持つことが出来なくなる。結果として、ヤミ金しか頼るところは無くなる。
- 趣旨は理解できますが、きちんと約定どおりに返済している者からすれば貸し渋り、貸しはがしと捉えざるをえません。しかもこんな不況時にです。まったく問題のない人まで規制を敷くのは問題だと思います。むしろこの規制により自己破産や自殺者が急増するのは目に見えています。残念です。
- 今回、この制度によって私は総量規制の枠を超えた金額を借りています。しかし、一度も返済を怠ったこともなく、遅延リストにも載らず、借り入れをしていました。なぜ、金を借りるのかわかりますか？年収が低いからです。生活に困っているから、一時的に借りるのです。枠の範囲内で。年収の低い人は生活に困っても、借りるなど言っているんですね。遅延リストに載ったら、借り入れ規制の対象として、返済が適切に行われている段階で規制の対象を外すという考えは出てこなかったのでしょうか？
- 総量規制はヤミ金業者を増やすだけです。中小零細業者は資金繰りにカードローンや消費者ローンを一時的に使う事が多いです。(銀行なんか敷居が高くて貸してくれません。時間もかかります。)こんな総量規制をされたら、どこから借りたら良いのでしょうか？
- 現在300万の枠を利用して200万残高がある。ひとりで事業をしている、運転資金としての利用である。経済状況厳しく赤字決算。借入不能であれば事業行き詰るだろうし、場合によってはヤミ金に手を出す可能性も否定できず。
- 個人で事業を営んでいる。特に利用していないカードもあるが、事業資金で緊急の入用なことを考えたくさんローンカードをもっているのだが、すべてのカードの極度額を合わせると現時点で年収の3分の1を超えてしまっている。

VII-2. 経営者・個人事業主(2/2)

- JFSA相談センター・支部および、ホームページに寄せられたご意見・ご質問を抜粋。

【総量規制への意見】

- この総量規制の法律の施行でかなりの自営業者は、倒産に陥ることと思います。繋ぎ資金を金融機関は貸さないが、クレジット会社は貸してくれるので今まで倒産を免れることができたが、この不況の上貸金業法の改正により一層ホームレスが増えてくると思います。我々にとっては死活問題の重大事件である。よって本法律の施行は反対である。
- キャッシング等からの借り入れで何とか自営業を継続しています。もちろん遅れ無く金利を支払いながらやってきました良い事では無い事は百も承知です！この規制によって回っていた部分も回らなくなりそうです。今後、自殺者が増える事を覚悟の上の決断なのではないでしょうか？私も生きていけないと思います。

【各種資料の提出について】

- 今までの取引実績を無視して一律に年収証明等の確認を義務付けるのは大反対。個人情報情報の実質的共有化は、管理が杜撰な現状では大変危険。各金融業者が独自に信用情報を持つべき。
- 今回の改正貸金法が施行されるにあたりカード会社から年収証明の書類の提出を請求されました。私は自営業でカード会社から借り入れしながら店を営んでおりうまく店を経営しております。しかしこの法律のせいでもうヤミ金しかないかと思うのと同時に死にたくくなります。なぜ無理やり生活を壊されるのですか？更に生活しにくくなり自殺者が増えると思います。
- 個人事業主は、今後、決算書の提出を求められる様だが、個人事業主の場合、決算書の数字は悪い場合が多いが、そうなると、借入れが出来なくなるが、その場合の対応策はあるのか、自分で考えろという事か。法改正により、今後破産者が更に増え、多くの資金需要者に迷惑が掛かる事となる。
- 証明等の公的機関書類提出は情報流出につながり、個人情報強制的に提出させるのは問題だと思うし、断固抗議するプライバシーの侵害も甚だしい、絶対にやめてもらいたい。

まとめ

まとめ-1. 改正貸金業法の効果進行

- 完全施行に先行して、金利の引き下げ、審査姿勢の厳格化による過剰貸付の防止等が進行し、借入件数5件以上の利用者は、減少している。

上限金利の引き下げ

- ✓ 個人向けの貸付金利20%超の残高割合は41%に(前年比12%減少)
- ✓ 事業者向け貸付金利20%超の残高割合は9%に(前年比32%減少)

過剰貸付の防止 (総量規制の導入)

- ✓ 審査の厳格化が進行し貸付が急速に縮小している
- ✓ 借入件数5件以上の利用者は2年余りの期間で67%減少している
177万人(平成19年2月)→ 59万人(平成21年5月)
- ✓ 個人向け貸付の1件当たり単価が20.1万円(平成19年9月)から
17.2万円(平成21年3月)に14%減少

貸金業の適正化

- ✓ 相談窓口の拡充が図られ、当協会でも年間4万件を超える相談対応を行っている。
- ✓ 貸金業務取扱主任者資格の国家試験化と第1回の試験で3万人を超える合格者が生まれた。
- ✓ 日本貸金業協会における自主ルールの浸透、監査の実施と違反者の処分等により業界自主規制が機能してきている

まとめ-2. 貸金業界の現状と資金需要者への影響

環境の変化

- ✓ 中小企業の倒産件数が平成19年4月以降5%~15%増加
- ✓ 完全失業率が平成20年11月以降悪化し最近では5%を超えている

貸金業界の動向

- ✓ 金利引き下げ、総量規制を先取りした審査の厳格化が進行
- ✓ 資金調達環境の悪化
- ✓ 利息返還請求の高止まり
- ✓ 収益構造の悪化(事業経費が利息収入を上回る)
- ✓ 廃業、事業撤退、リストラの増加
- ✓ 貸付先の選別厳格化による貸付件数、残高の縮小
- ✓ 小額の事業者向け貸付けの縮小撤退

資金需要者への影響

- ✓ 既存の個人借入利用者の約50%が総量規制により新規借入抑制対象
- ✓ 総量規制等消費者影響のある法改正内容の認知度が利用者の50%程度
- ✓ 貸金業者の廃業や支店統合等のリストラにより借入先がない地域拡大
- ✓ 収入証明等の必要書類の提出が困難で借入できない者が一定割合発生
- ✓ 借入を拒否される資金需要者の拡大
- ✓ 総量規制を知らないまま借入できず困惑する資金需要者発生の可能性
- ✓ ヤミ金被害拡大の恐れ

まとめ-3. 完全施行に向けて

- 貸金業法の目的「貸金業が我が国経済社会において果たす役割を全うし、資金需要者の利益の保護、国民経済の適正な運営に資する」を達成するために

■ソフトランディングに向けた法改正内容の認知度向上

- ✓資金需要者への告知強化(金融庁による徹底)

■借入れできない資金需要者への対応(ヤミ金被害防止)

■預金取扱金融機関にできない貸金業の資金供給機能を確保

- ✓貸金業の資金供給機能をマヒさせないための見直し

協会が行った調査概要一覧

■平成20年度「貸金業者の経営実態等に関する調査」(H20年度経営実態調査)

公表日：平成20年10月30日

調査対象：日本貸金業協会会員（回答：1,419者）

調査期間：平成20年7月4日～8月18日

調査機関：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

■「資金需要者等の現状と動向に関する調査」(H20年度資金需要者調査)

公表日：平成21年2月25日

調査対象：調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター

1. 消費者向けアンケート調査

プレ調査数：119,042名 借入経験者：3,177名（内843名が現在残高あり）

一般消費者：3,329名（内1,444名が借入経験者、内712名が現在残高あり）

調査期間：平成20年11月21日～12月2日

2. 経営者・個人事業主向けアンケート調査

プレ調査数：131,286名 借入経験者：1,117名

調査期間：平成21年1月5日～1月13日

調査機関：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

■平成21年度「貸金業者の経営実態等に関する調査」(H21年度経営実態調査)

公表日：平成21年10月26日

調査対象：4,683者（有効回答者数：協会員1,028者、非協会員202者）

調査期間：平成21年7月3日～8月10日

調査機関：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

■「貸金業法改正の認知等に関するアンケート調査」(H21年度認知調査)

公表日：平成21年10月26日

調査対象：調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター

プレ調査数：105,848名

一般消費者：1,000名（内294名は借入経験者（内残高あり128名、残高なし166名）

借入利用者：1,000名（内総量規制該当者500名、非該当者500名）

専業主婦（主夫）：500名 個人事業主：500名

調査期間：平成21年8月25日～9月4日

調査機関：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

■「完全施行に向けた対応状況等に関するアンケート調査」

公表日：平成21年11月24日

1. 借入利用者への調査

調査対象：調査会社に登録している20歳以上のインターネットモニター

プレ調査数：105,848名

一般消費者：1,000名（内294名は借入経験者（内残高あり128名、残高なし166名）

借入利用者：1,000名（内総量規制該当者500名、非該当者500名）

専業主婦（主夫）：500名 個人事業主：500名

調査期間：平成21年8月25日～9月4日

調査機関：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

2. 貸金業者への調査

調査対象：一定の貸付残高規模の特定協会員67社（回答：59社）

調査期間：平成21年9月18日～10月2日

■「貸金業界の月次統計資料の公表について」（月次統計資料）

公表日：毎月15日を目処

調査対象：一定の貸付残高規模の特定協会員67社

調査機関：株式会社エヌ・ティ・ティ・データ経営研究所

■「役員・従業員数等に関する調査」（従業員数等に関する調査）

公表日：未公表

調査期間：平成20年11月4日～11月14日

調査対象：日本貸金業協会会員（回答：1,946者）

■貸金業者に対する処分・勧告の状況（プレスリリース）

公表日：平成20年10月1日、12月4日、平成21年5月25日、10月1日

■貸金業務取扱主任者資格試験（プレスリリース）

<http://www.j-fsa.or.jp/exam/index.php>